

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波

学校再開に向けたガイドライン (初版)



平成 23 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

目 次

発刊にあたって	P 1
1 学校の体制づくり	
(1) 学校における職員の体制づくりについて	P 2
(2) 学級編成、教員定数等について	P 5
(3) 学校運営に関することについて	
① 学校再開のために考えなければならないこと	P 7
② 学校再開に向けて	P 10
③ 各種文書関係について	P 11
④ 教員研修について	P 11
2 児童生徒に関すること	
(1) 教科書、学用品等について	
① 教科書、学用品の給与、支援について	P 12
② 教科書等の給与に関するQ & A	P 16
(2) 心のサポートについて	P 19
(3) 児童生徒の健康管理について	
① 体育、保健体育の授業再開	P 23
② 臨時の健康診断・期健康診断	P 25
③ 学校給食	P 26
④ レクリエーション	P 27
(4) 児童生徒の就学援助について	P 30
3 教職員に関すること	
(1) 服務、給与関係について	P 31
(2) 教職員の健康管理について	P 34
(3) 関連給付事業について	P 44
(4) 教職員のための相談窓口	P 48
4 資料	
(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて	P 49
(2) レクリエーション関係	P 52
(3) 通知文等	P 59
5 様式	
(1) 【様式1】震災に伴う教材等の喪失調査	P 70
(2) 【様式2】教科書・副教材以外の学用品 (文房具をのぞく)の喪失調査	P 71
(3) 【別紙様式】無償義援物資(学用品)依頼書	P 72

発行にあたって

本冊子に示す内容は、あくまでも例であり、各市町村教育委員会が、この度の震災において生じた諸問題を解決し、克服していく際の判断材料として活用いただくための参考資料です。

本冊子を活用いただき、諸課題を検討する過程では、さらに新たな課題や解決すべき事柄が出てくるものと思われます。その際は、所管の教育事務所を通じて、県教育委員会へご相談下さい。最大限の協力と支援をして参ります。

県教育委員会では、本冊子を初版とし、各市町村教育委員会から相談いただいた内容も加えながら、さらに版を重ねていく予定です。被災された市町村において、再び子ども達の笑顔と歓声が響く教育活動が展開されるよう継続して協力して参ります。

岩手県教育委員会事務局

学校再開支援プロジェクト（小・中学校班）

1 学校の体制づくり

(1) 学校における職員の体制づくりについて

教職員課・人材育成担当

019-629-6122

① 災害時における教職員の役割

このたびの災害は非常に規模が大きく、市町村の行政対応能力を超えている場合もあり、避難所の運營業務を教職員が担当している状況もあります。避難所運營業務は市町村長の責務であります。避難所が開設されている学校においては、避難住民と共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要です。

学校は避難所における避難住民の自治組織の連携・協力を図りつつ、教職員の担当業務を明確にしていく必要があります。

② 教育活動の再開への対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童生徒の安全を確保することです。しかし、大規模災害に対応し、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校においても、災害の規模や被害の状況、地域の実情等により緊急の避難所となっております。

このため、各学校にあっては、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行うとともに、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当部局や地域の自主防災組織等をまじえて協議する必要があります。

③ 教職員の参集体制

校長は、教職員の参集体制、連絡体制、役割分担等を定め、教職員に周知するとともに、市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と情報共有を図ります。

④ 所属校に出勤できない教職員の対応

校長は、教職員が勤務を要する日に交通機関の途絶等により所属校に出勤できない場合、復旧するまでの間、特別休暇の取得が認められているほか、住居近くの学校に出勤させ、その学校の校長の指示に従い、児童生徒等の安全確保などの応急対策活動に従事させる場合もあります。（⇒P 3 1）

なお、教育委員会において、所管する学校の教職員について、地域の実情に応じた取扱いを確認していくことが必要とされます。

⑤ 人事異動における留意事項

人事異動にあたっては、着任期間を有効に活用し、新任者との引継ぎが十分行えるよう、一時的に新旧2名の体制とするなどの配慮が可能です。また、着任期間が1週間で不足する場合には、さらに必要な期間、勤務地にとどまることができるよう服務について整理することとしています。校長は、異動先の学校等と調整を行うこととなりますが、異動先においても事情を十分に理解し、必要な体制を整えることが必要です。（⇒P 3 2）

⑥ 児童生徒等、保護者との連絡体制

校長は、児童生徒及び保護者の状況を適切に把握するための連絡体制を整備します。

⑦ 授業再開に向けて

校長は、災害状況に即し、教育委員会と連携を密にして、応急的な教育計画を立案し、これに基づき教育活動を行います。

校長及び教職員は、授業を再開するための準備として、校舎等の安全点検、児童生徒の安否確認、通学路又は通学経路の安全確認、教科書・学用品等の滅失状況の把握、児童生徒の転出への対応などを行います。

校長は、これらの点検結果を教育委員会に報告し、情報の共有・連携を図りつつ、自校の教育活動の再開を目指します。

教育活動再開に必要な教職員の応援体制については、教育委員会を通じて県教育委員会と調整を行います。また、定数については、4月の始業式前の在籍者数による定数を1年間確定し、安否不明な児童生徒数の有無や校舎の状況による変更は行いません。(⇒P 5)

⑧ 心理的ケア対策

震災に伴う心的外傷後ストレス障害の教職員や児童生徒等に対しては、精神科専門医、スクールカウンセラー等への相談や県の相談窓口を活用し、速やかに対応します。

(⇒P 3 4)

⑨ 共済組合及び互助会による給付

災害に伴い、従来からある災害見舞金等のほか、共済組合及び互助会の貸付制度や支援給付制度等があります。(⇒P 4 4～P 4 7)

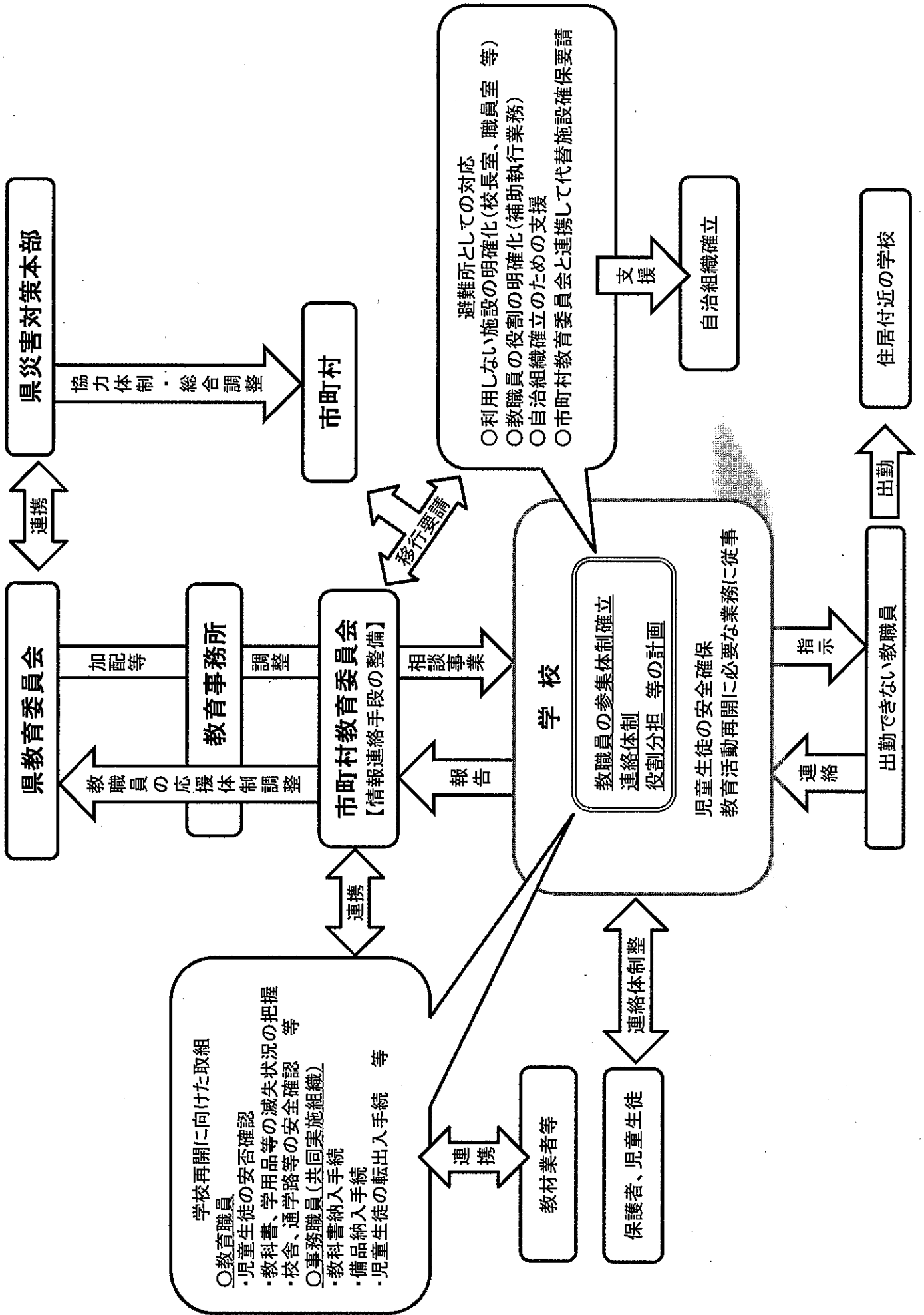
⑩ 提供する施設

学校が避難所に指定される際は、避難所として利用できない範囲を明確にする必要があります。避難所として利用できない範囲には、管理スペースである校長室、職員室、機器・化学薬品がある特別教室、医療活動に必要な保健室等が考えられ、所属の実情に応じた対応が必要です。

⑪ 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所の管理運営業務については、発災初期の緊急対応に目途がつき次第、避難所の管理運営業務を行政職員に移行しつつ、学校教育の早期再開に取り組めるよう支援が必要です。

また、状況の変化や教職員個々の実情に応じて担当業務等の見直しを図り、交代で休養がとれるよう配慮します。(⇒P 3 1)



(2) 学級編制、教職員定数等について

教職員課・小中学校人事担当

019-629-6128

Q 例年4月3日に実施していた、学級編制の基準日をどのように考えればよいか。

A 各学校の始業式前に、いったん学級編制を確定します。

始業式の期日	学級編制確定の基準日の考え方
4月 5日 (火) ~ 8日 (金)	4月 4日 (月)
4月 11日 (月) ~ 15日 (金)	4月 8日 (金)

- ・ 4月5～7日頃に始業式を予定している場合には、これまで通り4月3日(H23は、4日(月))時点の児童生徒数をもとに、学級編制を確定したいと思いますので、市町村教育委員会に報告をお願いします。
- ・ 始業式を、4月中～下旬に実施する場合には、その3日前をめどに、学級編制を確定し、市町村教育委員会に報告をお願いします。

Q 児童生徒数のとらえをどのように考えればよいか。

A 転出入の手続きを取らない限りは、現籍校で数えます。

- ・ なお、行方不明の児童生徒についても、生存しているものととらえて児童生徒数に加えます。

Q 校舎の被害が大きく、他校で授業を受けることになった場合、学級編制はどのようになるのか。

A 児童生徒の学籍を移さない限り、学校は存在すると考え、定数を確保します。

- ・ 校舎が被災して使えなくなったとしても、学籍をもつ児童生徒がいる限り、学校は存在しているととらえます。
- ・ この場合、複数校が合同で教育活動していく場合には、それぞれの学校の教職員の定数を確保していますので、共同で児童生徒の教育にあたっていただきます。

Q 年度途中で児童生徒数が大幅に変わった場合、学級編制及び教職員定数を見直さなければならぬか。

A 児童生徒数が減少しても4月で確定した学級編制及び教職員定数を確保します。

また、急激な増加についても必要な対応をします。

- ・ 仮に、児童生徒数が激減して、ある学年の児童生徒数が0人になったとしても、教職員定数を減らすことはしません。
- ・ 逆に、年度途中の転入により、児童生徒数が急激に増えた場合には、その時点で加配措置するなどして、きめ細かな対応が図られるようにいたします。
- ・ なお、40人で1学級の学年に転入が相次ぎ50人になったため、2学期から2学級にしたいなど、学校からの要望がある場合には、それに応じていきたいと思っております。
- ・ 学級編制、教職員定数につきましては、市町村教育委員会・各教育事務所を通じて県教育委員会教職員課小中学校人事担当にご相談ください。

Q 平成24年度の教員採用試験はどのような見込みか。

A 現在のところ、例年と同様の実施に向けて準備をしているところです。

- ・ 4月中旬に実施要項の配布を開始し、5月中旬に募集を行う予定です。
- ・ 実施要項は郵送による請求を受け付けるほか、県庁1階県民室、各教育事務所、各振興局等で配布いたします。

Q 講師の任用にあたって、健康診断が困難な状況があるがどうすればよいか。

A 被災地にあつては、最新の健康診断書の写しを添付することで替えていきます。

(3) 学校運営に関することについて

学校教育室・義務教育担当

019-629-6138

① 学校再開のために考えなければならないこと

ア 被災児童生徒等の就学機会の確保等について

a 被災した地域の児童生徒の公立校への受け入れ（例：学籍移動なしの受け入れ、仮設住宅の住所と現籍校の校区の柔軟な扱いなど）について

被災した児童生徒が、安全な地域や親戚や縁故者を頼って住民票の移動申請なしに他市町村等に移動することが考えられますので、その場合は可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるようご配慮ください。

また、現籍校の児童生徒が行方不明にならないように、上記のような児童生徒については、その状況を県教育委員会並びに転入前の市町村教育委員会や学校に情報提供くださいますようお願いください。

さらに、今後、被災地域からの転入児童生徒が多くなると考えられる市町村教育委員会や学校におかれましては、相談窓口を設置するなど、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P59参照）

文科省通知（平成23年3月14日付22文科初第1714号）及び

県通知（平成23年3月16日付教学第1175号）

『被災児童生徒等の就学機会の確保等について』

b 各学年の修了及び卒業の認定、入学の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒の各学年の修了及び卒業認定、入学認定等に当たっては、弾力的に対処するようにご配慮ください。

併せて、進級、進学等に不利益が生じないようにご配慮ください。

今後は、入学に係る認定・許可の問題が論じられることと思います。入学については、以下の通りです。

- ・ 国民はその保護する子女に9年間の普通教育を受けさせる義務を負っています。（日本国憲法第26条、学校教育法第16条）
- ・ また、市町村教育委員会は入学すべき学校を指定する義務を負っています。（学校教育法施行令第5条、第14条）
- ・ このため、公立義務諸学校に入学する場合には、一般的な入学認定や許可のような手続きを要しません。
- ・ さらに、就学義務は、保護者がその保護する子女を就学させる義務のことであり、その義務を負うのは保護者です。保護者が就学義務を有することから、おのずから入学認定や許可の法的効力を伴います。
- ・ 以上のことから、公立小・中学校へ入学を希望する市町村に住所を有する児童生徒はもちろんのこと、被災等により住民票や学籍の移動をしていない児童生徒についても、その設置する学校の相当学年に入学させる必要があり、年度途中でも校長は入学を許可できま

す。

以上のことを踏まえ、入学の許可・認定に当たっては、弾力的に対処くださいますようお願いいたします。

イ 授業の再開に向けて

a 通勤困難等の教員への配慮について

学校（施設）等に出勤できない教員が出てくることも考えられるので、以下の例示などを参考にして柔軟に対応ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

他施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

b 登校困難児童生徒への配慮について

以下の例示などを参考に児童生徒が通学できるようご配慮ください。また、生徒送迎用の余席などを用いて通勤困難教職員も送迎できるようご配慮ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

各施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

c 補充のための授業等について

年度始めから学校を再開できないことも十分予想されますし、またbのように登校が困難な児童生徒が出てくることも十分予想されます。このような状況から、学習内容が欠落したり、児童生徒によって学習進度が異ったりすることが予想されますので、それぞれの学校や児童生徒の実情に合わせて、学習内容の欠落が生じないようご配慮をお願いいたします。

ウ 学校再開のために整備しなければならないこと

子ども達の教育を受ける権利と機会を保障する観点から、できるだけ教育の空白期間が長くないようにご配慮ください。

以下、学校再開のために必要な点について、参考までに示します。

- a 教職員の通勤や被災職員などの住環境整備等
- b 児童生徒の登下校の手段と安全確保
- c 学校のライフライン（水道、トイレ、電気、食事の確保など）
- d 避難住民への対応（自治組織の結成と自治体との連携）と授業の両立
- e 避難者の教室利用と授業での教室利用（教室数の確保）
- f 体育館や特別教室の使用の可否と代替施設の活用
- g 教科書、教材・教具の確保 など

エ 入学式など学校行事について

すでにご承知の通り、入学式などの学校行事については、市町村管理運営規則に則り、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定することとなっております。そこで、特に被災地域等の学校・教育委員会におかれましては、児童生徒・学校等の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応をするようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P67 参照）

文科省通知（平成 23 年 3 月 25 日付事務連絡）及び

県通知（平成 23 年 3 月 31 日付教学第 1250 号）

『東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について』

オ 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められます。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなどご配慮くださいますようお願いいたします。

また、公立小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められておりますので、被災地域等におかれましては、必要に応じて標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考慮する必要があるかもしれません。

なお、学習内容の欠落に伴う回復措置については、児童生徒の加重負担にならないように、可能な範囲で措置するようご配慮ください。

カ 学校再開の類型

ここでは考えられる学校再開の方法を類型化して表にまとめました。各市町村教育委員会や各学校の実情が異なることから、その対応についても様々な方法が考えられますので参考資料として活用ください。

1 単独再開	① 本校舎が使える状況 ・本校舎で再開 ② プレハブなどの仮設校舎での再開 ・本校舎と仮設校舎で再開 ・仮設校舎のみでの再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
2 校区横断による再開（いくつかの学校を合わせた臨時校区での再開）	① 使用可能な校舎がある場合 ・使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 ・使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
3 周辺市町村、周辺地域、周辺校への分散による再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用可能な校舎がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開 ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
4 被災を受けていない他市町村（他都道府県及び政令指定都市）への受け入れによる再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災を受けていない他市町村で使用していない学校等を借用（例：廃校） ② 被災を受けていない他市町村で使用していない施設等を借用 ③ 被災を受けていない他市町村に仮設の学校を設置
5 その他（上記1～4を併用するなど）	

キ 学級編制の種類

ここでは考えられる学級編制の方法を例示しました。

- a 通常の学級編制
- b 複式学級による学級編制
- c 学級分割による学級編制（少人数に分けざるを得ない）
- d 合同学級（同学年、異学年）などの学級編制
- e 3学年以上の合同学級編制
- f 全校一斉による学級編制（小・中学生すべて一括した学級編制）

ク 授業の種類

ここでは考えられる授業の組み方を例示しました。

- a 通常の授業
- b 二部制授業（午前と午後で児童生徒の入れ替え）
- c 隣接校との連携授業（校種の枠を超えた相互利用）
- d 校区内で利用可能な施設分散型の授業
- e 他市町村（被災地同士の連携、被災を受けていない市町村や地域の連携）への受け入れによる授業

② 学校再開に向けて

学校再開のための支援センターを以下の通り、設置する方向で検討しております。

ア 学校再開支援センターの設置（案）

沿岸南部教育事務所・・・・・・・・・・総合教育センター
宮古教育事務所（県北教育事務所）・・・・・・・・・・県立大学

イ 支援内容（案）

- a 学校運営に関する問い合わせへの対応
- b 諸帳簿の作成のための資料提供（入力フォームの提供、作業場所の提供）
 - ・指導要録
 - ・出席簿
 - ・週録
 - ・（通知票）など
- c 必要物品などの集約、発注、保管、発出 など

③ 各種文書関係について

ア 年度末及び新年度の発送予定印刷物・発送文書等について

- ・沿岸南部教育事務所及び所管する市町村教育委員会及び宮古教育事務所及び所管する市町村教育委員会について
→総合教育センター（体育館）に一時保管し、送付可能な状況になった時点で教育センターより発送するように考えております。
- ・それ以外の地域については、通常通り発送する予定です。

④ 教員研修について

- a 各市町村や各学校の実情に応じて、ケースバイケースで柔軟に対応いたします。
- b 初任者研修については、学ぶ権利と機会の保証、教員としての資質・能力の向上などの観点から、また、その後の教職生活にとって欠くことのできない重要な研修であることから実施します。なお、沿岸南部教育事務所と宮古教育事務所管内には初任者の配置はありません。おって、県北教育事務所管内などで諸事情により研修の実施が難しい場合は、代替措置をとるなど柔軟に対応いたします。
- c 5年研、10年研については、教育事務所、市町村教育委員会、及び各学校の実情に応じて、研修の実施を判断いたします。その際、例えば本年度の研修が実施できない場合は、次年度以降に研修するなど柔軟に対応いたします。
- d 授業力向上研修については、本人に多大なる不利益を及ぼす可能性があることから可能な範囲で研修を受けるようにしてください。諸事情により研修が不可能な場合は、教職員課との協議を経て、延長願いを申請するなどお願いいたします。
- e 上記以外の特別研修、希望研修について希望がある場合は、学校長と本人の意向を確認の上、所定の手続きを経て研修を受けるようお願いいたします。

2 児童生徒に関すること

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

(1) 教科書・学用品等について

① 教科書・学用品の支給、支援について

ここでは、学習再開にあたって、通学に関する配慮事項、学校生活を送るための教科書等の教材・学用品の確保について説明します。

ア 通学のための周辺要素について配慮したい事項

児童生徒が安心して学校に通うためには、住んでいるところから学校までの安全な通学路の確保が重要です。災害により、これまで使っていた通学路が使えなくなったり、通学先が変わったり、通学方法が変わったりということを余儀なくされてしまう場合も多く想定されます。

そこで、各学校においては、日常の通学に使う道順の確認と災害時の避難経路・避難場所を確認し、児童生徒並びに保護者に周知する必要があります。児童生徒だけではなく、保護者や地域の関係者と一緒に、実際に歩いてみるなど安全への十分な配慮が大切です。

また、次に示すような通学に伴う衣服、用具等の確認についてもあわせて行いましょう。

a 通学路の確保

- 通学路の指定 通学路の安全確認 通学時の避難経路・避難場所確認
通学手段の違いによる所要時間の確認
緊急時の避難場所の指定（子ども110番の家など）

b 通学手段の確認（晴天時、雨天時）

- ◆晴天時 徒歩 自転車（ヘルメット） バス 保護者送迎
◆雨天時 徒歩 自転車（ヘルメット、雨合羽） バス 保護者送迎

c 服装・かばんの確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（外履き） 指定 自由
◆かばん ランドセル スクールザック 指定のスポーツバッグ 自由

イ 校内での生活のために配慮したい事項

次の事柄について、確認してみましょう。

a 服装の確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（中履き） 指定 自由

b 昇降口の確認

- 下足置き場 中履き置き場 傘置き場

c 校舎内外の安全確認

- 教室 廊下 各特別教室 トイレ 立ち入り禁止箇所
屋外運動場 屋内運動場 校舎・体育館の周囲の安全 その他

d 児童生徒の心身の健康のために

学校における避難所としての生活ではなく、「学校としての生活」は、児童生徒にとって大変貴重な時間です。公私の区別を付けるためにも重要です。避難所での大人に囲まれた生活とは別に、子どもたちだけの時間と空間を得ることができる「かけがえのない時間」です。

子どもたちだけが過ごす時間と空間、先生と子どもたちだけの時間と空間、一つのことに真剣に集中して取り組む静寂の時間、災害のことを一時でも忘れ、精一杯勉強したり、遊んだりする時間を確保することは子どもたちの心身の健康を保つためにも是非配慮したい事項です。

イ 教科書の確保について

学校生活における最大の使命は「児童生徒の学ぶ機会を保証すること」です。各教科、領域の授業は、最も重要な要素です。その際に欠かせない教科書について、次のように給与されることになっています。

【教科書の確保について】

無償給与法対象（平成 23 年度使用教科書）	災害救助法対象（平成 22 年度使用教科書）
<ul style="list-style-type: none">・ 義務教育段階のすべての児童生徒に対し無償給与となること。・ 被災した児童生徒が<u>転入学の場合</u>も対象となること。・ 転入学とは、一時的な避難のためのものも含み、<u>学籍移動の有無を問わないこと</u>。・ すなわち、すべての児童生徒が、実際に学んでいる学校において使用している教科書を無償給与により、受け取ることができること。	<ul style="list-style-type: none">・ 既に配布されていた教科書が流失等の場合、対象となること。・ 平成 22 年度中に配布されていた教科書で、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のこと。

上記 2 つの法律のいずれかにより、児童生徒には教科書が無償で給与されることとなります。各学校では教科書が必要な児童生徒を把握し、設置者に報告することで、教科書が給与されます。

ウ 学用品の確保について

a 災害救助法による教材の確保について

教科書以外の学用品については、一定の範囲で、災害救助法により給与されることとなっています。災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ・ 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ・ 文房具
- ・ 通学用品

また、災害救助法により、その費用がまかなわれることになっています。その種類及び金額は次のとおりです。

- ・ 種類は、教科書、教材の実費であること
- ・ 文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。

小学生 4,100 円、中学生 4,400 円、高校生 4,800 円

b 教材の確保に係る市町村教育委員会、学校の取組について

市町村教育委員会として、被災校の被害状況を聞き取りすること等により、必要物品を把握し、学校再開までに学用品を可能な範囲で確保することが考えられます。その際、市町村教育委員会として発出する文書例を示しましたので、参考にしてください。

【参考】（巻末資料 P 69 (様式1), P 70 (様式2)参照)

参考例、様式1、様式2についての考え方を示します。

この調査は、児童生徒にとって必要な学用品のすべてについて把握し、後日、その中から災害救助法対象学用品（小学生 4,100 円以内、中学生 4,400 円以内）を定め、それ以外は、市町村として別の予算措置をするという考えです。

c 支援物資による学用品の確保について

学用品を含む支援物資の受入れについては、各市町村において工夫しながら実施し、生活支援や学校再開に向け取り組んでいることと考えております。

岩手県としては、次のように考え、支援していくこととしておりますので、お知らせいたします。

◆ 支援物資（学用品）の流れ

支援物資（学用品）の受入から各市町村教育委員会（各学校）への提供までの流れについては、県の一般的な生活支援物資の流れの一部として実施することとしています。

県では、現在、保健福祉部地域福祉課が企業・法人からの受付窓口として、環境生活部県民くらしの安全課が地方自治体からの受付窓口として活動しています。この流れの中に、学用品の支援について組み入れ、支援します。

では、次ページの「フロー図：支援物資についての流れ」について説明します。

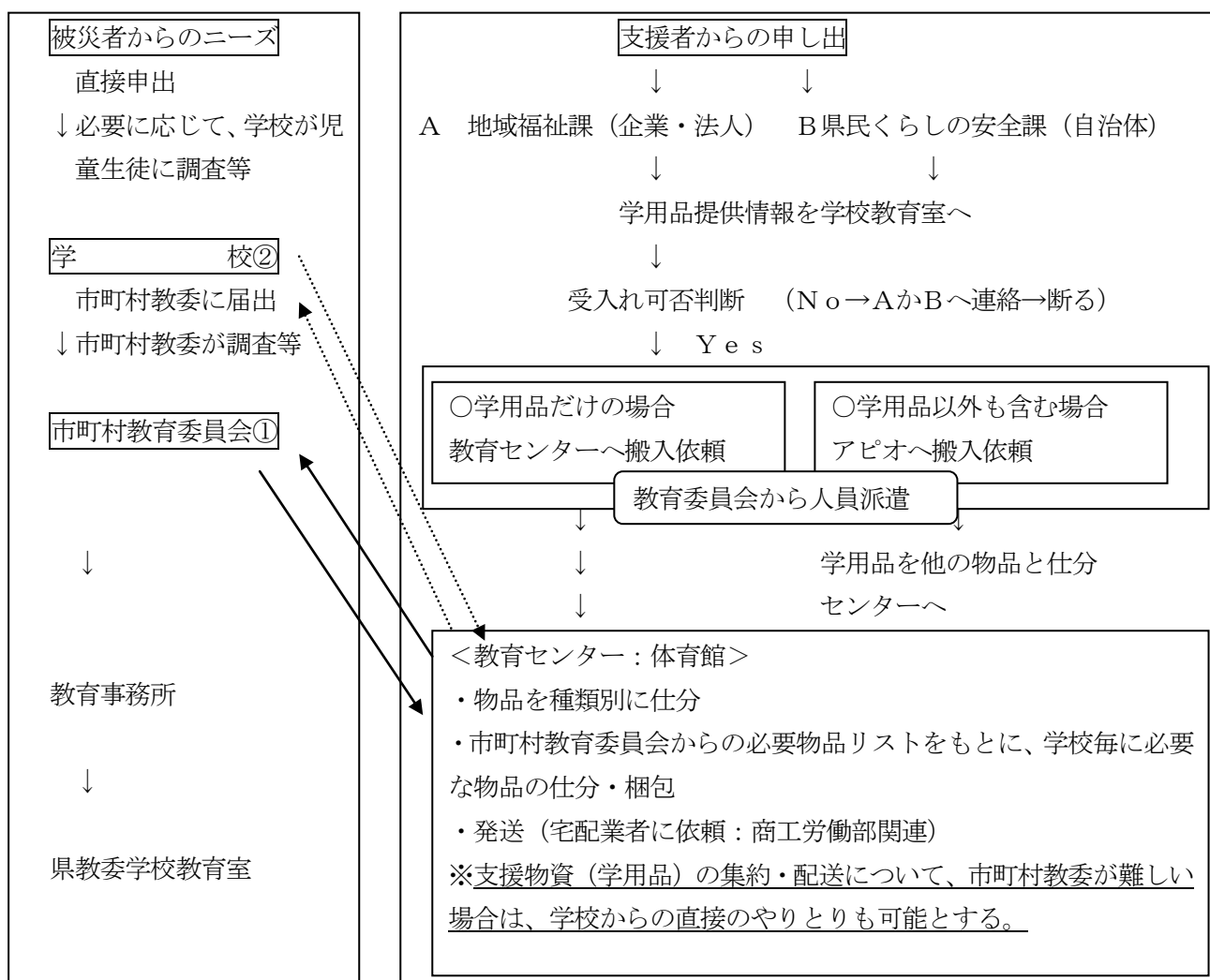
学用品について、基本的には図の①のように各市町村教育委員会が各学校における必要な学用品と個数を洗い出し、総合教育センター（以下、「センター」という。）に学用品依頼

書（別紙様式：71ページ参照）を出します。その依頼を受け、支援物資の中に要望の学用品がある場合、各市町村教育委員会に送付するという流れです。

市町村教育委員会によっては、被害の大きい沿岸市町村の場合、取りまとめが難しい場合も想定されることから、図の②のように学校が直接センターに学用品依頼書を提出し、センターは学校に送付という場合も可能です。

ただ、各市町村教育委員会や各学校からの要望があっても、支援物資として在庫があるものしか支給できませんのでその点はご了承ください。

【フロー図：支援物資（学用品）についての流れ】



◆備考

- 学用品について、県小学校長会、中学校長会がそれぞれ支援物資把握、「支援必要校・支援校」ペアの作成等に動いていることから、学校教育部と校長会の情報共有を随時行うこととします。
- 社団法人日本図書教材協会並びに一般社団法人全国図書教材協議会から連名で「東日本大震災による滅失教材の無償提供について」の申出が届いております。今後、各地域の教材販売店から各該当学校の校長に連絡をして供給するという取組があることをお知らせいたします。対象となる滅失教材は、学年をまたいで使用するものが対象であり、指定された教材出版社の教材に限られていることを申し添えます。詳細はおって送付される上記団体からの文書をご覧ください。

② 教科書等の給与に関するQ & A

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

Q 1 被災した児童生徒が教科書を流失・棄損等した場合、教科書の再給付は可能か。

A 1 再給付可能です。ただし、次のように区別する必要があります。

(1) 無償給与法（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律）による場合

○ 対象

- ・ 被災した児童生徒が転入学した場合、児童生徒への教科書の給与について無償給与対象となります。この場合の転入学とは、学籍を移動する場合も移動しない場合も含まれます。これは、被災した児童生徒の転入学については、弾力的に取り扱うこととされていることによります。この際の無償給与は平成 22 年度用教科書について、複数年にわたり継続使用する教科書等、教育課程上必要な場合に限られることに留意する必要があります。つまり、復習用の教科書は給与できないこととなります。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができます。

【参考】（巻末資料P58）

（平成 23 年 3 月 14 日付 22 文科初第 1714 号「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。）

○ 無償給与となる教科書

- ・ 平成 23 年度使用の義務教育諸学校の教科書並びに附則 9 条本（一般図書）
- ・ 平成 22 年度までに配布されていた教科書で、教育課程上、継続使用する教科書

○ 費用負担

- ・ 無償です。（すべて国負担）

(2) 災害救助法による場合

○ 対象

- ・ 災害救助法対象地区の学校に在籍し、その学校で学習する児童生徒のうち、教科書を流失・棄損した児童生徒が対象となります。

○ 内容

- ・ 「災害救助法」第 23 条第 1 項第 8 号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、該当する児童生徒に教科書・学用品を給与できます。
- ・ この規定による給与は、既に配布されていた学用品が流失等の場合における給与となります。すなわち、平成 22 年度中に配布されていた教科書であり、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のことです。

○ 費用負担

- ・ この際の教科書は、無償措置法による無償給与ではなく、災害救助法による給与となる。
＜「災害救助法」第 33 条「第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。＞
- ・ 災害救助法によると、国はこの経費の一部を負担することになっています。
- ・ この 2 つの法律による教科書について、児童生徒が負担することはありません。

【災害救助法：抄】

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

Q2 学籍の移動を伴う転入学（児童生徒の学籍が被災地学校の場合）ではなく、一時的に他の学校に転入学した児童生徒に教科書を給与する場合は、どのように支給できるのか。

A2 児童生徒が、転入学した場合、学籍を移動した場合も、学籍を移動せず一時的に避難した場合であっても、無償給与対象となります。

（平成23年3月14日付22文科初第1714号「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。）

Q3 児童生徒が転入学せず、被災前に通っていた学校（現籍校）に継続して通学する場合、教科書や学用品が必要となり、被災者が教科書を流失・棄損の場合、災害救助法による教科書等の給与となることを承知している。

そこで、「災害救助法」第23条第1項第8号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、各小中学校への教科書・学用品を配布する場合の事務手続きはどのように進めるのか。

A3 次の事項について、手続きをとり進めることとなります。

◆災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ②文房具
- ③通学用品

◆費用の種類及び金額

- ①教科書、教材の実費
- ②文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。
小学生4,100円、中学生4,400円、高校生4,800円

◆災害救助法による学用品等の給与担当について

- ・ 岩手県の場合、災害救助法第23条の救助の種類すべて、保健福祉部が担当するものであると

されております。

- ・ 場合により、教育委員会が必要に応じて支援することとしています。

◆市町村教育委員会の動き(あくまでも例示です。)

- ・ 災害救助法が適用された市町村の教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、災害救助法による学用品等の給与事務について取り進めます。
- ・ 今回の災害に関連し、岩手県ではすべての市町村が法律適用の市町村となっています。
- ・ 岩手県においては、災害救助法に関する事務を担当する保健福祉部が各市町村防災担当者を集め、会議を実施しています。その会議を通じて、各市町村の防災担当者が「災害救助法」の運用について研修していることから、関係市町村教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、法に定められた救助を行うことになっています。
- ・ すべての事務が市町村に委任されているものです。
- ・ 費用等の報告について、例年は、年度末に県に対し報告することになっています。
- ・ 添付の参考資料・様式等(参考例1～3)について、必要に応じて活用してください。

Q 4 災害救助法第 23 条による学用品の給与の場合、市町村教育委員会としての配慮事項は何か。

A 4 次の事項等に配慮することが考えられます。

- ・ 大前提として、児童生徒の教育の空白期間を作らないように特段の配慮をすること。
- ・ 学用品としては、まず、各採択地区(市町村)で決めている教科書を確保すること。その際、無償給与法による給与との区別をすること。
- ・ 給与の対象となる児童生徒の確実な人数を調査し把握すること。
- ・ 被災者名簿と当該学校における学籍簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握すること。
- ・ 学用品は一律に給与すべきものではなく実際に必要なものに限り支給するものです。例えば、教科書の一部が喪失又は棄損を免れた場合は、重ねてそれを支給する必要はないこと。
- ・ 被害の状況等により、文房具の代わりに通学用品を購入すること、又は、教科書の喪失を免れた場合、文房具のみあるいは通学用品のみを購入し、配分することは差し支えない。ただし、一人の児童生徒に対して、一度にノート 20 冊、鉛筆 5 ダースといった給与の方法は、この制度の趣旨からみて厳に戒めなければならないこと。
- ・ 金銭給付(商品券給付を含む)は制度の趣旨から認められない。示された金額の範囲内で、現物支給であること。
- ・ 実際に支給する事務を災害救助法担当部署から教育委員会又は学校長に委任することは差し支えないですが、学用品給与の事務全般を教育委員会又は学校長に委任することは、責任の所在の明確さを欠き、かつ諸種の混乱及び事務手続き上の問題も生じ、望ましくないので、現に注意を要すること。
- ・ 詳細は、「災害救助の運用と実務 平成 18 年度版」第一法規株式会社を参照すること。

(2) 心のサポートについて

学校教育室・生徒指導担当

019-629-6146

災害時の心身の変化ー子どもの場合ー

子どもは、大人よりも状況の理解と受容に時間がかかります。また頼りにしている大人がそばにいないと不安になり、心細さを感じるなど、様々な辛い感情を味わいます。

災害時は、大人自身も被害の後始末に追われたり、ストレスを抱えたりして、子どもの様子に十分配慮することが困難になりやすいです。そのことが子どもの不安をさらにかきたて、子どもの心や身体の不調につながるおそれもあります。

子どもは、自分の身に起きていること、それに伴う感情などを表現する力がまだ十分ではありません。また、災害などの緊急時には、大人以上に不安を感じています。そのため、普段以上に目を配ることが必要です。

災害時において、子どもによく見られるところの変化

小学生：

- ・赤ちゃんがえり（夜尿・抱っこの要求・親から離れない）
- ・体験を繰り返し話す
- ・自分のせいで起きたと気にする
- ・ぼんやりしている
- ・無口になる
- ・食欲が落ちる
- ・落ち着かない
- ・爪かみ・チック・泣く
- ・聞き分けがない
- ・攻撃的になる・集中力や成績の低下 等

中・高校生：

- ・食欲低下・落ち着かない
- ・無気力・無感動
- ・爪かみ・チック・頻尿・泣きやすい
- ・怒りやすい・不安・抑うつ的
- ・自責感・退行・反抗的・非協力的
- ・集中力や成績の低下・ひきこもりがちになる 等

*多くはこのような形で表しますが、子どもの性格や育った環境、被害の状況によって、様々な表し方をします。

災害時の子どもへの対応

災害時において、子どもにみられる心身の変化は「非日常的な異常事態に対する正常な反応」で、その多くは時間の経過と共に回復します。以下の点に配慮しながら、普段よりも子どもの様子に気をとめ、温かく対応しましょう。

対応の留意点

- ◎恐怖の感情を表すこと（地震の絵や作文を書かせること）は、安全感のない空間（ケアできない人、災害直後）では、二次被害を与えます。
- ◎アンケートのみを実施することは、二次被害を与えます。
 - 穏やかな態度で「大丈夫だよ」「今は安全だよ」と子どもに伝える。
 - 身近な大人のそばから不必要に離さない。
 - 睡眠や食事等生活の基本を大切にし、なるべく早く普段通りの生活パターンに戻る。
 - 身体不調はストレスのせいと簡単に片付けず、ていねいに身体の手当てを行う。
 - 赤ちゃん返りや退行は叱ったり、からかったりせずに対応する。
 - 子どもが身に起きた出来事を話す時は、否定せず何度でもていねいに耳を傾ける。
 - 被害・被災体験を再現する遊びをする時は、危険でない限り見守る。
 - ニュース番組等、被害・被災体験を無理に思い出させるような刺激は避ける。
 - 子どもが楽しみにしていることや、友達と遊ぶ・接する時間を尊重する。
 - 年齢に合わせて小さな手伝いを頼むなど、誉め、ねぎらう経験を大切にする。
 - 中高生ともなると、素直な表現に抵抗があり、気持ちを抑えて振舞うことも多いもの、一見平気な様子でも気持ちに配慮した対応をする。

PTSDを予防するためには、早めの対応がポイントです。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

次のような症状が災害後1か月を経過しても続き、日常生活に支障が出ている場合にはPTSDの疑いがあります。

再体験・・・思い出したくないのに思い出される。今起きているかのように思いだされる。

回避・麻痺・・・体験した場所を避ける。辛い悲しい感情の麻痺。など

過覚醒・・・イライラ、不眠、物音に過敏、落ち着きがない。など

教師の持ち味を生かした心のケア

子どもとの接触・会話を大切に

- ・声かけなど日常的な接し方のノウハウを生かす。
- ・個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

子どもの状態を的確に把握

- ・災害に遭遇したとき、様々なストレス反応がある。
- ・一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数ある。
- ・災害時などの異常事態に当然起こりうる反応。
- ・時間の経過とともに変化する。

「あそび」を通じての心のケアを

- ・共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことが可能である。
折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居など



スキンシップの大切さ

- ・スキンシップ（おんぶやだっこ、添い寝など）
- ・子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらす。

長期的な経過の観察

- ・子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- ・毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- ・それぞれの次期・症状に応じた対応を考える。

保護者、スクールカウンセラー、専門家と連携

東北地方・太平洋沖地震対応の心の相談緊急電話（日本精神衛生学会、臨床心理士会）

0120-111-916 4月23日までの毎日

災害時ストレス健康相談受付窓口（精神保健福祉センター）相談機関の紹介

019-629-9617 毎日9時～17時



かなしいこと・こわいことがあったとき

とてもたいへんなことがあったよね。かなしい、こわいことがあると、からだがかチンコチンになったり、ところがいらいらしたりするよ。ほんとうにあったことと思えなかったりするよ。おちつかなくなったり、ねむれなくなったりも、するかもしれないね。

こころと^{からだ}身体が、いっしょうけんめい、がんばっているんだよ。

だれにでもおこる しぜんな こころとからだの へんかなんだよ。

でも、かなしい  ぶんぶん  こわい  きもちがつづく、
べんきょうがんばれないよね、友だちとたのしくあそべないよね。そんなときは・・・

「からだところ」のへんか

- しんぱい、いらいら、おちつかない
- むしゃくしゃ、らんぼう、かっとなる
- ねむれない、とちゅうでめがさめる
- あたまがいたい、おなかがいたい
- ちいさなおとにびくっとする

こうするといいいよ！

★こころがおちつくことをする

ほんをよむ・おんがくをきく
せすじをのばす
かたにちからをいれてぬく
ふーっといきをゆっくりはく

- こわいゆめをみる
- こわいことをおもいだす
- テレビのニュースをみるとこわい
- またわるいことがおきるのではとしんぱいだ
- あめのおとがこわい

★はなしをきいてもらうといいいよ

つらいことをはなすと、
きもちがらくになるよ

- かなしくてなにもしたくない
- ひとりぼっちになったきがする
- じぶんのせいだとおもう
- すぐわすれたりおもいだせない
- だれともはなしたくない

★こころのなかでおねがいをする

なみだをながす
こころのなかでおはなしする

★たのしいことをする

テレビゲームのやりすぎはよくないよ
みんなとたのしいことをしよう

● たいせつなことは、「あんしん・おもいやり・おはなし」だよ

ねむれないときは、からだにぎゅーっと ちからをいれて ふわーっと ぬくといいよ
たいへんなことをのりこえるためには、おもいやりがたいせつだよ

たのしむときは、たのしんでいいんだよ

たんにんの先生やスクールカウンセラー（こころの先生）にもそうだんしてね

このかなしみやこわさをエネルギーに、「いのち」や「こころ」をたいせつにする人になろうね



(3) 児童生徒の健康管理について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当

019-629-6196

① 体育・保健体育の授業再開に向けて

被災地のほとんどの子どもたちは外見上、表情は明るくはしゃいだりしています。昼間は元気な子どもが夜になると恐怖感のために泣き始めたり、家族や親戚、友人を失った体験心を痛めていたり、さまざまなストレスを受けています。

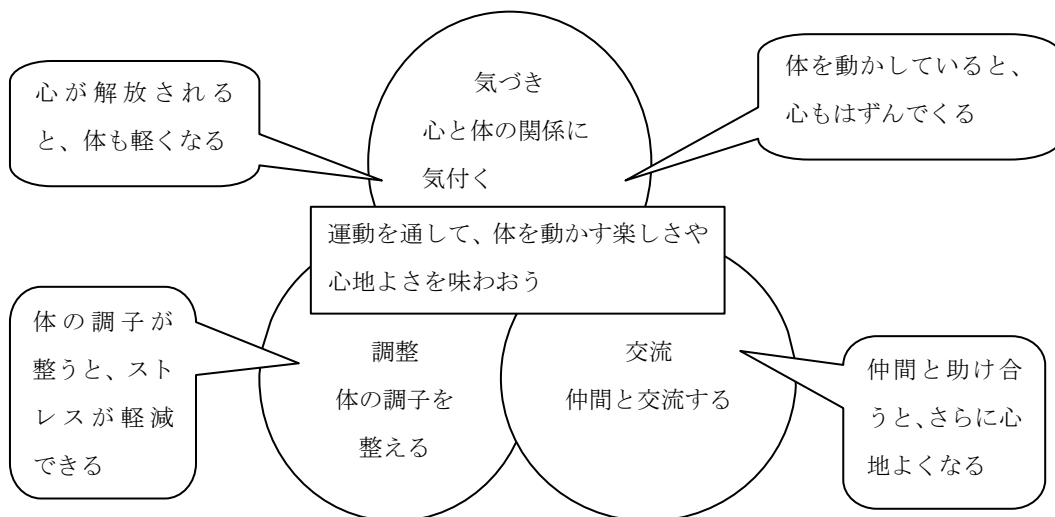
こうした中で、被災した子どもたちの心身のリフレッシュを目指すために、少しずつ体を動かしたり、声を出したりすることで、被災地に和やかな雰囲気をつくるとともに、体育・スポーツ活動へ移行しやすい環境をつくりましょう。

ア 体ほぐしの運動の活用

子どもたちの心身の状態を保つために、体を動かすことが心身をリラックスさせるとともに、表情を豊かにし、人間関係を明るいものにし、お互いに安心感・親近感をもたらします。そこで、

- a 体への気づき・・・運動を通して自分や仲間の体の状態に気づくことができる。
- b 体の調整・・・手軽な運動や律動的な運動を通して日常生活での身のこなしや体の調子を整えることができるようにする。
- c 仲間との交流・・・運動を通して仲間と豊かにかかわる楽しさを体験し、さらには仲間のよさを認め合うことができるという3つのねらいをもった「体ほぐしの運動」を避難所等での体を動かす活動に取り入れましょう。

イ 体ほぐしの運動の行い方



ウ 「体ほぐしの運動」の指導のポイント

可能な限り開かれた環境で、仲間が直接触れ合い、交流し合える形態で、互いに受容で

きる雰囲気大切です。そのためには、次のようなことに留意しましょう。

- a 音楽を流す。
明るい曲、静かな曲、思わず体が動く曲など。
- b 活動場所の選定
体育館や運動場はもとより、近隣の公園や広場などでも運動できるように配慮する。
- c 物品の貸出

岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課体育・スポーツ担当

電話：019-629-6196 FAX：019-629-6199 E-Mail：DB0006@pref.iwate.jp

各種ボール、フープ、コーン、マーカー、バランスボール、ビブスなど

エ 「体ほぐしの運動」の例が掲載されている文献等

- a 運動大好き岩手っ子育成事業小学校体育科運動領域指導資料ハンドブック
(平成18年3月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- b 岩手っ子体力アップ運動小学校体育科指導資料ハンドブック
(平成22年2月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- c 体育科・保健体育科の授業でやってみましょう

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=1826&of=1&ik=3&pnp=86&pnp=1781&pnp=1826&cd=27842>



② 臨時の健康診断・定期健康診断について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6194

ア 臨時の健康診断・定期健康診断について

被災地の児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、当該地域では、早急に臨時の健康診断及び定期健康診断を実施できるようにする必要があります。

a 市町村教育委員会

- ・ 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の確保について検討します。
- ・ 健康診断器具の確保をします。
- ・ 各学校の状況に合わせて、健康診断の日程調整を行います。
- ・ 新しい健康診断票等の記録用紙を準備します。

b 学校

- ・ 市町村教委との連絡調整により、健康診断の場所を確保します。
- ・ 実態に合わせながら、可能な範囲で保健室備品等の整備を行います。

c 関係機関他

- ・ 健康診断票の様式などのデータ化とその配信を可能にします。

イ 定期健康診断実施まで

a 第1段階

- ・ 校内の年度はじめの諸行事との再調整を行います。
- ・ 医師の確保や実施日程等について、市町村教委や関係機関と調整します。

b 第2段階

- ・ 健康診断を行う場所を確保します。
- ・ 健康診断を行うことについて、児童生徒・保護者へ周知します。

ウ 第3段階

- ・ 健康診断を実施します。

エ 臨時の健康診断・定期健康診断実施に関わる留意事項

- ・ 健康診断終了後、結果を指導生徒及びその保護者に通知する。
- ・ 学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置や治療について、学校医等関係機関と連携して速やかに対処する必要があります。
- ・ 災害等によってなくなった健康診断票についての手配等の検討が必要になります。
- ・ 一時的な転出者の健康診断について、転出先の学校と連絡を取り合って行う必要があります。
- ・ 6月30日までの実施が難しい場合には市町村教委等と検討し実施日を決定する。

③ 学校給食

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6193

ア 学校給食の再開にあたって

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施に向けて準備し、給食再開可能な施設から逐次給食を実施します。

a 市町教育委員会

- ・ 施設、設備の被害状況に応じて学校給食の実施ができるよう修繕が必要になります。
- ・ 物資の供給体制を整備し、給食用物資の安定確保が必要になります。
- ・ 施設の被害状況によっては、近隣の学校給食施設からの運搬についての検討が必要になります。

b 学校、学校給食共同調理場

- ・ 学校給食施設、設備の清掃及び消毒を行うとともに、学校医、学校薬剤師、保健所等に依頼して、施設内の衛生、調理従事員の健康状態を確認し、衛生管理に万全を期す必要があります。
- ・ 給食従事員、及びパンその他の給食用物資の搬入業者の感染症等の発生状況を調査し、市町村の関係保健部局と連携して防疫対策に万全を期す必要があります。

イ 段階的な学校給食再開

a 調理をしない簡易給食

給食施設の被害が大きく、ライフラインが復旧していないために施設を使用できない場合は、調理をしない簡易給食の提供が考えられます。その際、衛生的に扱えるよう個包装等に対応する必要があります。

例) パン、牛乳、いちごジャム、チーズ、ゼリー、
パン、牛乳、ソーセージ、ヨーグルト

b おかずの一部を調理した給食

施設の修繕が完了、又はライフラインが復旧したことにより、施設内での調理が可能になった場合、完全給食提供までの過程として、調理機器等の調子を確認しながら一部のおかずのみ調理した給食の提供が考えられます。

例) パン、牛乳、シチュー、果物（回転釜確認）
パン、牛乳、鶏のから揚げ、果物（あげもの機確認）

c 完全給食（主食、主菜、副菜、汁物、牛乳等がそろった給食）

ウ その他

- ・ 食器については、水の供給状況や洗浄能力等に合わせて、使い捨ての容器を使用することも考慮する必要があります。
- ・ 近隣の学校給食施設で調理し、運搬する場合は、衛生管理や安全面等についても十分配慮する必要があります。
- ・ 学校給食物資の供給に関しては、学校給食会と協議・連携して取組む必要があります。

④ レクリエーション

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

< 子どもにとっての「遊び」の大切さ >

遊びは、自由で自発的な行為です。子どもたちは、遊びをとおして自ら行動しながら、自分を知り、他の人との関わりを学んで社会性を育てていきます。

ア 自分を知ります

子どもたちは、遊びにより、嬉しい、楽しい、悲しいなどの様々な感情を体験するとともに、やり遂げた達成感や自信をもち、また貢献する心を育てます。時には、怒りや嫉妬、劣等感というマイナスの感情を抱えることもあります。これも感情をコントロールする大切な機会となります。

更に、身体を動かすことで、自分の身体をコントロールする力や手先の器用さ、バランス感覚を身につけます。

イ 社会性を育てます

友達とのやりとりをとおして、自己の葛藤と向き合いながら、双方の感情や要求を理解し、合意や交渉をしたり、思いやったり、ルールを守るなどのコミュニケーション能力やより良い関係を築こうとする姿勢を身につけていきます。

< 子どもは「遊び」で癒されます >

子どもの頃、阪神淡路大震災に遭い、避難所生活を送ったある方が「避難所には、子どもにとって見たくない部分があり、それが見えないところに行きたかった。避難生活に遊びがあったら気持ちが楽であったが、校庭の遊具のある場所にも避難者がいて窮屈だった。」と回想していました。

子どもは遊びをとおして、癒されていきます。周りに気兼ねをすることのない十分な遊び場と道具を用意して、思い切り遊ばせ、ストレスや感情を解放させることが大切です。避難所生活では、食料や生活物資などの生きるために必要な物資が優先され、大勢の大人の中で不自由な生活に耐えるだけの日々を強いられますが、子どもたちにとって遊ぶということは生きるために必要な行為であることを忘れてはなりません。

被災後の子どもの中には、地震ごっこや家事ごっこ等の「災害遊び」をして遊ぶ子どももいます。周囲の大人から見れば不愉快に感じ、非常識に見えますが、これも子どもなりに心を癒す活動を本能的に行っていると言われていきます。

大人は、災害を言葉で伝え、涙を流して癒されていきますが、子どもたちは自分の感情を上手に表現できない部分を遊びという行動で表し、癒されていきます。「災害遊び」は、厳しい現実を目の当たりにした子どもが自分の心を癒そうとする行動ですので、不愉快であると頭ごなしにやめさせることなく、心に余裕をもって別な場所で遊ぶよう促してあげてください。

しかし、「遊びは、ストレスを発散させ、心を癒す」「災害遊びは癒し行動のあらわれ」だけ

らといって遊びを無理強いさせないでください。遊びは自発的に、楽しいからおこなうのであって、だからこそ癒しとなります。他の人から強要されて遊ぶものではないということを留意する必要があります。

< レクリエーションの進め方 >

レクリエーションは、参加者の関係づくりを意識して、5つ程度のゲームでプログラムを進めていきます。

また、レクリエーションは、全員が楽しい思いを共有し、笑い合えることを目指します。リーダーのきめ細やかな配慮により、出来なくても心配することなく、失敗を許しあう雰囲気をつくるのが大切です。

ア 導入部；リーダー（1人）対参加者（多数）

参加者のミスを誘ったり、笑いを誘ったりしながら、気持ちをほぐし、リーダーと参加者の関係を築いていきます。リーダーの個性を活かし、ゲームを始める雰囲気づくりをおこないます。（例；命令ゲーム P 5 2 参照）

イ 展開部①；参加者対参加者

接触をしないで意思疎通をはかるゲーム（例；バースデー・サークル P 5 2 参照）から、少し接触をするゲーム（例；どじょう・キャッチ P 5 3 参照）、肩に手をかけたり、手を握ったりするゲーム（例；ジャンケン電車 P 5 3、ジャンケン手たたき P 5 4 参照）と参加者の触れ合いを自然と増やしていくことで、参加者間のコミュニケーションづくりをはかります。

ゲームの参加者も、2人一組でおこなうゲームから、小グループ、全員と徐々に増やしていく

ことでコミュニケーションを図りやすくする配慮も必要です。

ウ 展開部②；グループ対抗戦

頭を使うゲーム（例；二文字しりとり P 5 4 参照、古今東西ゲーム P 5 4 参照、ボキャブラ・チェック P 5 5 参照）は、交互に回答したり、問題を出し合ったりしてグループ対抗戦とすると盛り上がります。

また、小グループで協力しておこなう軽い運動ゲーム（例；数集め・力合わせ P 5 5 参照、あんたがたどこさ P 5 6 参照）は、参加者の負担感が比較的少ない中で大きな達成感を感じることができ、参加者の関係性を深めます。

エ 展開部③；集団ゲーム

参加者全員で遊ぶゲーム（例；フルーツバスケット P 5 6 参照、とりかご P 5 7 参照、しっぽ取り P 5 7 参照）により、思い切り体を使って遊びます。リーダーは、孤立しがちな子どもがいないかを配慮し、集団を誘導します。

< 関係機関との連携・協力 >

- ・ レクリエーションの指導をおこなう専門職として、青少年施設等の指導員やNPO法人も有効に活用できます。

県立県北青少年の家 (0195-23-9511)
県立県南青少年の家 (0197-44-2124)
県立児童館「いわて子どもの森」(0195-35-3888)
NPO法人岩手県レクリエーション協会(019-647-7413)

- ・ 絵本の読み聞かせも子どもたちの心を癒す有効な方法です。地域で活動する読書ボランティアを招いての読み聞かせ会を開くほか、県内の読書ボランティア有志や財団法人日本ユニセフ協会では、被災地に絵本を贈る活動や読み聞かせを派遣する活動の準備をしています。

避難所に絵本を贈る・読み聞かせに訪問する支援活動

「3・11 絵本プロジェクトいわて」(問合せ先;盛岡市中央公民館 019-654-5366)

「ユニセフ ちっちゃな図書館」プロジェクト

(問合せ先;財団法人日本ユニセフ協会 03-5789-2011 E-mail;jcuinfo@unicef.or.jp)

(4) 児童生徒の就学援助について

教育企画室・市町村助成担当

019-629-6159

① 就学援助の必要性

今回の被災により、県内の児童生徒の家庭の中には、生活基盤の崩壊により就学援助を必要とする家庭状況が多数見受けられることが予想されます。

各市町村教育委員会は、学校教育法第19条の趣旨に基づき、被災児童生徒の就学機会を確保するため、適切に就学援助制度を実施することが重要です。

② 就学援助等の弾力的な適用

文部科学省では、各市町村教育委員会に対し「被災により就学援助等を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号 文部科学副大臣通知）を要請しているところであり、一時避難児童生徒に対する就学援助（要保護・準要保護）の実施など、弾力的な対応が求められています。

③ 弾力的な適応例

市町村教育委員会は、次に例示する対応例を参考にし、被災児童生徒の実情に応じた弾力的な対応について配慮するようお願いします。

ア 一時避難した児童生徒に対しても、受入れ先の市町村において就学援助制度（要保護及び準要保護）を適用し、必要な援助を行う。

イ 家屋の全（半）壊（焼）や、収入の激減した世帯の児童生徒に対しては、実情を考慮し、従来の所得基準によらず、罹災証明及び申立書等により認定し援助をする。（阪神淡路大震災の際の神戸市の対応例）

ウ 就学援助制度・手続方法等の案内方法を工夫し、通常の方法（学校経由の文書配付等）のみならず、避難所等での相談窓口の開設や周知案内の配付を行うなど、誰でも気軽に相談できる環境の整備を図りながら、就学援助制度の周知徹底を図る。

④ 留意点

ア 一時避難児童生徒等に対する就学援助を受入れ先市町村で実施する場合において、避難前の市町村が実施する就学援助と重複支給しないように留意する必要があります。

このため、申請時において保護者等から十分確認するとともに、できるだけ市町村間で連絡を密にし、適切に対応願います。

イ なお、弾力的な対応により、結果的に重複支給となってしまうことも想定されることから、一時避難児童生徒等に対する就学援助を実施する場合には、重複支給となった場合の返還義務をあらかじめ文書により明示し、十分に理解を得たうえで支給する等の工夫をすることについても留意願います。

ウ 被災した児童生徒に対する就学援助を実施する市町村（一時避難児童生徒へ援助した市町村を含む）に対する財政支援措置（準要保護に係る国庫補助による支援、補助率の嵩上げ、地方交付税措置の拡充等）については、現在、国に対して要望しています。

※ 現時点では従前のおりです。

3 教職員に関すること

(1) 服務・給与関係について

教職員課・免許給与担当

019-629-6123

【服務・勤務時間関係】

① 通勤が困難な場合における特別休暇の取扱いについて(抜粋)⇒H23. 3. 15 付教職号外

問 自動車等を使用して通勤している職員が、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響で、ガソリンの購入規制が行われており、給油できない状況にある。このような職員について、出勤することが著しく困難であるとして職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）第12条第25号（※）の特別休暇（以下「25号休暇」という。）を承認して差し支えないか。

※平成22年度版岩手県教育関係者必携では、24号となっている（短期介護休暇が追加される前のものであるため）。

(答) 当該職員の通勤距離や代替となりうる通勤手段の有無等についても検討の上、出勤が遅くなる、又は出勤しないことがやむを得ないと判断される場合には、承認して差し支えありません。

(補足1) 通勤距離については、2km以上であって多少通勤の時間が長くなったとしても、一般常識に照らして徒歩による通勤が可能であれば、少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足2) 代替となりうる通勤手段については、多少の運賃等の負担が生じるとしても、代替の手段として十分使用できる通勤手段があるのであれば、同様に少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足3) 例えば、ガソリンの購入可能な量が制限されていることにより、週5日のうち、3日であれば通勤可能であるといった場合には、全ての日について承認するのではなく、当該職員にとって比較的勤務の必要性が低い2日間について承認すること。

なお、通勤することが全く不可能ではないものの、困難であると考えられる場合に、「著しく困難である」として承認されるべきかは、その勤務日における勤務の必要性及び通勤の困難性を比較衡量して判断してください。

おって、上記に基づく個々の職員についての判断は、当該職員の個別具体的な事情に即し、社会通念上「著しく困難」であると言えるか、所属長において適切に判断願います。

問 25号休暇について「必要と認められる期間」とはどの程度を指すのか。

(答) 制度上、出勤を妨げていた原因が無くなるまでの期間と、その後、出勤に要する時間を加えた時間とされているが、職員にあっては、勤務先を不在とすることにより、それぞれの所属において少なからぬ負担が生じている現状に鑑み、直接的に出勤を妨げていた原因が無くならないとしても、例えば、所属の近隣にある知人の家に一時的に起居し、そこから一時的に出勤するなど、代替の方策を講じ、早期に勤務を再開できるよう尽力することが望ましいと考えます。なお、取得単位は、必ずしも1日とは限らず、分単位であっても差し支えありません。

② 平成 23 年 4 月 1 日付け人事異動発令に係る着任期間等の柔軟な対応について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

異動職員の着任については、岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）第 17 条第 1 項によりその期間を**発令の日から 1 週間以内**としているところですが、今般の東北地方太平洋沖地震による災害への対応の必要性等に鑑み、異動職員の着任については下記の考え方に十分に留意され、柔軟に対応されるよう御配慮願います。

- 1 発令の日から 1 週間以内に着任することができないときは、岩手県教育委員会服務規程第 17 条第 2 項によりあらかじめ**所属長（新所属）の承認**を得ること。
- 2 承認にあたっては電話連絡等による承認ができるものとし、その場合、**電話口頭受付票**により記録すること。
- 3 **所属長（新所属）は**、旧所属における当該職員の業務の状況及び新所属の事務分担等を踏まえ**適切な着任予定日を定め当該異動職員に伝える**とともに、円滑な引継ぎに努めること。
- 4 東北地方太平洋沖地震に伴う被害の甚大さを踏まえ、沿岸部からの異動職員には**必要な着任期間を確保**するとともに、沿岸部への異動職員については早期の着任ができるよう配慮すること。
- 5 災害の影響の小さい所属間の異動にあつては、異動職員はできるだけ引継ぎを速やかに行い、新体制への移行が円滑になされるよう努めること。
- 6 学校にあつては、始業式までには着任することを原則とするが、着任後、旧所属における引継ぎ（沿岸部職員との引継ぎなど）等により**旧所属に出向く必要がある場合には職務として出張を命ずること**。

（参考）岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）

第 17 条 職員は、採用され、又は転入若しくは配置換えを命ぜられた場合においては、その発令の日から起算して 1 週間以内に着任しなければならない。ただし、着任日を 1 週間以内の日に指定されたときは、この限りでない。

- 2 残務整理、事務引継ぎその他やむを得ない理由により前項に規定する期間内に着任することができないときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。

③ 平成 23 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う職員の事務引継の取扱い等について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

1 事務引継ぎ関係

引継ぎに当たっては、当面、事務引継書の作成を省略できることとしますので、必要に応じ簡条書きメモにより口頭で引き継ぐなど、方法についてはできるだけ簡略化されるようお願いいたします。

また、年度替わりの時期における引継ぎについては、当面処理すべき必要最小限の内容に限定することとし、それ以外の業務については、業務の状況を踏まえながら、後日、随時引き継ぐなどにより対応していただくようお願いいたします。

2 手当関係

4 月 1 日付けの人事異動により異動する職員について、着任までの期間が 1 週間を超えて着任する状況が想定されることに鑑み、当該職員の手当支給の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますのでお知らせします。

また、住居の滅失等震災に関わる諸手当の取扱いについても別途お知らせする予定です。

3 服務及び権限関係

4月1日付けの人事異動の発令を受けた職員が、引き続き平成22年度の所属において災害対応等の業務に従事する場合における服務及び決裁権限の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますので知らせします。

④ 旧所属において従事することに係る諸手当の取扱いについて特例的取扱い（別途通知予定）

⑤ 勤務時間の割振りについて

教職員の勤務時間を弾力的に定めることによって、交代で休養がとれるよう配慮します。

① 勤務を要する日における始業、終業時間の弾力的な割振り

（例）避難所運営のため交替制をとる場合

早朝勤務職員： 6：00～14：30

通常勤務職員： 8：00～16：30

午後勤務職員： 13：30～22：00 など必要に応じた割振り

深夜については教員特殊業務手当で対応

② 週休日の振替えの有効活用

【給与関係】

以下のことについて、現在検討中ですので、おって通知いたします。

- (1) 震災による住居消失、通勤方法変更等については弾力的な取扱いについて
- (2) 届出を必要とする諸手当に係る事実発生日からの届出期間や証明書類等の提出について
- (3) その他、震災に係る各種手当の取扱いについて

(2) 教職員の健康管理について

教職員課・厚生福利担当

019-629-6214

① 自然災害に遭われた方へ


自然災害に遭われた方へ・・・

強いショックを受けた後のこころとからだの変化について

災害や事故などのショックな出来事を体験した後、私たちのこころとからだにはさまざまな変化が起こります。

これは日常とはかけ離れた大変な出来事に対する正常な反応です。

災害・事故などの体験後、約2～3週間は体調の変化が起こりやすい時期ですが、多くの症状は時間がたつと自然に回復していきます。



気が高ぶる イライラする 孤独感
怖い体験を何度も思い出す
不安や落ちこんだ気持ちになる
自分は役に立たないと感じる
助かったことを後ろめたく思う

不眠 悪夢 集中力がなくなる
食欲不振 吐き気 下痢 便秘
動悸 ふるえ 発汗
頭痛 だるさ 筋肉痛
風邪を引きやすい

感情がマヒしている
ひとつのようを感じる
よく覚えていない部分がある
考えたくない・話したくない

対応は・・・

- ★ 食事・睡眠・運動・休息を大切に
- ★ 深呼吸やストレッチ体操でリラックス
- ★ 気持ちや体験をことばにすると落ち着きます
- ★ 不注意による事故や怪我をしやすいため、普段以上に気をつけましょう
- ★ 心身の苦痛が強すぎたり、長く続くときは、医療スタッフや保健師等に相談しましょう

② 災害時の救援や支援に従事されている方へ

ア 被災者のこころのケアについて

住民は被災体験によるショックや、災害による不自由な生活環境のために強いストレス状態にあります。被災者のさまざまなストレスや不安を和らげるために、こころのケアのポイントについて説明します。

☆ 被災者の話に耳を傾けましょう

- ◇ 「被災体験を話すこと」は、ストレス反応を和らげるのに効果的です。まずは相手の気持ちを聴くことに焦点をあてましょう。安易な励ましや助言、無理に聞き出そうとすることは禁物です。

☆ 専門用語は避けましょう

- ◇ 「カウンセリング」「メンタルヘルス」「精神障害」などの用語は、被災者に「特殊な状態」を連想させ、不安を強めることがあります。「支援する」「お手伝いする」「お話する」などの普通の言葉を使いましょう。

☆ 災害によるストレスについて正しい知識を持ちましょう

- ◇ 被災者の心身にみられるさまざまな反応は、「災害という大変な出来事に対する正常な反応」で、その多くは時間がたつと自然に回復します。

☆ 必要に応じて専門家への橋渡しをしましょう

- ◇ ストレス反応が強い場合や、症状が長引く時は、医療スタッフなどの専門家へ橋渡しをしましょう。

イ 援助者のストレスについて

☆ 支援者に起こりやすい心理状態

高揚感 …「役に立っている」「頼りにされている」という思いから高揚した気分になりやすい。

罪悪感・罪責感 …自分は通常の生活を送っていることへの後ろめたさや、活動が十分に効果をあげられないときに感じやすい。

同一化

.....

★ 被災地で救援や支援活動にあたり、少しでも役に立ちたいとの思いから普段以上に気負ったり無理を重ねがちです。

★ また、被災体験を聴いたり実際に目の当たりにすることで、援助者自身も二次的な被災者となりストレス反応が起こることがあります。

以下のストレスチェックで、ご自身の健康状態を振り返ってみましょう。

【 チェックリスト 】

* 以下の 14 項目のうち、あてはまるものをチェックしてください

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ケガや病気になりやすい | <input type="checkbox"/> 物事に集中できない |
| <input type="checkbox"/> 何をしてもおもしろくない | <input type="checkbox"/> すぐ腹が立ち、人を責めたくなる |
| <input type="checkbox"/> 考えなければならぬ問題を考えられない | |
| <input type="checkbox"/> 状況判断や意思決定にミスがある | <input type="checkbox"/> じっとしてられない |
| <input type="checkbox"/> 落ち込みやすい | <input type="checkbox"/> ひきこもりがちになりやすい |
| <input type="checkbox"/> 物忘れがひどい | <input type="checkbox"/> いらいらする |
| <input type="checkbox"/> よく眠れない | <input type="checkbox"/> 不安が強い |
| <input type="checkbox"/> 頭痛、肩こり、冷え、のぼせなどの身体症状がみられる | |

参考：日本赤十字社「災害救援マニュアル」

結果はいかがでしたか？

5項目以上あてはまる方は、疲労がたまっています。できるだけ心身を休めるように工夫しましょう。

ウ ストレス対処法

* 食事・休憩・睡眠・休息日をとること

不眠不休では身体がもちません。交代時間は守り、よく休んで体力を回復しましょう。食欲がない時、時間がない時は、少量にわけて食べましょう。

*自分の限界を知る

「自分がいなければ」と気負わずに、仲間と協力しあって活動しましょう。
お互いに声をかけ、活動をねぎらいましょう。

* その日の体験や感情を語る

信頼できる相手に体験を話すと気持ちが落ち着きます。

報告会で活動を整理することも大切です。

* 深呼吸・ストレッチ・入浴等でリラックスしましょう。

(岩手県こころのケア研究会 岩手県精神保健福祉センター)

こころと身体をゆるめましょう！

ストレスを受けると
心身は緊張します。

身体は、かたまっていませんか？

大きな災害にあったとき、私たちは心理的なショックを受けて、誰でも心が不安定になります。

こんなときは、心が緊張するだけでなく、身体も緊張しています。不安になる、緊張する、焦る、落ち込む、眠れないといったことは心の自然な反応です。

危機に備えることは大切なことではありますが、ずっと緊張したままでは、心身ともに疲労が蓄積してしまいます。

そんななかでも、気持ちを少しでもゆるめる時間をもつていただければと願っています。

身体をゆるめて、
こころを落ち着かせましょう！
ゆるめる時間も大切です。

身体をゆるめて、こころを落ち着かせる方法として、いくつかのリラクゼーション法があります。ここでは誰でも簡単にできる方法をご紹介します。

どの方法でもかまいません。あなたがいちばんやりやすい方法を試して、実行してみてください。

一日に一回でも、数回でも、あるいは何度でも・・・、あなたの状況に応じて試してみてください。

リラクゼーション法をいくつかご紹介します。
どれでもかまいません・・・
あなたに適した方法を、ぜひ試してみてください。

ウェルリンク・メンタルヘルス研究所

1)セルフタッチ

——— 自分の身体をやさしくさする、抱きしめる……

気持ちが落ち着かないとき、自分の身体を感じてみましょう。
やさしく自分をさすったり、抱きしめながら、ゆったり呼吸をしましょう。



◎手を合わせてみてください。
あたたかさを感じますか？

両うでを
つつむように
する



◎ほほ、両目、首すじを
つつみこむように、ふれてみましょう。



ほっぺに

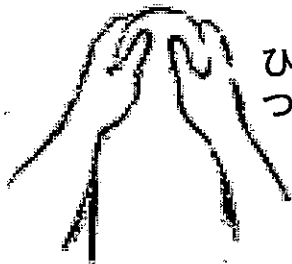


両目
に
かるく

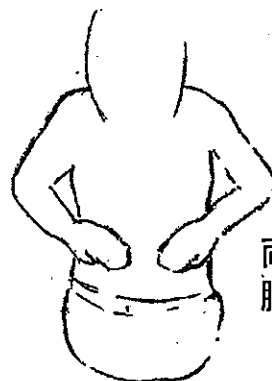


首筋に
手のひらを

◎ひざや腰を
つつみこむように、ふれてみましょう。



ひざを
つつむように



両手を
腰に……

どの方法でもかまいません。
いちばん気持ちのいい方法を試してみてください

(c)2011,WellLink

2) グーパー呼吸

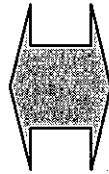
———— 拳をギュッと握り、息をはきながら、両手を開く

両手をギュッと握ってから、息をゆっくりとはきながら、同時に両手の力をゆるめます。その後、ゆったりと自然呼吸をしましょう。
力がゆるむ感覚、ゆるんでいる感覚に意識を向けましょう。

◎両手を
ギュッと
にぎる



◎息をはきながら
ゆっくりチカラを
抜いていく



3) 首まわし

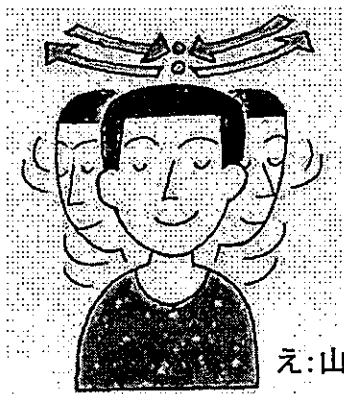
———— 首をゆっくり回しながら、緊張やゆるみを感じる

◎首をできるだけゆっくり左右に回します。

左を向いて、正面に。右を向いて、正面に戻します。

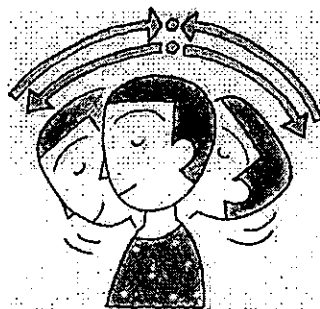
※正面に戻すときにはゆっくりと、首の緊張感がほどけていく感覚を
味わいながらゆっくりと戻しましょう。

※左右を向くときに息をすって、正面に戻るときに息をはきます。



え: 山下正人

同様に、ゆっくり前後や回転も。
★決して無理はしないでください。



どの方法でもかまいません。

いちばん気持ちのよい方法を試してみてください

(c)2011,WellLink

4) スワイショー

———— 反復動作をくり返すと、気持ちは落ちつきます

ゆったりできないとき、気持ちを落ちつかせたいときは、反復動作をしましょう。反復動作には気持ちを落ちつかせる効果があります。軽く両足を開いて立って、「腰を回転させる方法」と「腕を前後に振る方法」があります。

- 1) 腰をゆっくり左右に回転させる。
- 2) 腰が回転するのに応じて、少しずつ、腕が腰の回りを回転する。
- 3) 少しずつ、腕の振りを大きくしていく。



※腰を左右に回転させることで、
両腕が「でんでん太鼓」のように回転します。

※左右に腰を回転させながら、
肩や上半身のチカラをぬいて行ってください。

※「腕を前後に振るスワイショー」も同様に行ってください。
肩のチカラを抜いて、左右の腕を同時に前へ、後ろへふります。

※5分～10分程度、繰り返すとよいでしょう。

5) ゆったり呼吸

———— おなかを意識しながら、ゆったりと呼吸する

ゆったりした呼吸をすることで、全身に新鮮な空気が行きわたります。気持ちも落ちついてきます。

「腹式呼吸」をあまり意識し過ぎないでください。お腹がふくらんだり、へこむのを感じるままにしましょう。

1) 口から、息をゆっくりとはきます。

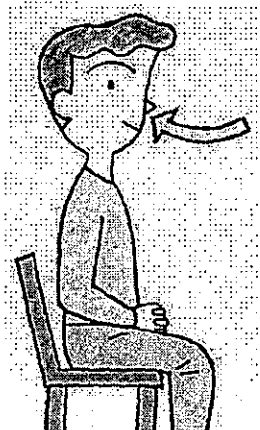
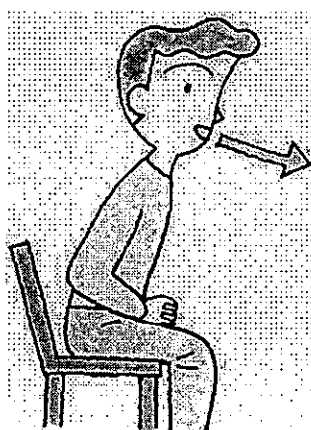
はく息とともに、肩や腕などからチカラが抜けていくようにイメージしましょう。

「身体がゆるんでいく〜」と、心の中で語ります。

2) 鼻から、ゆっくりと息を吸います。

胸からお腹、全身に新鮮な空気が満たされていくイメージをしましょう。

お腹や腰にも空気がはいつてふくらむ感覚をできるだけ感じるようにしましょう。



え: 山下正人

※何度でも、気持ちが落ちつくまでやってみてください。

※両手をお腹にあてると、お腹の変化を感じやすいでしょう。

※身体を前後に少し、動かしてみるのもよいでしょう。

※自分にあつた方法で、ゆったり呼吸してください。

(c)2011, WellLink

6) グラウンディング

——「見て」「聞いて」「感じて」、気持ちを少しずつしていく

1. 楽な姿勢で座って、ゆっくり呼吸してください。
 - ・足や腕は組まないで、ゆったりとリラックスさせてください。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

2. まわりを見渡してみましょう。
 - ・目に映るもので嫌な気持ちにならないものを、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
床が見えます。靴が見えます。テーブルが見えます。
椅子が見えます。人が見えます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

3. 周囲の音を聞きましょう。
 - ・嫌な気持ちにならない音を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
女の人 が話しているのが聞こえます。
自分が呼吸する音が聞こえます。ドアが閉まる音がします。
足音が聞こえます。携帯の鳴る音がしています。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

4. からだの感覚を感じましょう。
 - ・苦痛ではないからだの感覚を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
両手に木のひじかけが触れているのを感じます。
自分の足が靴の中にあるのを感じます。
背中が椅子にもたれているのを感じます。
両手で毛布をつかんでいるのを感じます。
唇があわさっているのを感じます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

出典：『サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 第2版』（2009年3月、兵庫県こころのケアセンター訳、アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク、アメリカ国立PTSDセンター）
<http://www.j-hits.org/>

(c)2011, WellLink

「こころと身体をゆるめましょう！」について

東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さま、ご関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆さまにとっては、とても休める状況ではないかもしれませんが、しかし、こうした状況であるからこそ、少しでも、こころと身体を休めていただける方法を知っていただければと願って、本書を作成しました。

被災者の皆様への安全確保や援助は緊急を要していますが、一方で気持ちを休めることはとても大切です。ほんの少し時間でも、こころと身体を休めていただければ幸いです。

また、直接の被害にはあってはいないものの不安を感じておられる方、気持ちが落ち着かないという方も多いかと思えます。できるだけ、心身を休める時間をつくっていただければと存じます。

本書につきましては、どなたであってもご自由にご活用いただきかまいません。ご自由に転用・転載していただき、少しでもお役に立てていただければと存じます。

なお、本書の作成にあたりましては、産業カウンセラーの向井清二(<http://se-ji.info/>)さん、三簾雅弘さん、臨床心理士の高野一郎さんにご協力をいただきましたこと、御礼を申し上げます。

2011年3月15日

ウェルリンク株式会社
メンタルヘルス研究所
所長 小西喜朗

<http://www.welllink.co.jp/>

(c)2011,WellLink

(3) 関連給付事業について

【公立学校共済組合岩手支部】

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

教職員課・厚生福利担当

TEL019-629-6218

(短期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
組合員証等の再交付 (組合員・被扶養者)	<ul style="list-style-type: none"> 組合員証等がない場合でも下記の内容を申し出ることにより医療機関で受診できること。 (氏名、生年月日、勤務先) 被災により組合員証等を紛失した場合は、所属を通じて再交付申請を行うこと。 <p>※ 所属所に出勤できない状況にあるなど所属所を通じて申請が困難である場合は、当支部に直接郵送又は来庁の手段により申請をすることができます。この場合は担当まで連絡してください。</p>	<p>再交付申請書(様式第10号) ※様式を取得できない場合は、下記を記載した任意様式で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属 組合員証番号 組合員氏名 再交付者氏名、続柄 送付先住所
医療費にかかる一部負担金等の支払免除 (情報提供)	<p>(注)阪神淡路大震災時の情報提供。今回の災害に適用については公立学校共済組合本部で検討中。</p> <p>下記要件のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣が定める日まで診療機関に支払う一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が免除される。</p> <p>(1) 震災により居住する家屋が全壊又は半壊の被害を受けた組合員及び被扶養者</p> <p>(2) 震災により主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った組合員及び被扶養者</p>	<p>申請が必要となること。 ※今回の災害に適用される場合は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
入院附加金	<p>組合員が5日以上入院したときに給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 1日につき500円 	(自動給付)
埋葬料(附加金) 家族埋葬料(附加金)	<p>組合員又は被扶養者が死亡した場合に支給される。</p> <p>※ 弔慰金(家族弔慰金)に該当する場合も支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 埋葬料50,000円+附加金25,000円 <p>(行方不明者の取扱い)</p> <p>下記の場合は、死亡として取扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定死亡(官公庁が死亡と認定したとき)の場合 失踪宣告の場合 	<p>(家族)埋葬料及び附加金請求書(様式第54号) ※「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し</p>
弔 慰 金 家 族 弔 慰 金	<p>災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が死亡した場合支給される。</p> <p>※ 災害見舞金(附加金)に該当する場合も支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 (組合員) 掛金の基礎額×1.25 (被扶養者) 掛金の基礎額×1.25×0.7 <p>※ 行方不明者の取扱いは、埋葬料と同様。</p>	<p>(家族)弔慰金請求書(様式第55号)</p> <p>※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
災 害 見 舞 金 (付加金)	<p>災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が居住する住居や家財に被害があった場合、その被害の程度により支給される。</p> <p>※ 家財には組合員の通勤用自動車を含む。</p> <p>※ 被害の程度が小さい場合は支給対象とならない場合があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 掛金の基礎額×3×1.25～掛金の基礎額×0.5×1.25 (被害区分:全壊、半壊、一部損壊等) 	<p>災害見舞金附加金請求書(様式第52,53号)等 現場・家財の写真 (住居の一部の損壊や床上浸水のときは、可能な限り住居家財の写真を撮影願います。)</p> <p>※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
災害対策事業 見 舞 金	<p>災害救助法が発動された地域内で被害を受け、災害見舞金(附加金を含む)の支給される者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 30,000円 	(自動給付)

今回の災害に関わる給付金の請求期限は事実発生(3月11日)から2年間です。

(長期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
年 金 関 係	<p>組合員が死亡した場合の年金関係の取扱いについては、現在本部に照会中。</p>	

東北地方太平洋沖地震関連貸付事業

教職員課・厚生福利担当

19-629-61 2 6

(貸付)

○新規貸付

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合。	住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍に相当する額 ただし、1,900万円まで	360回以内
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合。	200万円(注1)	120回以内

注) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け(以下「総額規制対象貸付け」という。)の申込時において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る未償還元金の総額と申込み金額の合計額は700万円以内とします。

また、償還猶予者等償還金不足金を有する場合の償還金不足金は、上記700万円には含めません。

○償還猶予

貸付対象種別	事由	猶予期間等
住宅貸付け及び住宅災害貸付け(介護構造部分に係る貸付けを含む。)	住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。	申し出のあった日の属する月の翌月(貸付の申込みと同時に申し出のあった場合は、初回の償還日の属する月)から12か月の範囲内で借受人が希望する期間。
激甚災害による住宅災害貸付け	次の条件を満たした場合 ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。)第2条第1項に規定する政令による激甚災害の指定があること。 ② 理事長の指定する地域において、①の災害により被災したこと。 ③ 自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けていること。	住宅災害貸付けの元金の償還を3年を限度として猶予する。

○住宅貸付から住宅災害貸付への借換えについて

改修又は改築を行い借入額が増える場合は、住宅災害貸付として借換えが可能であるが、貸付種別のみを変更することはできません。

○その他

今回の災害による特例利率等を適用する住宅災害貸付については、公立学校共済組合本部で検討中です。

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

(今回の地震による新設事業 ※H23.3.25付け所属長あて文書通知及びホームページ掲載)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
災害特別資金貸付 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、緊急に資金を必要とする罹災会員の便宜を図るため、貸付事業の種類に「災害特別資金貸付」を新設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸付限度額を 1,500,000 円とする。(貸付額は、100,000 円単位とする。) 貸付利息は無利息。 貸付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 償還月額は、10,000円～15,000円とし、償還期間は、貸付額に応じた期間とする。(最大100カ月=8年4カ月) ※会員が希望する場合は、12 カ月の範囲内で償還猶予できる期間を設ける。 「災害特別資金貸付借入申込書」に所要事項を記載の上、所属長の証明を得て申し込むものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別資金貸付借入申込書 災害特別資金貸付借用証書 申立書 同意書
災害特別支援金 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、定期人事異動の内示により赴任地の住居を確保するため所要経費を支払い、その住居の被災により入居が不可能となった場合で、契約の相手方の事情によりその所要経費の返還を求められなくなった会員に対し、その所要経費について支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給付対象者は、平成23年度定期人事異動の内示に伴い、転勤先の住居を確保するため借家(借間)の賃貸借契約をした場合で、その契約に伴う所要経費について、契約の相手方から返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者とする。 給付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 所要経費とは、1に掲げる賃貸借契約に伴う手付金、敷金及び礼金とする。 支援金の額は、所要経費の範囲内とする。 支援金給付の条件は契約書及び領収書等により支払いの履行が確認され、真に所要経費の返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者と所属長が判断した者。 給付金の受領後に契約の相手方等から所要経費が返還された場合は、その旨速やかに互助会に申し出て、所定の方法で給付金を互助会に返納するものとする。 申請手続は、給付規程に基づく「災害特別支援金申請書」に所要事項を記載のうえ、所属長の証明を得て申請するものとする。添付書類は、原則として契約書、受領書の写しを添付するものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別支援金申請書 添付書類は、原則として契約書、受領書の写

(短期給付事業・厚生福利事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
療養給付金 (会員・家族)	会員又は被扶養者が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した費用の内、公立学校共済組合又は文部科学省共済組合等で給付する額及び国又は地方公共団体に支払う公費負担額を控除した額が、2,500円を超えたときに給付する。給付額は当該控除後の額から2,500円を控除した額とする。	
災害見舞金	会員が住居、家財に災害を受けたときに、次の区分により給付する。 1 600,000円 ア 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。 イ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 以下省略	共済組合の「災害見舞金請求書」に様式併合(①災害見舞金・災害見舞金附加金請求書②)り災明細書)
弔慰金 (会員及び被扶養者)	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 500,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 200,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 100,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
弔慰金 (被扶養者以外の配偶者)	配偶者(会員又は被扶養者を除く)が死亡したときに、200,000円を給付する。	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 入院1日につき 500円 2 被扶養者の場合 入院1日につき 500円	
遺児育英資金	会員が死亡したときに、被扶養者のうち、満18歳の年度末までの間にある会員の遺児があるとき、遺児1人当たり500,000円を給付する。	遺児育英資金請求書 (様式第113号)

(特別弔慰積立事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
特別弔慰金	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 200,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 100,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 50,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号に併合) 2 戸籍謄本 (コピーでも可)

(4) 教職員のための相談窓口

教職員のための相談窓口のご紹介

被災後こころの健康に不安を感じたら、ひとりで悩まず、まずは相談しましょう。

下記のいずれの相談窓口も秘密は固く守られます。(匿名での相談もできます。)

『公立学校共済組合本部』事業

◆ 教職員健康相談24 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 医師や専門スタッフが心とからだの相談に対応します。
- 24時間年中無休 通話料・相談料無料(匿名可)
- 心理カウンセラーの電話によるカウンセリングは、下記の時間のみとなります。
(メンタルヘルスカウンセリング 9:00~20:30)

◆ 面談によるメンタルヘルス相談事業 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 臨床心理士、心理カウンセラーが面談を行います。(1回50分5回まで無料)
- 面接予約受付時間 9:00~17:00(土日・祝祭日・12月31日~1月3日を除く)

『公立学校共済組合岩手支部』事業

◆ 保健師による健康相談(メンタルヘルス含む) <<019-629-6214>>

- こころの健康、身体に関する心配事等について、公立学校共済組合岩手支部の保健師が電話相談に応じています。(面接相談も日程調整により可)
- 相談時間 平日9:00~18:00

◆ 東北地方太平洋沖地震に被災された方への心の相談緊急電話 <<0120-111-916>>

- 日本精神衛生学会、日本臨床心理士会等の医師、臨床心理士、保健師等が心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の心の緊急電話相談に応じています。
- 相談時間 13:00~20:00

◆ 災害時ストレス健康相談受付窓口(精神保健福祉センター) <<019-629-9617>>

- 岩手県精神保健福祉センターの専門職員が、相談機関の紹介や災害時ストレスの健康相談等に応じています。

4 資料

(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて

被災地の児童生徒の受け入れを通知している都道府県、他縣市町村、その他
(情報)

都道府県名	問い合わせ先	備考
山形県	山形県教育庁義務教育課 電話 023(630)2871	・相談窓口を設置 (別紙参照)
東京都	東京都教育庁総務部教育政策課 電話 03(5320)6829	・両親をなくした児童生徒 ・衣食住の確保及び転学
神奈川県	神奈川県教育委員会支援教育部 電話 045(210)8211	・市町村へ柔軟な受け入れを通知 ・公営住宅等への2次受入相談
大分県	大分県教育委員会教育改革・企画課 電話 097(506)5414	・転入学を希望する児童生徒 ・就学援助等の弾力的な対応
鳥取県	鳥取県教育委員会小中学校課 電話 0857(26)7509	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
広島県	広島県教育委員会指導第1課 電話 082(513)4976	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
岐阜県	岐阜県教育委員会学校支援課 電話 058(272)1111 内線 3679	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
香川県	香川県教育委員会義務教育課 電話 087(832)3741	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
宮崎県	宮崎県教育庁学校政策課 電話 0985(26)7239	・宮崎県ホームページを参照
和歌山市	和歌山市教育委員会 電話 073(432)0001(代)	・小学生 60名程度
愛知県瀬戸市	瀬戸市教育委員会学校教育課 電話 0561(88)2763	・ホームステイ先の確保 ・夏休みまでの期間
兵庫県小野市	小野市役所市民福祉部 電話 0794(63)1509	・ホームステイ形式 ・8月頃まで100名 ・移動経費、滞在費用、学用品、 就学支援経費、医療費について 市またはホスト家庭が負担
福井県	福井県PTA連合会 電話 0776(41)4253	・一定期間のホームステイによる 学校への通学
福岡県	日本の次世代リーダ-養成塾事務局 電話 03(5466)0804	・福岡県を中心にホームステイ先 を見つける支援

○ 上記以外の都道府県、他縣市町村、本縣市町村においても受け入れについて柔軟に対応することとしています。(問い合わせ先: 移転先の各市町村の教育委員会)

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
1	山形県教育委員会	山形市松波2-8-1	山形県教育庁 高校教育課	3月14日	山形県教育庁 高校教育課	高等学校について 023-630-3106	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	3月14日	山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	特別支援学校について 023-630-2867	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課	3月14日	山形県教育庁 義務教育課	小中学校について 023-630-2871	023-630-2774
2	山形市教育委員会	山形市旅籠町2-3-25	山形市教育委員会 学校教育課	3月14日	山形市教育委員会 学校教育課(学事係)	023-641-1212(代)	023-641-2531
3	上山市教育委員会	上山市河崎1-1-10	上山市教育委員会 学校教育課	3月22日	上山市教育委員会 学校教育課	023-672-1111	023-672-3001
4	天童市教育委員会	天童市老野森1-1-1	天童市教育委員会 学校教育課	3月18日	天童市教育委員会 学校教育課	023-654-1111 (内線823)	023-654-3355
5	山辺町教育委員会	山辺町緑ヶ丘5	山辺町教育委員会	3月14日	山辺町教育委員会 教育課	023-667-1115	023-667-1116
6	中山町教育委員会	中山町長崎6010	中山町教育委員会	3月22日	中山町教育委員会	023-662-5484	023-662-5440
7	寒河江市教育委員会	寒河江市中央1-9-45	寒河江市教育委員会 学校教育課	3月15日	寒河江市教育委員会 学校教育課	0237-86-2111	0237-86-8691
8	河北町教育委員会	河北町谷地みどり町3-2	河北町教育委員会 管理課	3月14日	河北町教育委員会 管理課	0237-71-1136	0237-71-1110
9	西川町教育委員会	西川町海味510	西川町教育委員会 教育文化課	3月17日	西川町教育委員会 教育文化課	0237-74-2114	0237-74-2601
10	朝日町教育委員会	朝日町宮宿1115	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月14日	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	0237-67-3302	0237-67-3375
11	大江町教育委員会	大江町左沢882-1	大江町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月15日	教育文化課 学校教育係	0237-62-2270	0237-62-4736
12	村山市教育委員会	村山市中央1-3-6	村山市教育委員会 学校教育課	3月14日	村山市教育委員会 学校教育課	0237-55-2111	0237-55-2155
13	東根市教育委員会	東根市中央1-1-1	東根市教育委員会 管理課管理係	3月14日	東根市教育委員会 管理課管理係	0237-43-1170	0237-43-1176
14	尾花沢市教育委員会	尾花沢市若葉町1-4-27	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	3月11日	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	0237-22-1111	0237-22-3034
15	大石田町教育委員会	大石田町緑町1	大石田町教育委員会 教育文化課	3月16日	教育委員会 教育文化課就学担当	0237-35-2111 (内線253,254)	0237-35-2118
16	新庄市教育委員会	新庄市沖の町10-37	新庄市教育委員会 学校教育課	3月18日	学校教育課(就学相談)	0233-22-2111 (内線444)	0233-23-5600
17	金山町教育委員会	金山町金山662-1	金山町教育委員会 教学課総務学事係	3月19日	教学課 総務学事係	0233-52-2902	0233-52-2903
18	最上町教育委員会	最上町向町644	最上町教育委員会 教育文化課	3月22日	教育文化課(就学相談)	0233-43-2053	0233-43-2345
19	舟形町教育委員会	舟形町舟形263	舟形町教育委員会 事務局	3月22日	事務局(就学相談)	0233-32-2379	0233-32-3362
20	真室川町教育委員会	真室川町新町233-1	真室川町教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-62-2337	0233-62-2306
21	大蔵村教育委員会	大蔵村清水2620	大蔵村教育委員会 学校教育係	3月22日	学校教育係(就学相談)	0233-75-2323	0233-75-2336
22	鮭川村教育委員会	鮭川村佐渡2003-7	鮭川村教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-55-2111 (内線232)	0233-55-3269

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
23	戸沢村教育委員会	戸沢村名高1593-86	戸沢村教育委員会 学校教育課	3月19日	学校教育課(就学相談)	0233-72-3242	0233-72-2307
24	米沢市教育委員会	米沢市金池3-1-55	米沢市教育委員会 学校教育課	3月17日	米沢市教育委員会学校教育課 「就学希望調査」窓口 (米沢市営体育館)	0238-22-5111	0238-21-6925
25	南陽市教育委員会	南陽市三間通436-1	南陽市教育委員会	3月18日	南陽市教育委員会	0238-40-3211	0238-40-3388
26	高島町教育委員会	高島町高島435	高島町教育委員会 教育総務課	3月18日	高島町教育委員会教育総務課	0238-52-4474	0238-52-4459
27	川西町教育委員会	川西町上小松1736-2	川西町教育委員会	3月17日	川西町教育委員会 川西町健康福祉課 (いきがい交流館) 川西町産業振興課 (農改センター)	0238-42-2111	0238-42-3159
28	長井市教育委員会	長井市清水町1-25-1	長井市教育委員会 管理課	3月18日	長井市教育委員会 管理課	0238-88-5767	0238-88-5883
29	小国町教育委員会	小国町岩井沢704	小国町教育委員会 事務局	3月18日	小国町教育委員会 事務局	0238-62-2141	0238-62-2143
30	白鷹町教育委員会	白鷹町荒砥甲833	白鷹町教育委員会	3月18日	白鷹町教育委員会	0238-85-6144	0238-85-2183
31	飯豊町教育委員会	飯豊町大字樺2888	飯豊町教育委員会	3月17日	飯豊町教育委員会	0238-72-2111	0238-72-3827
32	鶴岡市教育委員会	鶴岡市上山添字文栄100	鶴岡市教育委員会 学校教育課	3月22日	鶴岡市教育委員会 学校教育課	0235-57-4865	0235-57-4886
33	三川町教育委員会	三川町横山字西田85	三川町教育委員会 学校教育係	3月17日	三川町教育委員会 学校教育係	0235-35-7005	0235-66-5550
34	庄内町教育委員会	庄内町狩川字大釜22	庄内町教育委員会 教育課	3月14日	庄内町教育委員会 教育課	0234-56-3317/3318	0234-56-3222
35	酒田市教育委員会	酒田市中町1-4-10	酒田市教育委員会 学校教育課	3月18日	酒田市教育委員会 学校教育課	0234-26-5776	0234-23-2257
36	遊佐町教育委員会	遊佐町遊佐字舞鶴211	遊佐町教育委員会 教育課	3月22日	遊佐町教育委員会教育課 総務学事係	0234-72-5891	0234-72-3313

(2) 子どもと遊ぶレクリエーション集

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

レクリエーション①「命令ゲーム」【コミュニケーション・ゲーム】

＜リーダーと参加者の関係づくりゲーム、10～40人、2分程度＞

- 1 参加者は、リーダーを向き、両手を下ろしたままスタートとなります。
- 2 リーダーが、『はい』と言ったら、私の言うことを聞いてください。』と参加者に言います。
- 3 リーダーはテンポよく命令を出します。
 - (1) 「はい、右手を上げて」
 - (2) 「はい、左手を上げて」
 - (3) 「両手を下ろして」「ひっかかりましたね。『はい』と言っていませんよ」
- 4 リーダーは、「よく聞いていても、つられてしまうのが人間です」と、参加者に安心感を与えます。
 - (4) 「はい、座って」
 - (5) 「はい、立って」
 - (6) 「座って」「つられましたね。座ってはいけませんよ」
 - (7) 「はい、座って」
 - (8) 「はい、背筋を伸ばして」
 - (9) 「はい、これでゲームを終わりにします」

※ 楽しませながら、子どもたちを静かにさせるゲームとして有効です。

レクリエーション②「バースデー・サークル」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、10～40人、5分程度＞

- 1 リーダーが参加者に、「声を出さずに身振り手振りだけで、誕生日を相手に知らせ、誕生日順に並んだ円を作ってください」と伝えます。
 - 2 リーダーが、1月の場所を指定してから、ゲームがスタートします。
 - 3 参加者は、誕生日順に一重円をつくります。
 - 4 サークルができたら、1月の参加者から大きな声で自分の誕生日を発表し、正確に並んでいるかを確認します。
- ※ 人数が多い時は、同人数に分けて、サークルをつくる速さと正確さを競うゲームにもなります。
- ※ 人数が少ない時は、横一列に並んで「バースデー・ライン」というゲームになります。子どもを一列に並べたい時、無作為にゲームのチーム分け（一列に並んだあと、奇数順・偶数順で2チームに分ける）をおこなう時にも活用できます。
- ※ 「朝起きた時間サークル」、「昨日の夜寝た時間サークル」など、数字により順列ができるものであれば応用が可能あり、遊びながら子どもの生活を知ることできます。

レクリエーション③「 どじょう・キャッチ 」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、5～40人、5分程度＞

- 1 全員参加で、1つの輪（サークル）をつくります。
 - 2 左手は軽く握って「ツボ」をつくり、右手は人差し指だけにして「どじょう」をつくります。
 - 3 右隣の人がつくった「ツボ（左手）」に自分の「どじょう（右手の人差し指）」を差し込みます。
（自分の「ツボ（左手）」には、左隣の人の「どじょう（右手の人差し指）」が入っています）
 - 4 「ツボ（左手）」は軽く握り、「どじょう」が出入りできるようにし、リーダーが「キャー、キャー、キャー」と言った後、「キャッチ」と言ったら、右隣の人がつくった「ツボ」から自分の「どじょう（右手の人差し指）」は逃げ、自分の「ツボ」は左隣の人の「どじょう」をつかまえます。
- ※ 「キャー」の数は、リーダーが自由に決めます。「キャー」を言わずに、いきなり「キャッチ」でも結構です。
- ※ 「キャッチ」の代わりに「キャンディ」「キャラメル」「キャット」という、ひっかけ言葉を入れることおもしろくなります。
- ※ 左手（ツボ）と右手（どじょう）を入れ替えると難しくなります。（左利きの子どもの、有利になります）

レクリエーション④「 ジャンケン電車 」【運動ゲーム】

＜参加者同士がコミュニケーションを図るジャンケン・ゲーム、20人以上、15分程度＞

- 1 リーダーの合図とともにスタートします。リーダーの「ジャンケン・ポン」のかけ声で、近くにいる人とジャンケンをします。
 - 2 負けた人は、勝った人の肩に手をかけてくっつきます。
 - 3 勝った人は、また別の人とジャンケンをします。負けたら自分の後ろの人ごと、勝った人の後ろにくっつきます。
 - 4 リーダーは、だんだん長くなっていく列を見て、実況中継のように声をかけて盛り上げます。
 - 5 同じように繰り返し、最後に1本の長い列になるまでやり、先頭の人優勝となります。
- ※ 遊びながら、子どもたちを一行に並べることができます。

《ジャンケン・ゲームのバリエーション》

（1）お札集め

- ① 参加者全員に、お札に見立てた紙を5枚ずつ持ちます。
- ② ジャンケンをして、勝ったら相手から1枚もらい、負けたら相手に1枚渡します。時間内に相手を変えながら、繰り返します。
- ③ 5枚のお札がなくなったら負けとなり、制限時間の中で一番お金持ちになった人が勝ちになります。

（2）ジャンケンまわり

2人一組でジャンケンをし、負けた人は、勝った人の周りを1周回ります。同じ相手と3回戦おこない、別の相手と繰り返します。

レクリエーション⑤「ジャンケン手たたき」【コミュニケーション・ゲーム、頭を使うゲーム】
＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、2人一組、5分程度＞

- 1 2人一組となり、右手で握手をします
- 2 左手でジャンケンをして、勝った人が負けた人の右手をたたきます。
- 3 負けた人は、勝った人にたたかれる前に左手でガードします。勝った人が、ガードをされたらたたくことはできません。(たたいてしまった時は負けた人に、無条件で1回たたかれます)
- 4 3回戦として、2勝したら(2回たたいたら)勝ちとなります。

※ 強くたたけないように、利き手である右手で握手をし、左手でたたくこととしています。

※ トーナメント戦や団体戦でも盛り上がります。

《アレンジ・バージョン》

(1) タコの人とタイの人を決め、リーダーが、「ター、ター、タコ」と言ったら、タコの人がたたき、「ター、ター、タイ」と言ったらタイの人がたたきます。

(2) 奇数の人と偶数の人を決め、リーダーが「4+7」と言ったら、奇数の人が「9-3」と言ったら偶数の人がたたきます。3つの数の足し算や掛け算、割り算など、学年の学習段階に応じて工夫できます。

レクリエーション⑥「二文字しりとり」【頭を使うゲーム】

＜いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、10人程度、15分程度＞

- 1 みんなで円(サークル)になります。
- 2 リーダーが単語を出します。(例; がっこう)
- 3 最後の2文字を使って、順番にしりとりをします。
(例; がっこう→こうしゃ→しゃかい→かいがら→がら・・・)
- 4 最後の文字に「ん」がついていても、大丈夫です。
(例; おめん→めんどり)
- 5 最後の2文字が使えない単語を出した人や答えられなかった人は失格となります。
(最後の2文字が使えない例; だんご→んご・・・)

※ 普通のしりとりゲームよりも難しく、頭の運動になります。

レクリエーション⑦「古今東西ゲーム」【頭を使うゲーム】

＜いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、5人以上、15分程度＞

- 1 リーダーを中心に、参加者は円(サークル)になって座ります。
- 2 リーダーは、「古今東西、〇〇の名前(例; 動物の名前)」というふうに、テーマを出して誰かを指名します。

- 3 指名された人は、テーマの答え（例；ウサギなど）を言い、順に右回りで答えていきます。
- 4 10秒以上答えが出せなかったり、既に出た答えを言ったりした人は負けとなります。
- 5 リーダーは、負けとなった人に次のテーマを出して続けます。

《テーマの例》

「花の名前」、「虫の名前」「野菜の名前」「県名」「スポーツ選手の名前」「歌手・タレントの名前」「くさいもの」「“クス”のつく言葉」「“～ング”のつく言葉」「お金では買えないもの」など

レクリエーション⑧「ポキャブラ・チェック」【頭を使うゲーム・中学生用】

＜与えられたお題を英語で説明し、みんなにあててもらうゲーム、10人程度、30分程度＞

- 1 同人数で2チームに分かれます。
 - 2 リーダーがチームの中から解答者を選び、お題を見せます。
 - 3 解答者は両手を後ろに組み、英語でチームの仲間にお題を説明します。
 - 4 制限時間内にチームの仲間に当ててもらいます。
 - 5 チーム交互に、3回ずつおこない勝敗を決めます。
- ※ ①「ジェスチャー」は禁止、②「日本語」での説明は禁止、③お題そのものを英語で言ったら失格

《お題の例》

- ・ 聖徳太子、宮本武蔵などの歴史上の人物
- ・ 富士山、東京スカイツリー、奈良などの地名
- ・ 牛丼、カレーライス、とうふなどの食べ物
- ・ リンゴ、バナナ、びわなどの果物 など

レクリエーション⑨「数集め（&力合わせ）」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、10～50人程度、20分程度＞

- 1 リーダーの合図で、全員が音楽にリズムに乗って適当に歩きます。
（となりのトトロ、愛は勝つ、世界に一つだけの花、なそ）
 - 2 リーダーは音楽を止め、適当な数だけ手をたたきます（笛を吹きます）。
 - 3 リーダーの手をたたいた数（笛を吹いた数）の人数で集まり、手をつないで座ります。
- ※ リーダーは、ゲームの前に参加者の人数を確認し、集まることができる人数を把握し、余ってしまう人が出ないように配慮します。人数調整で、リーダーが入っても結構です。
- ※ 5人組・6人組等の少人数班を、遊びながら作ることができます。

《力合わせゲーム》

- * 「パン・パン」 → 2人組になりました。
 - ・ 向かい合って手をつないで、一緒に立てますか？
 - ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン」 → 3人組になりました。

- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン」 → 4人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン・パン・パン」 → 6人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？どうやったらいいか、みんなで考えましよう。

レクリエーション⑩「 あんたがたどこさ 」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、6人以上、15分程度＞

- 1 みんなで円（サークル）になり、手をつなぎいで内側を向きます。
- 2 「あんたがたどこさ」の歌に合わせて、右回りに1拍1ジャンプで回りますが、「さ」の時だけ左回りにジャンプします。

《「あんたがたどこさ」の歌詞》

あんたがたどこさ、肥後さ 肥後どこさ、熊本さ 熊本どこさ、船場（せんば）さ
 船場山（せんばやま）には タヌキがおってさ それを猟師が鉄砲で撃ってさ
 煮てさ、焼いてさ、食ってさ そこへ木の葉でちよっとかぶせ

《 ひとりで遊ぶ・バージョン 》

- (1) 地面や床に「十字（田の字）」をライン書きます。
- (2) 左手前のボックスに立ち、「あんたがたどこさ」を歌いながら1拍で1回、右左にジャンプします。
- (3) 「さ」の時だけ前にジャンプし、次の1拍で後ろに戻ります。
- (4) ジャンプする方向を間違えたり（横に跳んだり・斜めに跳んだり）、地面・床のラインを踏んだら負けになります。

レクリエーション⑪「 フルーツバスケット 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かすイス取りゲーム、10～20人以上、40分程度＞

- 1 リーダーを中心に、円（サークル）になって参加者全員がイスに座ります。
- 2 リーダーは、「白い服を着ている人」「メガネをかけている人」などの参加者の共通点を見つけ、みんなの前で叫びます。リーダーの言った内容に該当する人は、すぐにイスから立ち上がり、別のイスに移ります。この時、リーダーも一緒にイスに座ります。最後のイスに座れなかった人が鬼となり、次の条件（朝ごはんは、パンを食べた人 等）を叫び、イス取りゲームを続けます。
- 3 鬼が「フルーツバスケット」と言った時は、全員が一斉に別のイスに移動をしなければなりません。この時、隣のイスにずれるだけは反則とします。

- ※ イスがない場合は、段ボールを切ってその上に座ってもいいでしょう。また、屋外ではイスがわりに地面に小さな丸い円を描き、その上に立ちます。

レクリエーション⑫「 とりかご 」【運動ゲーム】

＜素早い身のこなしが必要となる軽い運動ゲーム、20人以上、20分程度＞

- 1 3人組をつくります。2人は両手をつなぎ「かご」を作ります。その中に1人が入り、「とり」になります。
 - 2 「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 3 鬼が「とり」と言ったら、中の「とり」はすぐに移動し、空いている別の「かご」に入ります。この時、鬼も「かご」の中に入り、「とり」になります。「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 4 鬼が「かご」と言ったら、外に2人は手を離し、別の「とり」のところに行って、今までの相手とは別の人と「かご」を作ります。この時、「とり」が、片手を上げていると目印になります。また、鬼も「とり」のところに行き、相手を見つけて「かご」を作ります。
 - 5 鬼が「とりかご」と言ったら、「とり」も「かご」もバラバラになり、新たに3人で「とり」と「かご」を作ります。この時は、これまでの「とり」だった人が「かご」に、「かご」だった人が「とり」になっても構いません。
- ※ 参加者の人数により、鬼が2人の場合は、2人で相談をして「とり」、「かご」、「とりかご」を選び、声を合わせて言います。

レクリエーション⑬「 しっぽ取り (&鬼ごっこ) 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かす全員参加の鬼ごっこゲーム、10～50人以上、20分程度＞

屋 外 (30m×15m)

体育館 (10～30人；バレーコート、30人～；バスケットボールコート)

- 1 リーダーは、50cmに切ったヒモテープを参加者全員に配り。ズボンの後ろにはさんでもらいます。(ヒモは、ひっぱるとすぐに取れるように10cmをめやすにズボンの中に入れるようにします)
 - 2 リーダーの「よい、スタート」の合図で、自分以外の人の「しっぽ」を取りに行き、自分の「しっぽ」は取られないように逃げます。このとき、エリアの外に出てはいけません。
 - 3 「しっぽ」を取られた人は、エリアの外に出ます。他の人の「しっぽ」を何本取っても、自分の「しっぽ」を取られたら負けです。自分の「しっぽ」を取られないように逃げ切った人の勝ちです。
- ※ 少人数なってきたら、エリアを半分にするなど、小さくしていきます。

《鬼ごっこのバージョン》

(1) 手つなぎ鬼

鬼が誰かをつかまえたら、手をつなぎ、2人一組の鬼になります。もう一人をつかまえたら、3人一組で鬼になり、4人になったら、2人組の鬼が2つに分かれます。鬼が増殖していく鬼ごっこです。

(2) 高鬼

地面から少しでも高い場所は、鬼がタッチできない安全地帯です。ただし、鬼がそばに来て30数えるまでに、別の場所に逃げなければなりません。(指定した色に触っていると安全な「色鬼」も同じルール of 鬼ごっこです)

教 学 第 1 1 7 5 号
平成 2 3 年 3 月 1 6 日

各教育事務所長 様

学校教育室長

平成 23 年度（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就
学機会の確保等について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学副大臣から通知がありました。

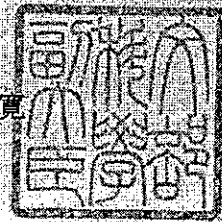
については、被災した地域の児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、別添の内容に十分留意し、その対応について、貴管内市町村教育委員会及び所管の学校に対して周知し、特にも、被災した地域の児童生徒の受け入れ等については、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう配慮するよう必要な指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	藤岡 宏章
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	h-fujioka@pref.iwate.jp

22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書が無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊，菅谷，江間
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731
（E-mail）svoto@mext.go.jp

事務連絡
平成23年3月24日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県知事部局（私学担当） 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の首長部局（学校設置会社立学校担当）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への
弾力的な受入れ等に関するQ&Aの送付について

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への受入れ等については、各教育委員会において積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

このたび、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知。以下「通知」という。）のうち、主に被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、お問い合わせいただいた内容をもとにQ&Aを作成しましたので、御参考までにお送りいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、本Q&Aも参考に、引き続き通知の趣旨を踏まえた取扱いをお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の首長部局におかれましては、公立学校における取扱いについて十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
電話：03-5253-4111（内線3745、2349）
※ お問い合わせの内容により、上記以外の担当課
が承ります。

被災した児童生徒等の弾力的な受入れ等に関するQ & A

平成23年3月24日

問1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」(平成23年3月14日付け文科初第1714号。以下「3月14日付け通知」という。)の「1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」中の、「弾力的に取り扱い」とは、例えば、どのようなものが考えられますか。

(答)

基本的に、法令に違反しない範囲であれば、各地方公共団体の実情に応じて可能な手立てをすべてとっていただいでよいでしょう。

具体的な手立てとしては、例えば、

- ① 通常の転学手続に必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する児童生徒については可能な限り速やかに受入れを行うこととし、状況が落ち着いてから手続を行う、
- ② 市町村教育委員会の判断で簡素化できる手続については簡素化する、などが考えられますが、これに限らず、各地方公共団体の積極的な取組が期待されることです。

その際、必ず児童生徒の在籍関係(転出先の学校に在籍とするか、元の学校に在籍したままとするか)を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮をお願いします。これにより、その後、各学校において指導要録に記入する等の際にも、より円滑に行うことができるものと考えられます。

例えば、受入れに当たり、ただちに事務手続ができない場合であっても、対象児童生徒の氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等、就学手続上必要と思われる事項については、記録を残し、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどの工夫がなされるとよいでしょう。

また、在籍することとなった児童生徒については指導要録を作成する必要がありますが、同様に、受け入れた時点で指導要録を作成して記入できる情報を記入し、後日、元の在籍校からの指導要録の写しの送付等を受けて追記していく等の工夫が考えられます。なお、元の在籍校での指導要録が紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら、可能な範囲で追記し、児童生徒の指導や証明に生かせるよう御配慮願います。

問2 学齢児童生徒については、住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製することになっていますが、被災児童生徒が住民票を異動しないまま、転入学させることは可能でしょうか。

(答)

1. 災害の有無にかかわらず、そもそも、学齢児童生徒については、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有していれば、この者についても学齢簿を編製し、就学手続をとることが必要です。

この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することが必要です(※1)。

今回の震災による被害に伴い、ただちに住民票の異動の手続ができない等の事情がある場合には、各市町村の住民基本台帳担当部署と連携の上、復興が進み、態勢が整ってから異動の手続をとる等、適切に対応していただくことが望ましいでしょう。

また、市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときには、当該教育委員会は、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知していただくよう御留意願います(※2)。

※1 「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」(昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達)、住民基本台帳法第13条

※2 「学齢簿および指導要録の取扱いについて」(昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達)

2. 上記1. の手続のほか、学校教育法施行令第9条においては、児童生徒等を住所地の市町村の設置する小・中学校等以外の小・中学校等に就学させようとする場合の取扱い(区域外就学)について定められています。区域外就学を行う場合には、今回の震災に伴う受入れの場合に限らず、受入れ側の市町村教育委員会において学齢簿を編製する必要はありません。

なお、同条第2項において、住所地の市町村教育委員会との協議について定められていますが、今回の震災による被害に伴い、必要な書類が整わないなど通常の手続が困難である場合には、各市町村の判断で簡素化できる手続については簡素化するなど、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

問3 今回の震災による被害に伴い、避難のため短期間滞在する場合においても、希望する児童生徒を学校に受け入れて差し支えないでしょうか。

(答)

3月14日付け通知の「1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」においては、期間の長短に関わらず、被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることをお願いしています。

なお、公立学校の受入れに際しては、当該学校の在籍者として受け入れる転入学のほか、学籍は元の学校のまま、受入れ先の学校の活動に参加する等の事実上の就学など、多様な取扱いが想定されますので、被災地の状況や、各地方公共団体の実情等に応じて、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

ただし、いずれの場合におきましても、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどして、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮願います。

問4 被災したA県の高等学校に合格したが、他県に転出し、転出先の都道府県における高等学校への入学を希望している者については、どのように取り扱うことが適切でしょうか。

(答)

A県の高等学校に入学し、その後、転出先都道府県の高等学校に転学する取扱いとするのか、あるいは転出先高等学校へ入学する取扱いとするのかについては、本人の事情等を勘案しながら柔軟に対応していただけるとよいでしょう。

その際、必要な書類が揃わなければ手続きが進まない等といったことにならないよう弾力的にお取り扱いいただくとともに、入学扱いとする場合には、入学者選抜においても、例えば、学力検査は行わず、面接などにより選抜するなどの御配慮をいただけるとよいでしょう。

問5 被災地域で県立高校の授業を再開できない状況です。被災した生徒を速やかに受け入れるため、県内外の他の高校や公共施設などで授業を行うことを考えていますが、法令上可能でしょうか。また、この場合にはどんなことを留意すればよいでしょうか。

(答)

高等学校設置基準第18条において、「高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」としており、このたびの東北地方太平洋沖地震は、まさに特別の事情に該当するものであると考えられます。

他の高校や公共施設を借用する場合には、当該施設の設置者等と十分調整の上、教育の実施にあたって安全上支障がないよう御留意願います。

事務連絡
平成23年3月25日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について

東北地方太平洋沖地震に被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、各機関の多大な御尽力に御礼を申し上げます。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け文科初第1714号文部科学副大臣通知）において、児童生徒等の就学機会の確保等については周知したところですが、被災地域及び計画停電範囲内等の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育課程編成上の留意点について、下記のようにまとめましたので御配慮・御指導等をお願いします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 入学式など学校行事について

入学式など学校行事については、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定するものであり、特に被災地域等の学校・教育委員会においては、児童生徒・学校・地域の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応に御配慮いただくこと。

2. 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定め

る標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められること。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなど御配慮いただくこと。

また、公立小学校及び中学校等においても、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められており、被災地域等において標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考えられること。

さらに、被災地域等の高等学校等においても、授業時数の確保について、小学校及び中学校等と同様に取り扱うよう御配慮いただくこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL 03-5253-4111 (内線2367)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

教 学 第 1 2 5 0 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

沿岸南部教育事務所長 様

学校教育室長

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課より通知がありました。

については、貴管下の各市町村教育委員会及び所管する各学校に対して周知願います。

また、平成 2 3 年 4 月 1 日付教学第 5 号で送付する「学校再開に向けたガイドライン」を参考にしながら、弾力的な教育課程の編成ができるよう指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	福士 幸雄
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	yu-hukusi@pref.iwate.jp

様式1

震災に伴う教材等の喪失数調査

* 届け出済の平成22年度使用教材一覧のうち、平成23年度も継続使用するものを下の表にリストアップして、喪失数を記入してください。

* 今回の調査は、実態の把握をするためのものです。可能な範囲でかまいませんのでよろしくお願いします。

〇〇市町村立

学校

	教科名	教材名	出版社名	価格	使用対象学年 (平成22年度)	喪失数
1	国語	国語辞典※	/		/	
2	国語	古語辞典※	/		/	
3	国語	漢和辞典※	/		/	
4	英語	英和辞典※	/		/	
5	英語	和英辞典※	/		/	

※辞典の価格は児童生徒が使用しているもので代表的な辞書の価格を記入してください。

6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

教科書・副教材以外の学用品(文房具を除く)の喪失数調査

〇〇市町村教育委員会

学校名

--

	学用品名	単価	喪失数	合計額
1	制服(男子)			0
2	制服(女子)			0
3	夏用制服(男子)			0
4	夏用制服(女子)			0
5	体育着(上下一式)			0
6	夏用体育着一式			0
7	内履き靴(一般用)			0
8	体育用内履き靴			0
9	体育用外履き靴			0
10	水泳授業用水着一式(男子)			0
11	水泳授業用水着一式(女子)			0
12	音楽科用具一式(具体的に記載すること)			0
13	図画工作・美術科用具一式(具体的に記載すること)			0
14	家庭科用具一式(具体的に記載すること)			0
15	技術科用具一式(具体的に記載すること)			0
16	通学用ヘルメット			0
17	通学用ランドセル・ザック			0
18	通学用スポーツバック(ザック以外に指定している場合)			0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
	合 計 額			0

※「学用品名」は例であり、各学校の実情に併せて加除をお願いします。

(様式) F A X 送信書 (添書不要)

県立総合教育センター F A X 番号 0 1 9 8 - 2 7 - 3 5 6 2

(電話番号 0 1 9 8 - 2 7 - 2 7 1 1)

支援物資 (学用品) 依頼書

〇〇市町村教育委員会

平成 2 3 年 〇 月 〇 日 (〇)

現在下記の学校において次の学用品が必要なので、依頼します。

	学校名	学用品名	個数	備考	センター使用欄	
					送付数	チェック
例	〇〇小学校	ランドセル	1 5 0	全学年児童分	1 0 0	レ
例	〇〇中学校	美術用絵の具	2 0 0	2, 3 年生生徒分	なし	レ
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※学校からセンターに直接送信する場合もこの様式を使うこと。

※欄が不足の場合は、追加して記入すること。

※右下の担当者名は、この学用品担当者氏名並びに実際に使える電話番号

担当

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波

学校再開に向けたガイドライン (初版)



平成 23 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

目 次

発刊にあたって	P 1
1 学校の体制づくり	
(1) 学校における職員の体制づくりについて	P 2
(2) 学級編成、教員定数等について	P 5
(3) 学校運営に関することについて	
① 学校再開のために考えなければならないこと	P 7
② 学校再開に向けて	P 10
③ 各種文書関係について	P 11
④ 教員研修について	P 11
2 児童生徒に関すること	
(1) 教科書、学用品等について	
① 教科書、学用品の給与、支援について	P 12
② 教科書等の給与に関するQ & A	P 16
(2) 心のサポートについて	P 19
(3) 児童生徒の健康管理について	
① 体育、保健体育の授業再開	P 23
② 臨時の健康診断・期健康診断	P 25
③ 学校給食	P 26
④ レクリエーション	P 27
(4) 児童生徒の就学援助について	P 30
3 教職員に関すること	
(1) 服務、給与関係について	P 31
(2) 教職員の健康管理について	P 34
(3) 関連給付事業について	P 44
(4) 教職員のための相談窓口	P 48
4 資料	
(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて	P 49
(2) レクリエーション関係	P 52
(3) 通知文等	P 59
5 様式	
(1) 【様式1】震災に伴う教材等の喪失調査	P 70
(2) 【様式2】教科書・副教材以外の学用品 (文房具をのぞく)の喪失調査	P 71
(3) 【別紙様式】無償義援物資(学用品)依頼書	P 72

発行にあたって

本冊子に示す内容は、あくまでも例であり、各市町村教育委員会が、この度の震災において生じた諸問題を解決し、克服していく際の判断材料として活用いただくための参考資料です。

本冊子を活用いただき、諸課題を検討する過程では、さらに新たな課題や解決すべき事柄が出てくるものと思われます。その際は、所管の教育事務所を通じて、県教育委員会へご相談下さい。最大限の協力と支援をして参ります。

県教育委員会では、本冊子を初版とし、各市町村教育委員会から相談いただいた内容も加えながら、さらに版を重ねていく予定です。被災された市町村において、再び子ども達の笑顔と歓声が響く教育活動が展開されるよう継続して協力して参ります。

岩手県教育委員会事務局

学校再開支援プロジェクト（小・中学校班）

1 学校の体制づくり

(1) 学校における職員の体制づくりについて

教職員課・人材育成担当

019-629-6122

① 災害時における教職員の役割

このたびの災害は非常に規模が大きく、市町村の行政対応能力を超えている場合もあり、避難所の運營業務を教職員が担当している状況もあります。避難所運營業務は市町村長の責務であります。避難所が開設されている学校においては、避難住民と共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要です。

学校は避難所における避難住民の自治組織の連携・協力を図りつつ、教職員の担当業務を明確にしていく必要があります。

② 教育活動の再開への対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童生徒の安全を確保することです。しかし、大規模災害に対応し、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校においても、災害の規模や被害の状況、地域の実情等により緊急の避難所となっております。

このため、各学校にあっては、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行うとともに、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当部局や地域の自主防災組織等をまじえて協議する必要があります。

③ 教職員の参集体制

校長は、教職員の参集体制、連絡体制、役割分担等を定め、教職員に周知するとともに、市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と情報共有を図ります。

④ 所属校に出勤できない教職員の対応

校長は、教職員が勤務を要する日に交通機関の途絶等により所属校に出勤できない場合、復旧するまでの間、特別休暇の取得が認められているほか、住居近くの学校に出勤させ、その学校の校長の指示に従い、児童生徒等の安全確保などの応急対策活動に従事させる場合もあります。（⇒P 3 1）

なお、教育委員会において、所管する学校の教職員について、地域の実情に応じた取扱いを確認していくことが必要とされます。

⑤ 人事異動における留意事項

人事異動にあたっては、着任期間を有効に活用し、新任者との引継ぎが十分行えるよう、一時的に新旧2名の体制とするなどの配慮が可能です。また、着任期間が1週間で不足する場合には、さらに必要な期間、勤務地にとどまることができるよう服務について整理することとしています。校長は、異動先の学校等と調整を行うこととなりますが、異動先においても事情を十分に理解し、必要な体制を整えることが必要です。（⇒P 3 2）

⑥ 児童生徒等、保護者との連絡体制

校長は、児童生徒及び保護者の状況を適切に把握するための連絡体制を整備します。

⑦ 授業再開に向けて

校長は、災害状況に即し、教育委員会と連携を密にして、応急的な教育計画を立案し、これに基づき教育活動を行います。

校長及び教職員は、授業を再開するための準備として、校舎等の安全点検、児童生徒の安否確認、通学路又は通学経路の安全確認、教科書・学用品等の滅失状況の把握、児童生徒の転出への対応などを行います。

校長は、これらの点検結果を教育委員会に報告し、情報の共有・連携を図りつつ、自校の教育活動の再開を目指します。

教育活動再開に必要な教職員の応援体制については、教育委員会を通じて県教育委員会と調整を行います。また、定数については、4月の始業式前の在籍者数による定数を1年間確定し、安否不明な児童生徒数の有無や校舎の状況による変更は行いません。(⇒P 5)

⑧ 心理的ケア対策

震災に伴う心的外傷後ストレス障害の教職員や児童生徒等に対しては、精神科専門医、スクールカウンセラー等への相談や県の相談窓口を活用し、速やかに対応します。

(⇒P 3 4)

⑨ 共済組合及び互助会による給付

災害に伴い、従来からある災害見舞金等のほか、共済組合及び互助会の貸付制度や支援給付制度等があります。(⇒P 4 4～P 4 7)

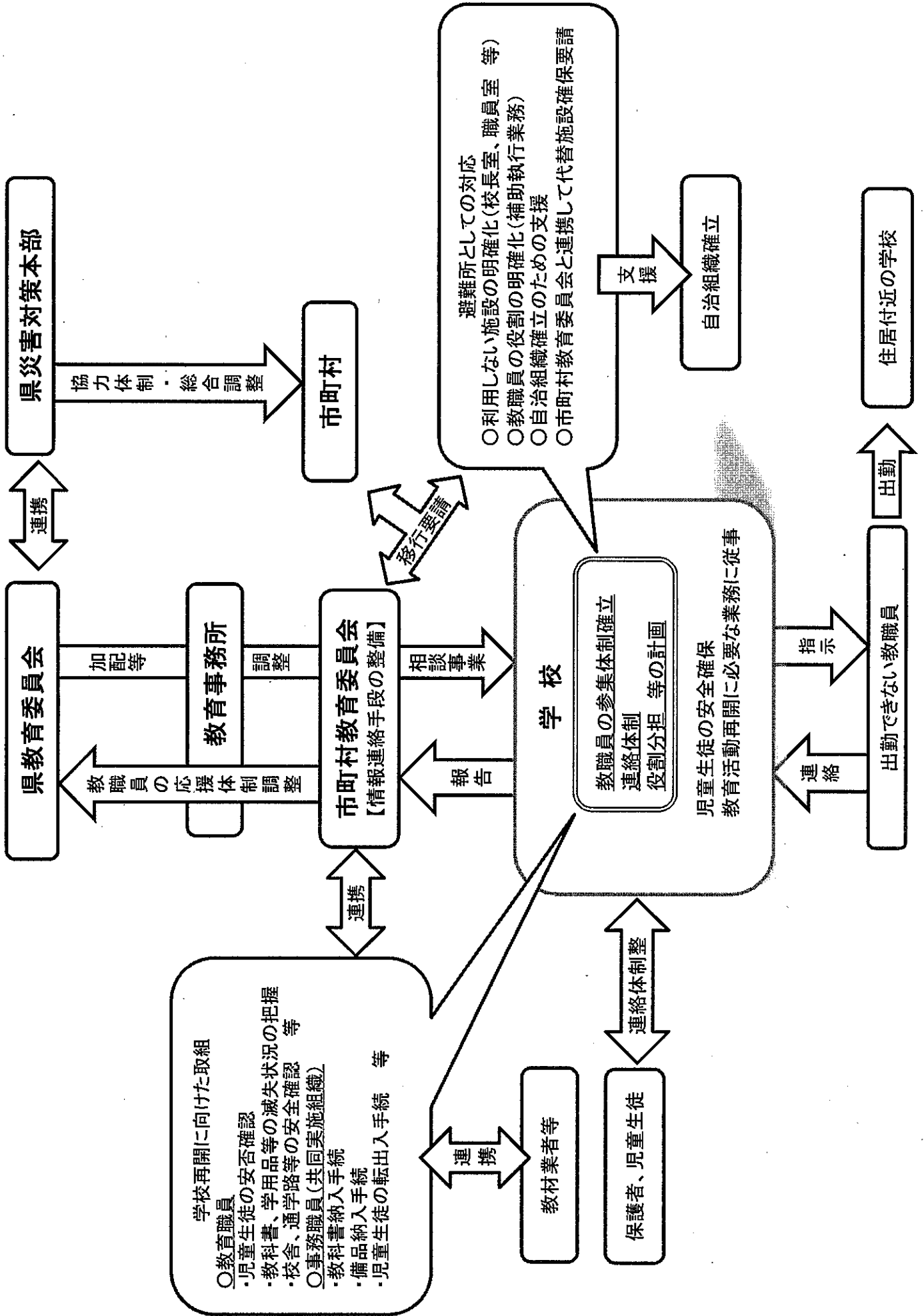
⑩ 提供する施設

学校が避難所に指定される際は、避難所として利用できない範囲を明確にする必要があります。避難所として利用できない範囲には、管理スペースである校長室、職員室、機器・化学薬品がある特別教室、医療活動に必要な保健室等が考えられ、所属の実情に応じた対応が必要です。

⑪ 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所の管理運営業務については、発災初期の緊急対応に目途がつき次第、避難所の管理運営業務を行政職員に移行しつつ、学校教育の早期再開に取り組めるよう支援が必要です。

また、状況の変化や教職員個々の実情に応じて担当業務等の見直しを図り、交代で休養がとれるよう配慮します。(⇒P 3 1)



(2) 学級編制、教職員定数等について

教職員課・小中学校人事担当

019-629-6128

Q 例年4月3日に実施していた、学級編制の基準日をどのように考えればよいか。

A 各学校の始業式前に、いったん学級編制を確定します。

始業式の期日	学級編制確定の基準日の考え方
4月 5日 (火) ~ 8日 (金)	4月 4日 (月)
4月 11日 (月) ~ 15日 (金)	4月 8日 (金)

- ・ 4月5～7日頃に始業式を予定している場合には、これまで通り4月3日(H23は、4日(月))時点の児童生徒数をもとに、学級編制を確定したいと思いますので、市町村教育委員会に報告をお願いします。
- ・ 始業式を、4月中～下旬に実施する場合には、その3日前をめどに、学級編制を確定し、市町村教育委員会に報告をお願いします。

Q 児童生徒数のとらえをどのように考えればよいか。

A 転出入の手続きを取らない限りは、現籍校で数えます。

- ・ なお、行方不明の児童生徒についても、生存しているものととらえて児童生徒数に加えます。

Q 校舎の被害が大きく、他校で授業を受けることになった場合、学級編制はどのようになるのか。

A 児童生徒の学籍を移さない限り、学校は存在すると考え、定数を確保します。

- ・ 校舎が被災して使えなくなったとしても、学籍をもつ児童生徒がいる限り、学校は存在しているととらえます。
- ・ この場合、複数校が合同で教育活動していく場合には、それぞれの学校の教職員の定数を確保していますので、共同で児童生徒の教育にあたっていただきます。

Q 年度途中で児童生徒数が大幅に変わった場合、学級編制及び教職員定数を見直さなければならぬか。

A 児童生徒数が減少しても4月で確定した学級編制及び教職員定数を確保します。

また、急激な増加についても必要な対応をします。

- ・ 仮に、児童生徒数が激減して、ある学年の児童生徒数が0人になったとしても、教職員定数を減らすことはしません。
- ・ 逆に、年度途中の転入により、児童生徒数が急激に増えた場合には、その時点で加配措置するなどして、きめ細かな対応が図られるようにいたします。
- ・ なお、40人で1学級の学年に転入が相次ぎ50人になったため、2学期から2学級にしたいなど、学校からの要望がある場合には、それに応じていきたいと思っております。
- ・ 学級編制、教職員定数につきましては、市町村教育委員会・各教育事務所を通じて県教育委員会教職員課小中学校人事担当にご相談ください。

Q 平成24年度の教員採用試験はどのような見込みか。

A 現在のところ、例年と同様の実施に向けて準備をしているところです。

- ・ 4月中旬に実施要項の配布を開始し、5月中旬に募集を行う予定です。
- ・ 実施要項は郵送による請求を受け付けるほか、県庁1階県民室、各教育事務所、各振興局等で配布いたします。

Q 講師の任用にあたって、健康診断が困難な状況があるがどうすればよいか。

A 被災地にあつては、最新の健康診断書の写しを添付することで替えていきます。

(3) 学校運営に関することについて

学校教育室・義務教育担当

019-629-6138

① 学校再開のために考えなければならないこと

ア 被災児童生徒等の就学機会の確保等について

a 被災した地域の児童生徒の公立校への受け入れ（例：学籍移動なしの受け入れ、仮設住宅の住所と現籍校の校区の柔軟な扱いなど）について

被災した児童生徒が、安全な地域や親戚や縁故者を頼って住民票の移動申請なしに他市町村等に移動することが考えられますので、その場合は可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるようご配慮ください。

また、現籍校の児童生徒が行方不明にならないように、上記のような児童生徒については、その状況を県教育委員会並びに転入前の市町村教育委員会や学校に情報提供くださいますようお願いください。

さらに、今後、被災地域からの転入児童生徒が多くなると考えられる市町村教育委員会や学校におかれましては、相談窓口を設置するなど、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P59 参照）

文科省通知（平成23年3月14日付22文科初第1714号）及び

県通知（平成23年3月16日付教学第1175号）

『被災児童生徒等の就学機会の確保等について』

b 各学年の修了及び卒業の認定、入学の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒の各学年の修了及び卒業認定、入学認定等に当たっては、弾力的に対処するようにご配慮ください。

併せて、進級、進学等に不利益が生じないようにご配慮ください。

今後は、入学に係る認定・許可の問題が論じられることと思います。入学については、以下の通りです。

- ・ 国民はその保護する子女に9年間の普通教育を受けさせる義務を負っています。（日本国憲法第26条、学校教育法第16条）
- ・ また、市町村教育委員会は入学すべき学校を指定する義務を負っています。（学校教育法施行令第5条、第14条）
- ・ このため、公立義務諸学校に入学する場合には、一般的な入学認定や許可のような手続きを要しません。
- ・ さらに、就学義務は、保護者がその保護する子女を就学させる義務のことであり、その義務を負うのは保護者です。保護者が就学義務を有することから、おのずから入学認定や許可の法的効力を伴います。
- ・ 以上のことから、公立小・中学校へ入学を希望する市町村に住所を有する児童生徒はもちろんのこと、被災等により住民票や学籍の移動をしていない児童生徒についても、その設置する学校の相当学年に入学させる必要があり、年度途中でも校長は入学を許可できま

す。

以上のことを踏まえ、入学の許可・認定に当たっては、弾力的に対処くださいますようお願いいたします。

イ 授業の再開に向けて

a 通勤困難等の教員への配慮について

学校（施設）等に出勤できない教員が出てくることも考えられるので、以下の例示などを参考にして柔軟に対応ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

他施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

b 登校困難児童生徒への配慮について

以下の例示などを参考に児童生徒が通学できるようご配慮ください。また、生徒送迎用の余席などを用いて通勤困難教職員も送迎できるようご配慮ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

各施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

c 補充のための授業等について

年度始めから学校を再開できないことも十分予想されますし、またbのように登校が困難な児童生徒が出てくることも十分予想されます。このような状況から、学習内容が欠落したり、児童生徒によって学習進度が異ったりすることが予想されますので、それぞれの学校や児童生徒の実情に合わせて、学習内容の欠落が生じないようご配慮をお願いいたします。

ウ 学校再開のために整備しなければならないこと

子ども達の教育を受ける権利と機会を保障する観点から、できるだけ教育の空白期間が長くないようにご配慮ください。

以下、学校再開のために必要な点について、参考までに示します。

- a 教職員の通勤や被災職員などの住環境整備等
- b 児童生徒の登下校の手段と安全確保
- c 学校のライフライン（水道、トイレ、電気、食事の確保など）
- d 避難住民への対応（自治組織の結成と自治体との連携）と授業の両立
- e 避難者の教室利用と授業での教室利用（教室数の確保）
- f 体育館や特別教室の使用の可否と代替施設の活用
- g 教科書、教材・教具の確保 など

エ 入学式など学校行事について

すでにご承知の通り、入学式などの学校行事については、市町村管理運営規則に則り、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定することとなっております。そこで、特に被災地域等の学校・教育委員会におかれましては、児童生徒・学校等の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応をするようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P67 参照）

文科省通知（平成 23 年 3 月 25 日付事務連絡）及び

県通知（平成 23 年 3 月 31 日付教学第 1250 号）

『東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について』

オ 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められます。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなどご配慮くださいますようお願いいたします。

また、公立小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められておりますので、被災地域等におかれましては、必要に応じて標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考慮する必要があるかもしれません。

なお、学習内容の欠落に伴う回復措置については、児童生徒の加重負担にならないように、可能な範囲で措置するようご配慮ください。

カ 学校再開の類型

ここでは考えられる学校再開の方法を類型化して表にまとめました。各市町村教育委員会や各学校の実情が異なることから、その対応についても様々な方法が考えられますので参考資料として活用ください。

1 単独再開	① 本校舎が使える状況 ・本校舎で再開 ② プレハブなどの仮設校舎での再開 ・本校舎と仮設校舎で再開 ・仮設校舎のみでの再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
2 校区横断による再開（いくつかの学校を合わせた臨時校区での再開）	① 使用可能な校舎がある場合 ・使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 ・使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
3 周辺市町村、周辺地域、周辺校への分散による再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用可能な校舎がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開 ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
4 被災を受けていない他市町村（他都道府県及び政令指定都市）への受け入れによる再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災を受けていない他市町村で使用していない学校等を借用（例：廃校） ② 被災を受けていない他市町村で使用していない施設等を借用 ③ 被災を受けていない他市町村に仮設の学校を設置
5 その他（上記1～4を併用するなど）	

キ 学級編制の種類

ここでは考えられる学級編制の方法を例示しました。

- a 通常の学級編制
- b 複式学級による学級編制
- c 学級分割による学級編制（少人数に分けざるを得ない）
- d 合同学級（同学年、異学年）などの学級編制
- e 3学年以上の合同学級編制
- f 全校一斉による学級編制（小・中学生すべて一括した学級編制）

ク 授業の種類

ここでは考えられる授業の組み方を例示しました。

- a 通常の授業
- b 二部制授業（午前と午後で児童生徒の入れ替え）
- c 隣接校との連携授業（校種の枠を超えた相互利用）
- d 校区内で利用可能な施設分散型の授業
- e 他市町村（被災地同士の連携、被災を受けていない市町村や地域の連携）への受け入れによる授業

② 学校再開に向けて

学校再開のための支援センターを以下の通り、設置する方向で検討しております。

ア 学校再開支援センターの設置（案）

沿岸南部教育事務所・・・・・・・・・・総合教育センター
宮古教育事務所（県北教育事務所）・・・・・・・・・・県立大学

イ 支援内容（案）

- a 学校運営に関する問い合わせへの対応
- b 諸帳簿の作成のための資料提供（入力フォームの提供、作業場所の提供）
 - ・指導要録
 - ・出席簿
 - ・週録
 - ・（通知票）など
- c 必要物品などの集約、発注、保管、発出 など

③ 各種文書関係について

ア 年度末及び新年度の発送予定印刷物・発送文書等について

- ・沿岸南部教育事務所及び所管する市町村教育委員会及び宮古教育事務所及び所管する市町村教育委員会について
→総合教育センター（体育館）に一時保管し、送付可能な状況になった時点で教育センターより発送するように考えております。
- ・それ以外の地域については、通常通り発送する予定です。

④ 教員研修について

- a 各市町村や各学校の実情に応じて、ケースバイケースで柔軟に対応いたします。
- b 初任者研修については、学ぶ権利と機会の保証、教員としての資質・能力の向上などの観点から、また、その後の教職生活にとって欠くことのできない重要な研修であることから実施します。なお、沿岸南部教育事務所と宮古教育事務所管内には初任者の配置はありません。おって、県北教育事務所管内などで諸事情により研修の実施が難しい場合は、代替措置をとるなど柔軟に対応いたします。
- c 5年研、10年研については、教育事務所、市町村教育委員会、及び各学校の実情に応じて、研修の実施を判断いたします。その際、例えば本年度の研修が実施できない場合は、次年度以降に研修するなど柔軟に対応いたします。
- d 授業力向上研修については、本人に多大なる不利益を及ぼす可能性があることから可能な範囲で研修を受けるようにしてください。諸事情により研修が不可能な場合は、教職員課との協議を経て、延長願いを申請するなどお願いいたします。
- e 上記以外の特別研修、希望研修について希望がある場合は、学校長と本人の意向を確認の上、所定の手続きを経て研修を受けるようお願いいたします。

2 児童生徒に関すること

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

(1) 教科書・学用品等について

① 教科書・学用品の支給、支援について

ここでは、学習再開にあたって、通学に関する配慮事項、学校生活を送るための教科書等の教材・学用品の確保について説明します。

ア 通学のための周辺要素について配慮したい事項

児童生徒が安心して学校に通うためには、住んでいるところから学校までの安全な通学路の確保が重要です。災害により、これまで使っていた通学路が使えなくなったり、通学先が変わったり、通学方法が変わったりということを余儀なくされてしまう場合も多く想定されます。

そこで、各学校においては、日常の通学に使う道順の確認と災害時の避難経路・避難場所を確認し、児童生徒並びに保護者に周知する必要があります。児童生徒だけではなく、保護者や地域の関係者と一緒に、実際に歩いてみるなど安全への十分な配慮が大切です。

また、次に示すような通学に伴う衣服、用具等の確認についてもあわせて行いましょう。

a 通学路の確保

- 通学路の指定 通学路の安全確認 通学時の避難経路・避難場所確認
通学手段の違いによる所要時間の確認
緊急時の避難場所の指定（子ども110番の家など）

b 通学手段の確認（晴天時、雨天時）

- ◆晴天時 徒歩 自転車（ヘルメット） バス 保護者送迎
◆雨天時 徒歩 自転車（ヘルメット、雨合羽） バス 保護者送迎

c 服装・かばんの確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（外履き）指定 自由
◆かばん ランドセル スクールザック 指定のスポーツバッグ 自由

イ 校内での生活のために配慮したい事項

次の事柄について、確認してみましょう。

a 服装の確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（中履き）指定 自由

b 昇降口の確認

- 下足置き場 中履き置き場 傘置き場

c 校舎内外の安全確認

- 教室 廊下 各特別教室 トイレ 立ち入り禁止箇所
屋外運動場 屋内運動場 校舎・体育館の周囲の安全 その他

d 児童生徒の心身の健康のために

学校における避難所としての生活ではなく、「学校としての生活」は、児童生徒にとって大変貴重な時間です。公私の区別を付けるためにも重要です。避難所での大人に囲まれた生活とは別に、子どもたちだけの時間と空間を得ることができる「かけがえのない時間」です。

子どもたちだけが過ごす時間と空間、先生と子どもたちだけの時間と空間、一つのことに真剣に集中して取り組む静寂の時間、災害のことを一時でも忘れ、精一杯勉強したり、遊んだりする時間を確保することは子どもたちの心身の健康を保つためにも是非配慮したい事項です。

イ 教科書の確保について

学校生活における最大の使命は「児童生徒の学ぶ機会を保証すること」です。各教科、領域の授業は、最も重要な要素です。その際に欠かせない教科書について、次のように給与されることになっています。

【教科書の確保について】

無償給与法対象（平成 23 年度使用教科書）	災害救助法対象（平成 22 年度使用教科書）
<ul style="list-style-type: none">・ 義務教育段階のすべての児童生徒に対し無償給与となること。・ 被災した児童生徒が<u>転入学の場合</u>も対象となること。・ 転入学とは、一時的な避難のためのものも含み、<u>学籍移動の有無を問わないこと</u>。・ すなわち、すべての児童生徒が、実際に学んでいる学校において使用している教科書を無償給与により、受け取ることができること。	<ul style="list-style-type: none">・ 既に配布されていた教科書が流失等の場合、対象となること。・ 平成 22 年度中に配布されていた教科書で、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のこと。

上記 2 つの法律のいずれかにより、児童生徒には教科書が無償で給与されることとなります。各学校では教科書が必要な児童生徒を把握し、設置者に報告することで、教科書が給与されます。

ウ 学用品の確保について

a 災害救助法による教材の確保について

教科書以外の学用品については、一定の範囲で、災害救助法により給与されることとなっています。災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ・ 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ・ 文房具
- ・ 通学用品

また、災害救助法により、その費用がまかなわれることになっています。その種類及び金額は次のとおりです。

- ・ 種類は、教科書、教材の実費であること
- ・ 文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。

小学生 4,100 円、中学生 4,400 円、高校生 4,800 円

b 教材の確保に係る市町村教育委員会、学校の取組について

市町村教育委員会として、被災校の被害状況を聞き取りすること等により、必要物品を把握し、学校再開までに学用品を可能な範囲で確保することが考えられます。その際、市町村教育委員会として発出する文書例を示しましたので、参考にしてください。

【参考】（巻末資料 P 69 (様式1), P 70 (様式2)参照)

参考例、様式1、様式2についての考え方を示します。

この調査は、児童生徒にとって必要な学用品のすべてについて把握し、後日、その中から災害救助法対象学用品（小学生 4,100 円以内、中学生 4,400 円以内）を定め、それ以外は、市町村として別の予算措置をするという考えです。

c 支援物資による学用品の確保について

学用品を含む支援物資の受入れについては、各市町村において工夫しながら実施し、生活支援や学校再開に向け取り組んでいることと考えております。

岩手県としては、次のように考え、支援していくこととしておりますので、お知らせいたします。

◆ 支援物資（学用品）の流れ

支援物資（学用品）の受入から各市町村教育委員会（各学校）への提供までの流れについては、県の一般的な生活支援物資の流れの一部として実施することとしています。

県では、現在、保健福祉部地域福祉課が企業・法人からの受付窓口として、環境生活部県民くらしの安全課が地方自治体からの受付窓口として活動しています。この流れの中に、学用品の支援について組み入れ、支援します。

では、次ページの「フロー図：支援物資についての流れ」について説明します。

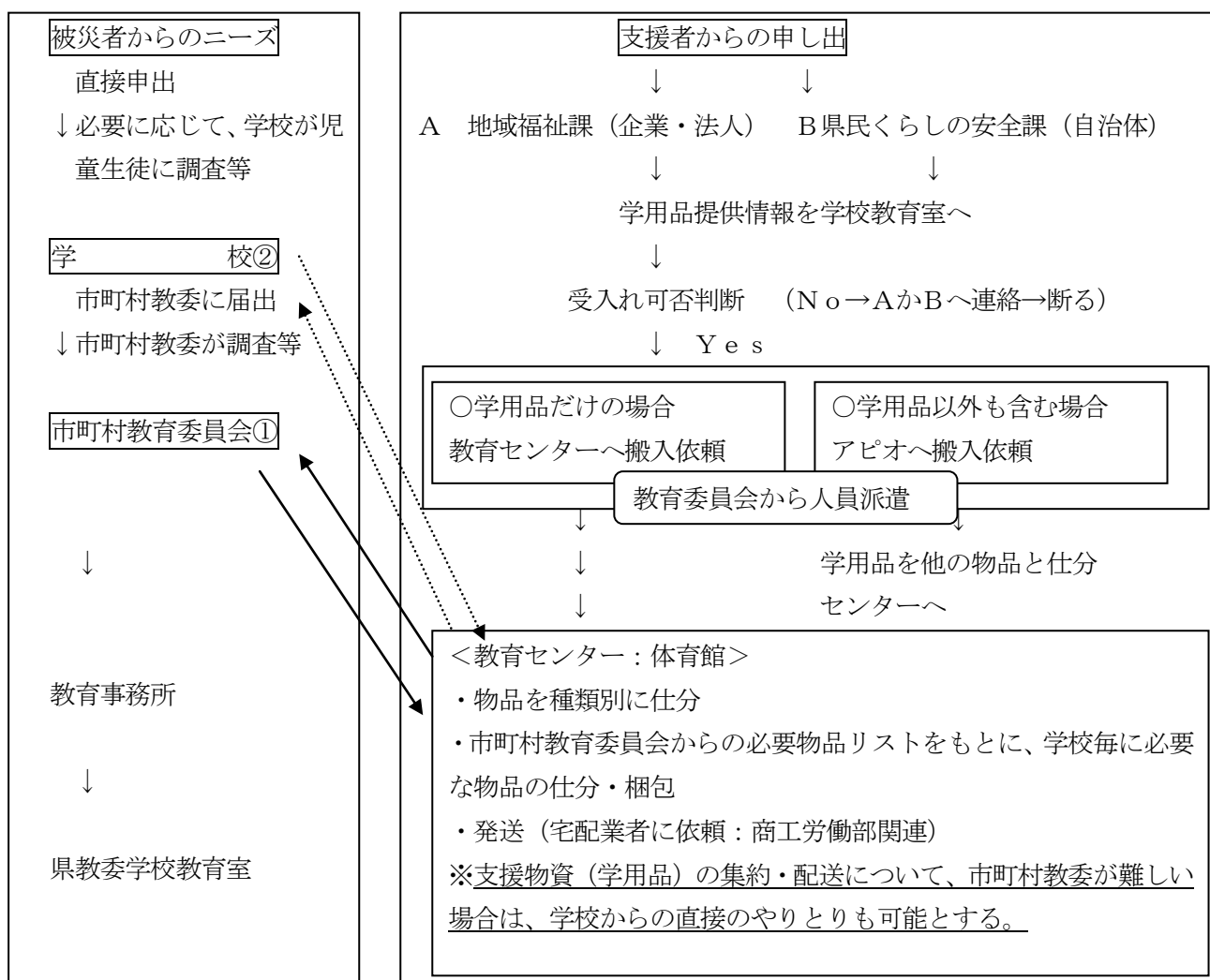
学用品について、基本的には図の①のように各市町村教育委員会が各学校における必要な学用品と個数を洗い出し、総合教育センター（以下、「センター」という。）に学用品依頼

書（別紙様式：71ページ参照）を出します。その依頼を受け、支援物資の中に要望の学用品がある場合、各市町村教育委員会に送付するという流れです。

市町村教育委員会によっては、被害の大きい沿岸市町村の場合、取りまとめが難しい場合も想定されることから、図の②のように学校が直接センターに学用品依頼書を提出し、センターは学校に送付という場合も可能です。

ただ、各市町村教育委員会や各学校からの要望があっても、支援物資として在庫があるものしか支給できませんのでその点はご了承ください。

【フロー図：支援物資（学用品）についての流れ】



◆備考

- 学用品について、県小学校長会、中学校長会がそれぞれ支援物資把握、「支援必要校・支援校」ペアの作成等に動いていることから、学校教育室と校長会の情報共有を随時行うこととします。
- 社団法人日本図書教材協会並びに一般社団法人全国図書教材協議会から連名で「東日本大震災による滅失教材の無償提供について」の申出が届いております。今後、各地域の教材販売店から各該当学校の校長に連絡をして供給するという取組があることをお知らせいたします。対象となる滅失教材は、学年をまたいで使用するものが対象であり、指定された教材出版社の教材に限られていることを申し添えます。詳細はおって送付される上記団体からの文書をご覧ください。

② 教科書等の給与に関するQ & A

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

Q 1 被災した児童生徒が教科書を流失・棄損等した場合、教科書の再給付は可能か。

A 1 再給付可能です。ただし、次のように区別する必要があります。

(1) 無償給与法（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律）による場合

○ 対象

- ・ 被災した児童生徒が転入学した場合、児童生徒への教科書の給与について無償給与対象となります。この場合の転入学とは、学籍を移動する場合も移動しない場合も含まれます。これは、被災した児童生徒の転入学については、弾力的に取り扱うこととされていることによります。この際の無償給与は平成 22 年度用教科書について、複数年にわたり継続使用する教科書等、教育課程上必要な場合に限られることに留意する必要があります。つまり、復習用の教科書は給与できないこととなります。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができます。

【参考】（巻末資料P58）

（平成 23 年 3 月 14 日付 22 文科初第 1714 号「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。）

○ 無償給与となる教科書

- ・ 平成 23 年度使用の義務教育諸学校の教科書並びに附則 9 条本（一般図書）
- ・ 平成 22 年度までに配布されていた教科書で、教育課程上、継続使用する教科書

○ 費用負担

- ・ 無償です。（すべて国負担）

(2) 災害救助法による場合

○ 対象

- ・ 災害救助法対象地区の学校に在籍し、その学校で学習する児童生徒のうち、教科書を流失・棄損した児童生徒が対象となります。

○ 内容

- ・ 「災害救助法」第 23 条第 1 項第 8 号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、該当する児童生徒に教科書・学用品を給与できます。
- ・ この規定による給与は、既に配布されていた学用品が流失等の場合における給与となります。すなわち、平成 22 年度中に配布されていた教科書であり、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のことで。

○ 費用負担

- ・ この際の教科書は、無償措置法による無償給与ではなく、災害救助法による給与となる。
＜「災害救助法」第 33 条「第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。＞
- ・ 災害救助法によると、国はこの経費の一部を負担することになっています。
- ・ この 2 つの法律による教科書について、児童生徒が負担することはありません。

【災害救助法：抄】

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

Q2 学籍の移動を伴う転入学（児童生徒の学籍が被災地学校の場合）ではなく、一時的に他の学校に転入学した児童生徒に教科書を給与する場合は、どのように支給できるのか。

A2 児童生徒が、転入学した場合、学籍を移動した場合も、学籍を移動せず一時的に避難した場合であっても、無償給与対象となります。

（平成23年3月14日付22文科初第1714号「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。）

Q3 児童生徒が転入学せず、被災前に通っていた学校（現籍校）に継続して通学する場合、教科書や学用品が必要となり、被災者が教科書を流失・棄損の場合、災害救助法による教科書等の給与となることを承知している。

そこで、「災害救助法」第23条第1項第8号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、各小中学校への教科書・学用品を配布する場合の事務手続きはどのように進めるのか。

A3 次の事項について、手続きをとり進めることとなります。

◆災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ②文房具
- ③通学用品

◆費用の種類及び金額

- ①教科書、教材の実費
- ②文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。
小学生4,100円、中学生4,400円、高校生4,800円

◆災害救助法による学用品等の給与担当について

- ・ 岩手県の場合、災害救助法第23条の救助の種類すべて、保健福祉部が担当するものであると

されております。

- ・ 場合により、教育委員会が必要に応じて支援することとしています。

◆市町村教育委員会の動き(あくまでも例示です。)

- ・ 災害救助法が適用された市町村の教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、災害救助法による学用品等の給与事務について取り進めます。
- ・ 今回の災害に関連し、岩手県ではすべての市町村が法律適用の市町村となっています。
- ・ 岩手県においては、災害救助法に関する事務を担当する保健福祉部が各市町村防災担当者を集め、会議を実施しています。その会議を通じて、各市町村の防災担当者が「災害救助法」の運用について研修していることから、関係市町村教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、法に定められた救助を行うことになっています。
- ・ すべての事務が市町村に委任されているものです。
- ・ 費用等の報告について、例年は、年度末に県に対し報告することになっています。
- ・ 添付の参考資料・様式等(参考例1～3)について、必要に応じて活用してください。

Q 4 災害救助法第 23 条による学用品の給与の場合、市町村教育委員会としての配慮事項は何か。

A 4 次の事項等に配慮することが考えられます。

- ・ 大前提として、児童生徒の教育の空白期間を作らないように特段の配慮をすること。
- ・ 学用品としては、まず、各採択地区(市町村)で決めている教科書を確保すること。その際、無償給与法による給与との区別をすること。
- ・ 給与の対象となる児童生徒の確実な人数を調査し把握すること。
- ・ 被災者名簿と当該学校における学籍簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握すること。
- ・ 学用品は一律に給与すべきものではなく実際に必要なものに限り支給するものです。例えば、教科書の一部が喪失又は棄損を免れた場合は、重ねてそれを支給する必要はないこと。
- ・ 被害の状況等により、文房具の代わりに通学用品を購入すること、又は、教科書の喪失を免れた場合、文房具のみあるいは通学用品のみを購入し、配分することは差し支えない。ただし、一人の児童生徒に対して、一度にノート 20 冊、鉛筆 5 ダースといった給与の方法は、この制度の趣旨からみて厳に戒めなければならないこと。
- ・ 金銭給付(商品券給付を含む)は制度の趣旨から認められない。示された金額の範囲内で、現物支給であること。
- ・ 実際に支給する事務を災害救助法担当部署から教育委員会又は学校長に委任することは差し支えないですが、学用品給与の事務全般を教育委員会又は学校長に委任することは、責任の所在の明確さを欠き、かつ諸種の混乱及び事務手続き上の問題も生じ、望ましくないので、現に注意を要すること。
- ・ 詳細は、「災害救助の運用と実務 平成 18 年度版」第一法規株式会社を参照すること。

(2) 心のサポートについて

学校教育室・生徒指導担当

019-629-6146

災害時の心身の変化－子どもの場合－

子どもは、大人よりも状況の理解と受容に時間がかかります。また頼りにしている大人がそばにいないと不安になり、心細さを感じるなど、様々な辛い感情を味わいます。

災害時は、大人自身も被害の後始末に追われたり、ストレスを抱えたりして、子どもの様子に十分配慮することが困難になりやすいです。そのことが子どもの不安をさらにかきたて、子どもの心や身体の不調につながるおそれもあります。

子どもは、自分の身に起きていること、それに伴う感情などを表現する力がまだ十分ではありません。また、災害などの緊急時には、大人以上に不安を感じています。そのため、普段以上に目を配ることが必要です。

災害時において、子どもによく見られるところの変化

小学生：

- ・赤ちゃんがえり（夜尿・抱っこの要求・親から離れない）
- ・体験を繰り返し話す
- ・自分のせいで起きたと気にする
- ・ぼんやりしている
- ・無口になる
- ・食欲が落ちる
- ・落ち着かない
- ・爪かみ・チック・泣く
- ・聞き分けがない
- ・攻撃的になる・集中力や成績の低下 等

中・高校生：

- ・食欲低下・落ち着かない
- ・無気力・無感動
- ・爪かみ・チック・頻尿・泣きやすい
- ・怒りやすい・不安・抑うつ的
- ・自責感・退行・反抗的・非協力的
- ・集中力や成績の低下・ひきこもりがちになる 等

*多くはこのような形で表しますが、子どもの性格や育った環境、被害の状況によって、様々な表し方をします。

災害時の子どもへの対応

災害時において、子どもにみられる心身の変化は「非日常的な異常事態に対する正常な反応」で、その多くは時間の経過と共に回復します。以下の点に配慮しながら、普段よりも子どもの様子に気をとめ、温かく対応しましょう。

対応の留意点

- ◎恐怖の感情を表すこと（地震の絵や作文を書かせること）は、安全感のない空間（ケアできない人、災害直後）では、二次被害を与えます。
- ◎アンケートのみを実施することは、二次被害を与えます。
 - 穏やかな態度で「大丈夫だよ」「今は安全だよ」と子どもに伝える。
 - 身近な大人のそばから不必要に離さない。
 - 睡眠や食事等生活の基本を大切にし、なるべく早く普段通りの生活パターンに戻る。
 - 身体不調はストレスのせいと簡単に片付けず、ていねいに身体の手当てを行う。
 - 赤ちゃん返りや退行は叱ったり、からかったりせずに対応する。
 - 子どもが身に起きた出来事を話す時は、否定せず何度でもていねいに耳を傾ける。
 - 被害・被災体験を再現する遊びをする時は、危険でない限り見守る。
 - ニュース番組等、被害・被災体験を無理に思い出させるような刺激は避ける。
 - 子どもが楽しみにしていることや、友達と遊ぶ・接する時間を尊重する。
 - 年齢に合わせて小さな手伝いを頼むなど、誉め、ねぎらう経験を大切にする。
 - 中高生ともなると、素直な表現に抵抗があり、気持ちを抑えて振舞うことも多いもの、一見平気な様子でも気持ちに配慮した対応をする。

PTSDを予防するためには、早めの対応がポイントです。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

次のような症状が災害後1か月を経過しても続き、日常生活に支障が出ている場合にはPTSDの疑いがあります。

再体験・・・思い出したくないのに思い出される。今起きているかのように思いだされる。

回避・麻痺・・・体験した場所を避ける。辛い悲しい感情の麻痺。など

過覚醒・・・イライラ、不眠、物音に過敏、落ち着きがない。など

教師の持ち味を生かした心のケア

子どもとの接触・会話を大切に

- ・声かけなど日常的な接し方のノウハウを生かす。
- ・個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

子どもの状態を的確に把握

- ・災害に遭遇したとき、様々なストレス反応がある。
- ・一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数ある。
- ・災害時などの異常事態に当然起こりうる反応。
- ・時間の経過とともに変化する。

「あそび」を通じての心のケアを

- ・共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことが可能である。
折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居など



スキンシップの大切さ

- ・スキンシップ（おんぶやだっこ、添い寝など）
- ・子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらす。

長期的な経過の観察

- ・子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- ・毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- ・それぞれの次期・症状に応じた対応を考える。

保護者、スクールカウンセラー、専門家と連携

東北地方・太平洋沖地震対応の心の相談緊急電話（日本精神衛生学会、臨床心理士会）

0120-111-916 4月23日までの毎日

災害時ストレス健康相談受付窓口（精神保健福祉センター）相談機関の紹介

019-629-9617 毎日9時～17時



かなしいこと・こわいことがあったとき

とてもたいへんなことがあったよね。かなしい、こわいことがあると、からだがかチンコチンになったり、ころろがいらいらしたりするよ。ほんとうにあったことと思えなかったりするよ。おちつかなくなったり、ねむれなくなったりも、するかもしれないね。

こころと^{からだ}身体が、いっしょうけんめい、がんばっているんだよ。

だれにでもおこる しぜんな こころとからだの へんかなんだよ。

でも、かなしい  ぶんぶん  こわい  きもちがつづく、
べんきょうがんばれないよね、友だちとたのしくあそべないよね。そんなときは・・・

「からだところ」のへんか

- ・しんぱい、いらいら、おちつかない
- ・むしゃくしゃ、らんぼう、かっとなる
- ・ねむれない、とちゅうでめがさめる
- ・あたまがいたい、おなかがいたい
- ・ちいさなおとにびくっとする

こうするといいいよ！

★こころがおちつくことをする

ほんをよむ・おんがくをきく
せすじをのばす
かたにちからをいれてぬく
ふーっといきをゆっくりはく

- ・こわいゆめをみる
- ・こわいことをおもいだす
- ・テレビのニュースをみるとこわい
- ・またわるいことがおきるのではとしんぱいだ
- ・あめのおとがこわい

★はなしをきいてもらうといいいよ

つらいことをはなすと、
きもちがらくになるよ

- ・かなしくてなにもしたくない
- ・ひとりぼっちになったきがする
- ・じぶんのせいだとおもう
- ・すぐわすれたりおもいだせない
- ・だれともはなしたくない

★こころのなかでおねがいを

なみだをながす
こころのなかでおはなしする

★たのしいことをする

テレビゲームのやりすぎはよくないよ
みんなとたのしいことをしよう

● たいせつなことは、「あんしん・おもいやり・おはなし」だよ

ねむれないときは、からだにぎゅーっと ちからをいれて ふわーっと ぬくといいよ
たいへんなことをのりこえるためには、おもいやりがたいせつだよ

たのしむときは、たのしんでいいんだよ

たんにんの先生やスクールカウンセラー（こころの先生）にもそうだんしてね

このかなしみやこわさをエネルギーに、「いのち」や「こころ」をたいせつにする人になろうね



(3) 児童生徒の健康管理について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当

019-629-6196

① 体育・保健体育の授業再開に向けて

被災地のほとんどの子どもたちは外見上、表情は明るくはしゃいだりしています。昼間は元気な子どもが夜になると恐怖感のために泣き始めたり、家族や親戚、友人を失った体験心を痛めていたり、さまざまなストレスを受けています。

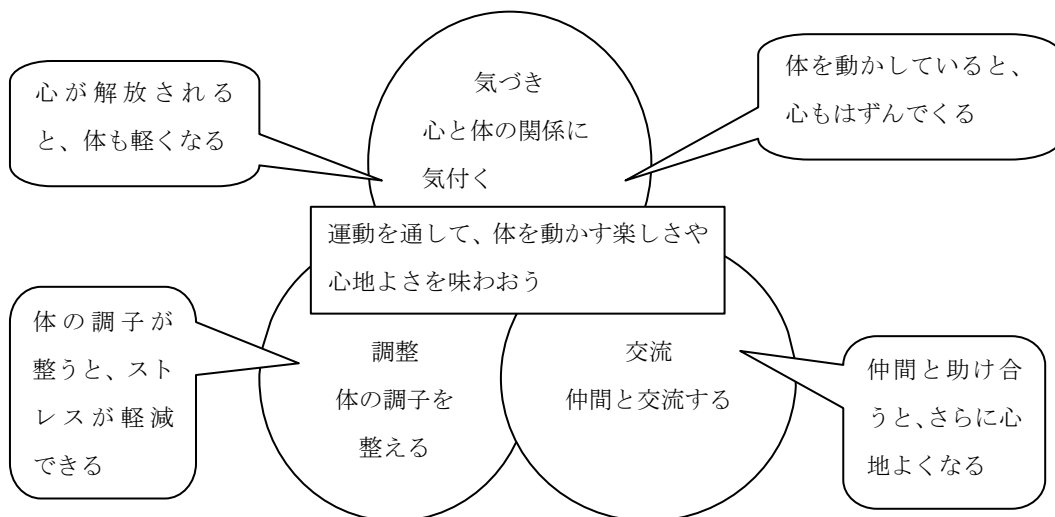
こうした中で、被災した子どもたちの心身のリフレッシュを目指すために、少しずつ体を動かしたり、声を出したりすることで、被災地に和やかな雰囲気をつくるとともに、体育・スポーツ活動へ移行しやすい環境をつくりましょう。

ア 体ほぐしの運動の活用

子どもたちの心身の状態を保つために、体を動かすことが心身をリラックスさせるとともに、表情を豊かにし、人間関係を明るいものにし、お互いに安心感・親近感をもたらします。そこで、

- a 体への気づき・・・運動を通して自分や仲間の体の状態に気づくことができる。
- b 体の調整・・・手軽な運動や律動的な運動を通して日常生活での身のこなしや体の調子を整えることができるようにする。
- c 仲間との交流・・・運動を通して仲間と豊かにかかわる楽しさを体験し、さらには仲間のよさを認め合うことができるという3つのねらいをもった「体ほぐしの運動」を避難所等での体を動かす活動に取り入れましょう。

イ 体ほぐしの運動の行い方



ウ 「体ほぐしの運動」の指導のポイント

可能な限り開かれた環境で、仲間が直接触れ合い、交流し合える形態で、互いに受容で

きる雰囲気大切です。そのためには、次のようなことに留意しましょう。

- a 音楽を流す。
明るい曲、静かな曲、思わず体が動く曲など。
- b 活動場所の選定
体育館や運動場はもとより、近隣の公園や広場などでも運動できるように配慮する。
- c 物品の貸出

岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課体育・スポーツ担当

電話：019-629-6196 FAX：019-629-6199 E-Mail：DB0006@pref.iwate.jp

各種ボール、フープ、コーン、マーカー、バランスボール、ビブスなど

エ 「体ほぐしの運動」の例が掲載されている文献等

- a 運動大好き岩手っ子育成事業小学校体育科運動領域指導資料ハンドブック
(平成18年3月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- b 岩手っ子体力アップ運動小学校体育科指導資料ハンドブック
(平成22年2月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- c 体育科・保健体育科の授業でやってみましょう

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=1826&of=1&ik=3&pnp=86&pnp=1781&pnp=1826&cd=27842>



② 臨時の健康診断・定期健康診断について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6194

ア 臨時の健康診断・定期健康診断について

被災地の児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、当該地域では、早急に臨時の健康診断及び定期健康診断を実施できるようにする必要があります。

a 市町村教育委員会

- ・ 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の確保について検討します。
- ・ 健康診断器具の確保をします。
- ・ 各学校の状況に合わせて、健康診断の日程調整を行います。
- ・ 新しい健康診断票等の記録用紙を準備します。

b 学校

- ・ 市町村教委との連絡調整により、健康診断の場所を確保します。
- ・ 実態に合わせながら、可能な範囲で保健室備品等の整備を行います。

c 関係機関他

- ・ 健康診断票の様式などのデータ化とその配信を可能にします。

イ 定期健康診断実施まで

a 第1段階

- ・ 校内の年度はじめの諸行事との再調整を行います。
- ・ 医師の確保や実施日程等について、市町村教委や関係機関と調整します。

b 第2段階

- ・ 健康診断を行う場所を確保します。
- ・ 健康診断を行うことについて、児童生徒・保護者へ周知します。

ウ 第3段階

- ・ 健康診断を実施します。

エ 臨時の健康診断・定期健康診断実施に関わる留意事項

- ・ 健康診断終了後、結果を指導生徒及びその保護者に通知する。
- ・ 学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置や治療について、学校医等関係機関と連携して速やかに対処する必要があります。
- ・ 災害等によってなくなった健康診断票についての手配等の検討が必要になります。
- ・ 一時的な転出者の健康診断について、転出先の学校と連絡を取り合って行う必要があります。
- ・ 6月30日までの実施が難しい場合には市町村教委等と検討し実施日を決定する。

③ 学校給食

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6193

ア 学校給食の再開にあたって

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施に向けて準備し、給食再開可能な施設から逐次給食を実施します。

a 市町教育委員会

- ・ 施設、設備の被害状況に応じて学校給食の実施ができるよう修繕が必要になります。
- ・ 物資の供給体制を整備し、給食用物資の安定確保が必要になります。
- ・ 施設の被害状況によっては、近隣の学校給食施設からの運搬についての検討が必要になります。

b 学校、学校給食共同調理場

- ・ 学校給食施設、設備の清掃及び消毒を行うとともに、学校医、学校薬剤師、保健所等に依頼して、施設内の衛生、調理従事員の健康状態を確認し、衛生管理に万全を期す必要があります。
- ・ 給食従事員、及びパンその他の給食用物資の搬入業者の感染症等の発生状況を調査し、市町村の関係保健部局と連携して防疫対策に万全を期す必要があります。

イ 段階的な学校給食再開

a 調理をしない簡易給食

給食施設の被害が大きく、ライフラインが復旧していないために施設を使用できない場合は、調理をしない簡易給食の提供が考えられます。その際、衛生的に扱えるよう個包装等で対応する必要があります。

例) パン、牛乳、いちごジャム、チーズ、ゼリー、
パン、牛乳、ソーセージ、ヨーグルト

b おかずの一部を調理した給食

施設の修繕が完了、又はライフラインが復旧したことにより、施設内での調理が可能になった場合、完全給食提供までの過程として、調理機器等の調子を確認しながら一部のおかずのみ調理した給食の提供が考えられます。

例) パン、牛乳、シチュー、果物（回転釜確認）
パン、牛乳、鶏のから揚げ、果物（あげもの機確認）

c 完全給食（主食、主菜、副菜、汁物、牛乳等がそろった給食）

ウ その他

- ・ 食器については、水の供給状況や洗浄能力等に合わせて、使い捨ての容器を使用することも考慮する必要があります。
- ・ 近隣の学校給食施設で調理し、運搬する場合は、衛生管理や安全面等についても十分配慮する必要があります。
- ・ 学校給食物資の供給に関しては、学校給食会と協議・連携して取組む必要があります。

④ レクリエーション

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

< 子どもにとっての「遊び」の大切さ >

遊びは、自由で自発的な行為です。子どもたちは、遊びをとおして自ら行動しながら、自分を知り、他の人との関わりを学んで社会性を育てていきます。

ア 自分を知ります

子どもたちは、遊びにより、嬉しい、楽しい、悲しいなどの様々な感情を体験するとともに、やり遂げた達成感や自信をもち、また貢献する心を育てます。時には、怒りや嫉妬、劣等感というマイナスの感情を抱えることもあります。これも感情をコントロールする大切な機会となります。

更に、身体を動かすことで、自分の身体をコントロールする力や手先の器用さ、バランス感覚を身につけます。

イ 社会性を育てます

友達とのやりとりをとおして、自己の葛藤と向き合いながら、双方の感情や要求を理解し、合意や交渉をしたり、思いやったり、ルールを守るなどのコミュニケーション能力やより良い関係を築こうとする姿勢を身につけていきます。

< 子どもは「遊び」で癒されます >

子どもの頃、阪神淡路大震災に遭い、避難所生活を送ったある方が「避難所には、子どもにとって見たくない部分があり、それが見えないところに行きたかった。避難生活に遊びがあったら気持ちが楽であったが、校庭の遊具のある場所にも避難者がいて窮屈だった。」と回想していました。

子どもは遊びをとおして、癒されていきます。周りに気兼ねをすることのない十分な遊び場と道具を用意して、思い切り遊ばせ、ストレスや感情を解放させることが大切です。避難所生活では、食料や生活物資などの生きるために必要な物資が優先され、大勢の大人の中で不自由な生活に耐えるだけの日々を強いられますが、子どもたちにとって遊ぶということは生きるために必要な行為であることを忘れてはなりません。

被災後の子どもの中には、地震ごっこや家事ごっこ等の「災害遊び」をして遊ぶ子どももいます。周囲の大人から見れば不愉快に感じ、非常識に見えますが、これも子どもなりに心を癒す活動を本能的に行っていると言われていきます。

大人は、災害を言葉で伝え、涙を流して癒されていきますが、子どもたちは自分の感情を上手に表現できない部分を遊びという行動で表し、癒されていきます。「災害遊び」は、厳しい現実を目の当たりにした子どもが自分の心を癒そうとする行動ですので、不愉快であると頭ごなしにやめさせることなく、心に余裕をもって別な場所で遊ぶよう促してあげてください。

しかし、「遊びは、ストレスを発散させ、心を癒す」「災害遊びは癒し行動のあらわれ」だけ

らといって遊びを無理強いさせないでください。遊びは自発的に、楽しいからおこなうのであって、だからこそ癒しとなります。他の人から強要されて遊ぶものではないということを留意する必要があります。

< レクリエーションの進め方 >

レクリエーションは、参加者の関係づくりを意識して、5つ程度のゲームでプログラムを進めていきます。

また、レクリエーションは、全員が楽しい思いを共有し、笑い合えることを目指します。リーダーのきめ細やかな配慮により、出来なくても心配することなく、失敗を許しあう雰囲気をつくるのが大切です。

ア 導入部；リーダー（1人）対参加者（多数）

参加者のミスを誘ったり、笑いを誘ったりしながら、気持ちをほぐし、リーダーと参加者の関係を築いていきます。リーダーの個性を活かし、ゲームを始める雰囲気づくりをおこないます。（例；命令ゲーム P 5 2 参照）

イ 展開部①；参加者対参加者

接触をしないで意思疎通をはかるゲーム（例；バースデー・サークル P 5 2 参照）から、少し接触をするゲーム（例；どじょう・キャッチ P 5 3 参照）、肩に手をかけたり、手を握ったりするゲーム（例；ジャンケン電車 P 5 3、ジャンケン手たたき P 5 4 参照）と参加者の触れ合いを自然と増やしていくことで、参加者間のコミュニケーションづくりをはかります。

ゲームの参加者も、2人一組でおこなうゲームから、小グループ、全員と徐々に増やしていく

ことでコミュニケーションを図りやすくする配慮も必要です。

ウ 展開部②；グループ対抗戦

頭を使うゲーム（例；二文字しりとり P 5 4 参照、古今東西ゲーム P 5 4 参照、ボキャブラ・チェック P 5 5 参照）は、交互に回答したり、問題を出し合ったりしてグループ対抗戦とすると盛り上がります。

また、小グループで協力しておこなう軽い運動ゲーム（例；数集め・力合わせ P 5 5 参照、あんたがたどこさ P 5 6 参照）は、参加者の負担感が比較的少ない中で大きな達成感を感じることができ、参加者の関係性を深めます。

エ 展開部③；集団ゲーム

参加者全員で遊ぶゲーム（例；フルーツバスケット P 5 6 参照、とりかご P 5 7 参照、しっぽ取り P 5 7 参照）により、思い切り体を使って遊びます。リーダーは、孤立しがちな子どもがいないかを配慮し、集団を誘導します。

< 関係機関との連携・協力 >

- ・ レクリエーションの指導をおこなう専門職として、青少年施設等の指導員やNPO法人も有効に活用できます。

県立県北青少年の家 (0195-23-9511)
県立県南青少年の家 (0197-44-2124)
県立児童館「いわて子どもの森」(0195-35-3888)
NPO法人岩手県レクリエーション協会(019-647-7413)

- ・ 絵本の読み聞かせも子どもたちの心を癒す有効な方法です。地域で活動する読書ボランティアを招いての読み聞かせ会を開くほか、県内の読書ボランティア有志や財団法人日本ユニセフ協会では、被災地に絵本を贈る活動や読み聞かせを派遣する活動の準備をしています。

避難所に絵本を贈る・読み聞かせに訪問する支援活動

「3・11 絵本プロジェクトいわて」(問合せ先;盛岡市中央公民館 019-654-5366)

「ユニセフ ちっちゃな図書館」プロジェクト

(問合せ先;財団法人日本ユニセフ協会 03-5789-2011 E-mail;jcuinfo@unicef.or.jp)

(4) 児童生徒の就学援助について

教育企画室・市町村助成担当

019-629-6159

① 就学援助の必要性

今回の被災により、県内の児童生徒の家庭の中には、生活基盤の崩壊により就学援助を必要とする家庭状況が多数見受けられることが予想されます。

各市町村教育委員会は、学校教育法第19条の趣旨に基づき、被災児童生徒の就学機会を確保するため、適切に就学援助制度を実施することが重要です。

② 就学援助等の弾力的な適用

文部科学省では、各市町村教育委員会に対し「被災により就学援助等を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号 文部科学副大臣通知）を要請しているところであり、一時避難児童生徒に対する就学援助（要保護・準要保護）の実施など、弾力的な対応が求められています。

③ 弾力的な適応例

市町村教育委員会は、次に例示する対応例を参考にし、被災児童生徒の実情に応じた弾力的な対応について配慮するようお願いします。

ア 一時避難した児童生徒に対しても、受入れ先の市町村において就学援助制度（要保護及び準要保護）を適用し、必要な援助を行う。

イ 家屋の全（半）壊（焼）や、収入の激減した世帯の児童生徒に対しては、実情を考慮し、従来の所得基準によらず、罹災証明及び申立書等により認定し援助をする。（阪神淡路大震災の際の神戸市の対応例）

ウ 就学援助制度・手続方法等の案内方法を工夫し、通常の方法（学校経由の文書配付等）のみならず、避難所等での相談窓口の開設や周知案内の配付を行うなど、誰でも気軽に相談できる環境の整備を図りながら、就学援助制度の周知徹底を図る。

④ 留意点

ア 一時避難児童生徒等に対する就学援助を受入れ先市町村で実施する場合において、避難前の市町村が実施する就学援助と重複支給しないように留意する必要があります。

このため、申請時において保護者等から十分確認するとともに、できるだけ市町村間で連絡を密にし、適切に対応願います。

イ なお、弾力的な対応により、結果的に重複支給となってしまうことも想定されることから、一時避難児童生徒等に対する就学援助を実施する場合には、重複支給となった場合の返還義務をあらかじめ文書により明示し、十分に理解を得たうえで支給する等の工夫をすることについても留意願います。

ウ 被災した児童生徒に対する就学援助を実施する市町村（一時避難児童生徒へ援助した市町村を含む）に対する財政支援措置（準要保護に係る国庫補助による支援、補助率の嵩上げ、地方交付税措置の拡充等）については、現在、国に対して要望しています。

※ 現時点では従前のおりです。

3 教職員に関すること

(1) 服務・給与関係について

教職員課・免許給与担当

019-629-6123

【服務・勤務時間関係】

① 通勤が困難な場合における特別休暇の取扱いについて(抜粋)⇒H23. 3. 15 付教職号外

問 自動車等を使用して通勤している職員が、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響で、ガソリンの購入規制が行われており、給油できない状況にある。このような職員について、出勤することが著しく困難であるとして職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）第12条第25号（※）の特別休暇（以下「25号休暇」という。）を承認して差し支えないか。

※平成22年度版岩手県教育関係者必携では、24号となっている（短期介護休暇が追加される前のものであるため）。

(答) 当該職員の通勤距離や代替となりうる通勤手段の有無等についても検討の上、出勤が遅くなる、又は出勤しないことがやむを得ないと判断される場合には、承認して差し支えありません。

(補足1) 通勤距離については、2km以上であって多少通勤の時間が長くなったとしても、一般常識に照らして徒歩による通勤が可能であれば、少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足2) 代替となりうる通勤手段については、多少の運賃等の負担が生じるとしても、代替の手段として十分使用できる通勤手段があるのであれば、同様に少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足3) 例えば、ガソリンの購入可能な量が制限されていることにより、週5日のうち、3日であれば通勤可能であるといった場合には、全ての日について承認するのではなく、当該職員にとって比較的勤務の必要性が低い2日間について承認すること。

なお、通勤することが全く不可能ではないものの、困難であると考えられる場合に、「著しく困難である」として承認されるべきかは、その勤務日における勤務の必要性及び通勤の困難性を比較衡量して判断してください。

おって、上記に基づく個々の職員についての判断は、当該職員の個別具体的な事情に即し、社会通念上「著しく困難」であると言えるか、所属長において適切に判断願います。

問 25号休暇について「必要と認められる期間」とはどの程度を指すのか。

(答) 制度上、出勤を妨げていた原因が無くなるまでの期間と、その後、出勤に要する時間を加えた時間とされているが、職員にあっては、勤務先を不在とすることにより、それぞれの所属において少なからぬ負担が生じている現状に鑑み、直接的に出勤を妨げていた原因が無くならないとしても、例えば、所属の近隣にある知人の家に一時的に起居し、そこから一時的に出勤するなど、代替の方策を講じ、早期に勤務を再開できるよう尽力することが望ましいと考えます。なお、取得単位は、必ずしも1日とは限らず、分単位であっても差し支えありません。

② 平成 23 年 4 月 1 日付け人事異動発令に係る着任期間等の柔軟な対応について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

異動職員の着任については、岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）第 17 条第 1 項によりその期間を**発令の日から 1 週間以内**としているところですが、今般の東北地方太平洋沖地震による災害への対応の必要性等に鑑み、異動職員の着任については下記の考え方に十分に留意され、柔軟に対応されるよう御配慮願います。

- 1 発令の日から 1 週間以内に着任することができないときは、岩手県教育委員会服務規程第 17 条第 2 項によりあらかじめ**所属長（新所属）の承認**を得ること。
- 2 承認にあたっては電話連絡等による承認ができるものとし、その場合、**電話口頭受付票**により記録すること。
- 3 **所属長（新所属）は**、旧所属における当該職員の業務の状況及び新所属の事務分担等を踏まえ**適切な着任予定日を定め当該異動職員に伝える**とともに、円滑な引継ぎに努めること。
- 4 東北地方太平洋沖地震に伴う被害の甚大さを踏まえ、沿岸部からの異動職員には**必要な着任期間を確保**するとともに、沿岸部への異動職員については早期の着任ができるよう配慮すること。
- 5 災害の影響の小さい所属間の異動にあつては、異動職員はできるだけ引継ぎを速やかに行い、新体制への移行が円滑になされるよう努めること。
- 6 学校にあつては、始業式までには着任することを原則とするが、着任後、旧所属における引継ぎ（沿岸部職員との引継ぎなど）等により**旧所属に出向く必要がある場合には職務として出張を命ずる**こと。

（参考）岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）

第 17 条 職員は、採用され、又は転入若しくは配置換えを命ぜられた場合においては、その発令の日から起算して 1 週間以内に着任しなければならない。ただし、着任日を 1 週間以内の日に指定されたときは、この限りでない。

- 2 残務整理、事務引継ぎその他やむを得ない理由により前項に規定する期間内に着任することができないときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。

③ 平成 23 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う職員の事務引継の取扱い等について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

1 事務引継ぎ関係

引継ぎに当たっては、当面、事務引継書の作成を省略できることとしますので、必要に応じ簡条書きメモにより口頭で引き継ぐなど、方法についてはできるだけ簡略化されるようお願いいたします。

また、年度替わりの時期における引継ぎについては、当面処理すべき必要最小限の内容に限定することとし、それ以外の業務については、業務の状況を踏まえながら、後日、随時引き継ぐなどにより対応していただくようお願いいたします。

2 手当関係

4 月 1 日付けの人事異動により異動する職員について、着任までの期間が 1 週間を超えて着任する状況が想定されることに鑑み、当該職員の手当支給の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますのでお知らせします。

また、住居の滅失等震災に関わる諸手当の取扱いについても別途お知らせする予定です。

3 服務及び権限関係

4月1日付けの人事異動の発令を受けた職員が、引き続き平成22年度の所属において災害対応等の業務に従事する場合における服務及び決裁権限の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますので知らせします。

④ 旧所属において従事することに係る諸手当の取扱いについて特例的取扱い（別途通知予定）

⑤ 勤務時間の割振りについて

教職員の勤務時間を弾力的に定めることによって、交代で休養がとれるよう配慮します。

① 勤務を要する日における始業、終業時間の弾力的な割振り

（例）避難所運営のため交替制をとる場合

早朝勤務職員： 6：00～14：30

通常勤務職員： 8：00～16：30

午後勤務職員： 13：30～22：00 など必要に応じた割振り

深夜については教員特殊業務手当で対応

② 週休日の振替えの有効活用

【給与関係】

以下のことについて、現在検討中ですので、おって通知いたします。

- (1) 震災による住居消失、通勤方法変更等については弾力的な取扱いについて
- (2) 届出を必要とする諸手当に係る事実発生日からの届出期間や証明書類等の提出について
- (3) その他、震災に係る各種手当の取扱いについて

(2) 教職員の健康管理について

教職員課・厚生福利担当

019-629-6214

① 自然災害に遭われた方へ


自然災害に遭われた方へ・・・

強いショックを受けた後のこころとからだの変化について

災害や事故などのショックな出来事を体験した後、私たちのこころとからだにはさまざまな変化が起こります。

これは日常とはかけ離れた大変な出来事に対する正常な反応です。

災害・事故などの体験後、約2～3週間は体調の変化が起こりやすい時期ですが、多くの症状は時間がたつと自然に回復していきます。



気が高ぶる イライラする 孤独感
怖い体験を何度も思い出す
不安や落ちこんだ気持ちになる
自分は役に立たないと感じる
助かったことを後ろめたく思う

不眠 悪夢 集中力がなくなる
食欲不振 吐き気 下痢 便秘
動悸 ふるえ 発汗
頭痛 だるさ 筋肉痛
風邪を引きやすい

感情がマヒしている
ひとつのようを感じる
よく覚えていない部分がある
考えたくない・話したくない

対応は・・・

- ★ 食事・睡眠・運動・休息を大切に
- ★ 深呼吸やストレッチ体操でリラックス
- ★ 気持ちや体験をことばにすると落ち着きます
- ★ 不注意による事故や怪我をしやすいため、普段以上に気をつけましょう
- ★ 心身の苦痛が強すぎたり、長く続くときは、医療スタッフや保健師等に相談しましょう

② 災害時の救援や支援に従事されている方へ

ア 被災者のこころのケアについて

住民は被災体験によるショックや、災害による不自由な生活環境のために強いストレス状態にあります。被災者のさまざまなストレスや不安を和らげるために、こころのケアのポイントについて説明します。

☆ 被災者の話に耳を傾けましょう

- ◇ 「被災体験を話すこと」は、ストレス反応を和らげるのに効果的です。まずは相手の気持ちを聴くことに焦点をあてましょう。安易な励ましや助言、無理に聞き出そうとすることは禁物です。

☆ 専門用語は避けましょう

- ◇ 「カウンセリング」「メンタルヘルス」「精神障害」などの用語は、被災者に「特殊な状態」を連想させ、不安を強めることがあります。「支援する」「お手伝いする」「お話する」などの普通の言葉を使いましょう。

☆ 災害によるストレスについて正しい知識を持ちましょう

- ◇ 被災者の心身にみられるさまざまな反応は、「災害という大変な出来事に対する正常な反応」で、その多くは時間がたつと自然に回復します。

☆ 必要に応じて専門家への橋渡しをしましょう

- ◇ ストレス反応が強い場合や、症状が長引く時は、医療スタッフなどの専門家へ橋渡しをしましょう。

イ 援助者のストレスについて

☆ 支援者に起こりやすい心理状態

高揚感 …「役に立っている」「頼りにされている」という思いから高揚した気分になりやすい。

罪悪感・罪責感 …自分は通常の生活を送っていることへの後ろめたさや、活動が十分に効果をあげられないときに感じやすい。

同一化

.....

★ 被災地で救援や支援活動にあたり、少しでも役に立ちたいとの思いから普段以上に気負ったり無理を重ねがちです。

★ また、被災体験を聴いたり実際に目の当たりにすることで、援助者自身も二次的な被災者となりストレス反応が起こることがあります。

以下のストレスチェックで、ご自身の健康状態を振り返ってみましょう。

【 チェックリスト 】

* 以下の 14 項目のうち、あてはまるものをチェックしてください

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ケガや病気になりやすい | <input type="checkbox"/> 物事に集中できない |
| <input type="checkbox"/> 何をしてもおもしろくない | <input type="checkbox"/> すぐ腹が立ち、人を責めたくなる |
| <input type="checkbox"/> 考えなければならぬ問題を考えられない | |
| <input type="checkbox"/> 状況判断や意思決定にミスがある | <input type="checkbox"/> じっとしてられない |
| <input type="checkbox"/> 落ち込みやすい | <input type="checkbox"/> ひきこもりがちになりやすい |
| <input type="checkbox"/> 物忘れがひどい | <input type="checkbox"/> いらいらする |
| <input type="checkbox"/> よく眠れない | <input type="checkbox"/> 不安が強い |
| <input type="checkbox"/> 頭痛、肩こり、冷え、のぼせなどの身体症状がみられる | |

参考：日本赤十字社「災害救援マニュアル」

結果はいかがでしたか？

5項目以上あてはまる方は、疲労がたまっています。できるだけ心身を休めるように工夫しましょう。

ウ ストレス対処法

* 食事・休憩・睡眠・休息日をとること

不眠不休では身体がもちません。交代時間は守り、よく休んで体力を回復しましょう。食欲がない時、時間がない時は、少量にわけて食べましょう。

*自分の限界を知る

「自分がいなければ」と気負わずに、仲間と協力しあって活動しましょう。
お互いに声をかけ、活動をねぎらいましょう。

* その日の体験や感情を語る

信頼できる相手に体験を話すと気持ちが落ち着きます。

報告会で活動を整理することも大切です。

* 深呼吸・ストレッチ・入浴等でリラックスしましょう。

(岩手県こころのケア研究会 岩手県精神保健福祉センター)

こころと身体をゆるめましょう！

ストレスを受けると
心身は緊張します。

身体は、かたまっていませんか？

大きな災害にあったとき、私たちは心理的なショックを受けて、誰でも心が不安定になります。

こんなときは、心が緊張するだけでなく、身体も緊張しています。不安になる、緊張する、焦る、落ち込む、眠れないといったことは心の自然な反応です。

危機に備えることは大切なことではありますが、ずっと緊張したままでは、心身ともに疲労が蓄積してしまいます。

そんななかでも、気持ちを少しでもゆるめる時間をもつていただければと願っています。

身体をゆるめて、
こころを落ち着かせましょう！
ゆるめる時間も大切です。

身体をゆるめて、こころを落ち着かせる方法として、いくつかのリラクゼーション法があります。ここでは誰でも簡単にできる方法をご紹介します。

どの方法でもかまいません。あなたがいちばんやりやすい方法を試して、実行してみてください。

一日に一回でも、数回でも、あるいは何度でも・・・、あなたの状況に応じて試してみてください。

リラクゼーション法をいくつかご紹介します。
どれでもかまいません・・・
あなたに適した方法を、ぜひ試してみてください。

ウェルリンク・メンタルヘルス研究所

1) セルフタッチ

——— 自分の身体をやさしくさする、抱きしめる……

気持ちが落ち着かないとき、自分の身体を感じてみましょう。
やさしく自分をさすったり、抱きしめながら、ゆったり呼吸をしましょう。



◎手を合わせてみてください。
あたたかさを感じますか？

両うでを
つつむように
する



◎ほほ、両目、首すじを
つつみこむように、ふれてみましょう。



ほっぺに

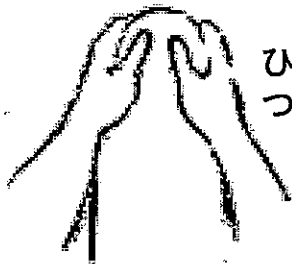


両目
に
かるく

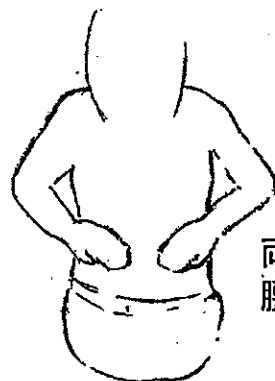


首筋に
手のひらを

◎ひざや腰を
つつみこむように、ふれてみましょう。



ひざを
つつむように



両手を
腰に……

どの方法でもかまいません。
いちばん気持ちのいい方法を試してみてください

(c)2011,WellLink

2) グーパー呼吸

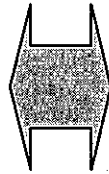
———— 拳をギュッと握り、息をはきながら、両手を開く

両手をギュッと握ってから、息をゆっくりとはきながら、同時に両手の力をゆるめます。その後、ゆったりと自然呼吸をしましょう。
力がゆるむ感覚、ゆるんでいる感覚に意識を向けましょう。

◎両手を
ギュッと
にぎる



◎息をはきながら
ゆっくりチカラを
抜いていく



3) 首まわし

———— 首をゆっくり回しながら、緊張やゆるみを感じる

◎首をできるだけゆっくり左右に回します。

左を向いて、正面に。右を向いて、正面に戻します。

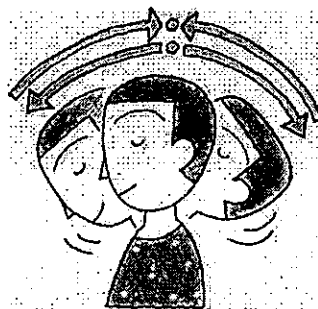
※正面に戻すときにはゆっくりと、首の緊張感がほどけていく感覚を
味わいながらゆっくりと戻しましょう。

※左右を向くときに息をすって、正面に戻るときに息をはきます。



え: 山下正人

同様に、ゆっくり前後や回転も。
★決して無理はしないでください。



どの方法でもかまいません。

いちばん気持ちのよい方法を試してみてください

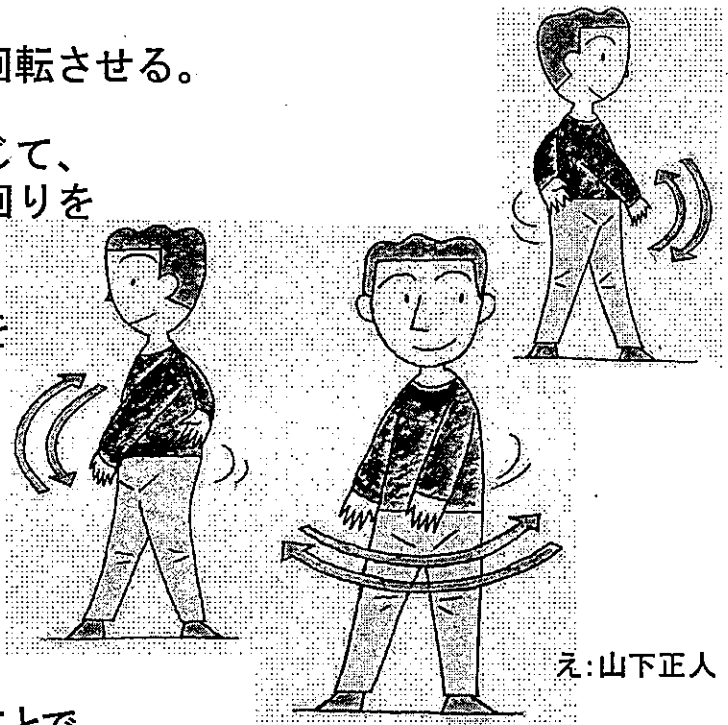
(c)2011,WellLink

4) スワイショー

———— 反復動作をくり返すと、気持ちは落ちつきます

ゆったりできないとき、気持ちを落ちつかせたいときは、反復動作をしましょう。反復動作には気持ちを落ちつかせる効果があります。軽く両足を開いて立って、「腰を回転させる方法」と「腕を前後に振る方法」があります。

- 1) 腰をゆっくり左右に回転させる。
- 2) 腰が回転するのに応じて、少しずつ、腕が腰の回りを回転する。
- 3) 少しずつ、腕の振りを大きくしていく。



※腰を左右に回転させることで、
両腕が「でんでん太鼓」のように回転します。

※左右に腰を回転させながら、
肩や上半身のチカラをぬいて行ってください。

※「腕を前後に振るスワイショー」も同様に行ってください。
肩のチカラを抜いて、左右の腕を同時に前へ、後ろへふります。

※5分～10分程度、繰り返すとよいでしょう。

5) ゆったり呼吸

———— おなかを意識しながら、ゆったりと呼吸する

ゆったりした呼吸をすることで、全身に新鮮な空気が行きわたります。気持ちも落ちついてきます。

「腹式呼吸」をあまり意識し過ぎないでください。お腹がふくらんだり、へこむのを感じるままにしましょう。

1) 口から、息をゆっくりとはきます。

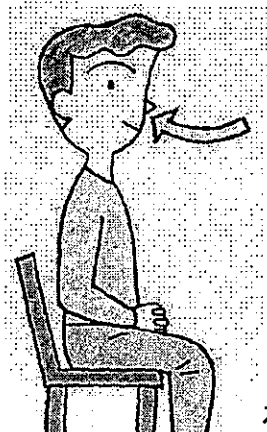
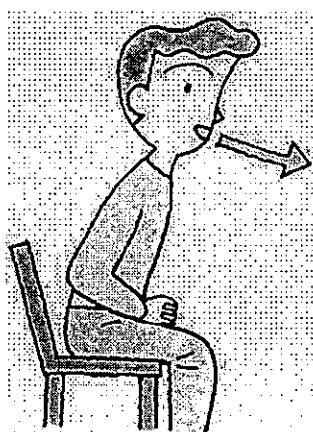
はく息とともに、肩や腕などからチカラが抜けていくようにイメージしましょう。

「身体がゆるんでいく〜」と、心の中で語ります。

2) 鼻から、ゆっくりと息を吸います。

胸からお腹、全身に新鮮な空気が満たされていくイメージをしましょう。

お腹や腰にも空気がはいつてふくらむ感覚をできるだけ感じるようにしましょう。



え: 山下正人

※何度でも、気持ちが落ちつくまでやってみてください。

※両手をお腹にあてると、お腹の変化を感じやすいでしょう。

※身体を前後に少し、動かしてみるのもよいでしょう。

※自分にあつた方法で、ゆったり呼吸してください。

(c)2011, WellLink

6) グラウンディング

——「見て」「聞いて」「感じて」、気持ちを少しずつしていく

1. 楽な姿勢で座って、ゆっくり呼吸してください。
 - ・足や腕は組まないで、ゆったりとリラックスさせてください。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
2. まわりを見渡してみましょう。
 - ・目に映るもので嫌な気持ちにならないものを、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
床が見えます。靴が見えます。テーブルが見えます。
椅子が見えます。人が見えます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
3. 周囲の音を聞きましょう。
 - ・嫌な気持ちにならない音を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
女の人 が話しているのが聞こえます。
自分が呼吸する音が聞こえます。ドアが閉まる音がします。
足音が聞こえます。携帯の鳴る音がしています。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
4. からだの感覚を感じましょう。
 - ・苦痛ではないからだの感覚を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
両手に木のひじかけが触れているのを感じます。
自分の足が靴の中にあるのを感じます。
背中が椅子にもたれているのを感じます。
両手で毛布をつかんでいるのを感じます。
唇があわさっているのを感じます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

出典：『サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 第2版』（2009年3月、兵庫県こころのケアセンター訳、アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク、アメリカ国立PTSDセンター）
<http://www.j-hits.org/>

(c)2011, WellLink

「こころと身体をゆるめましょう！」について

東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さま、ご関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆さまにとっては、とても休める状況ではないかもしれませんが、しかし、こうした状況であるからこそ、少しでも、こころと身体を休めていただける方法を知っていただければと願って、本書を作成しました。

被災者の皆様への安全確保や援助は緊急を要していますが、一方で気持ちを休めることはとても大切です。ほんの少し時間でも、こころと身体を休めていただければ幸いです。

また、直接の被害にはあってははいないものの不安を感じておられる方、気持ちが落ち着かないという方も多いかと思えます。できるだけ、心身を休める時間をつくっていただければと存じます。

本書につきましては、どなたであってもご自由にご活用いただきかまいません。ご自由に転用・転載していただき、少しでもお役に立てていただければと存じます。

なお、本書の作成にあたりましては、産業カウンセラーの向井清二(<http://se-ji.info/>)さん、三簾雅弘さん、臨床心理士の高野一郎さんにご協力をいただきましたこと、御礼を申し上げます。

2011年3月15日

ウェルリンク株式会社
メンタルヘルス研究所
所長 小西喜朗

<http://www.welllink.co.jp/>

(c)2011,WellLink

(3) 関連給付事業について

【公立学校共済組合岩手支部】

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

教職員課・厚生福利担当

TEL019-629-6218

(短期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
組合員証等の再交付 (組合員・被扶養者)	<ul style="list-style-type: none"> 組合員証等がない場合でも下記の内容を申し出ることにより医療機関で受診できること。 (氏名、生年月日、勤務先) 被災により組合員証等を紛失した場合は、所属を通じて再交付申請を行うこと。 <p>※ 所属所に出勤できない状況にあるなど所属所を通じて申請が困難である場合は、当支部に直接郵送又は来庁の手段により申請をすることができます。この場合は担当まで連絡してください。</p>	<p>再交付申請書(様式第10号) ※様式を取得できない場合は、下記を記載した任意様式で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属 組合員証番号 組合員氏名 再交付者氏名、続柄 送付先住所
医療費にかかる一部負担金等の支払免除 (情報提供)	<p>(注)阪神淡路大震災時の情報提供。今回の災害に適用については公立学校共済組合本部で検討中。</p> <p>下記要件のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣が定める日まで診療機関に支払う一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が免除される。</p> <p>(1) 震災により居住する家屋が全壊又は半壊の被害を受けた組合員及び被扶養者</p> <p>(2) 震災により主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った組合員及び被扶養者</p>	<p>申請が必要となること。 ※今回の災害に適用される場合は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
入院附加金	<p>組合員が5日以上入院したときに給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 1日につき500円 	(自動給付)
埋葬料(附加金) 家族埋葬料(附加金)	<p>組合員又は被扶養者が死亡した場合に支給される。</p> <p>※ 弔慰金(家族弔慰金)に該当する場合も支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 埋葬料50,000円+附加金25,000円 <p>(行方不明者の取扱い)</p> <p>下記の場合は、死亡として取扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定死亡(官公庁が死亡と認定したとき)の場合 失踪宣告の場合 	<p>(家族)埋葬料及び附加金請求書(様式第54号) ※「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し</p>
弔 慰 金 家 族 弔 慰 金	<p>災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が死亡した場合支給される。</p> <p>※ 災害見舞金(附加金)に該当する場合も支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 (組合員) 掛金の基礎額×1.25 (被扶養者) 掛金の基礎額×1.25×0.7 <p>※ 行方不明者の取扱いは、埋葬料と同様。</p>	<p>(家族)弔慰金請求書(様式第55号)</p> <p>※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
災 害 見 舞 金 (付加金)	<p>災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が居住する住居や家財に被害があった場合、その被害の程度により支給される。</p> <p>※ 家財には組合員の通勤用自動車を含む。</p> <p>※ 被害の程度が小さい場合は支給対象とならない場合があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 掛金の基礎額×3×1.25～掛金の基礎額×0.5×1.25 (被害区分:全壊、半壊、一部損壊等) 	<p>災害見舞金附加金請求書(様式第52,53号)等 現場・家財の写真 (住居の一部の損壊や床上浸水のときは、可能な限り住居家財の写真を撮影願います。)</p> <p>※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。</p>
災害対策事業 見 舞 金	<p>災害救助法が発動された地域内で被害を受け、災害見舞金(附加金を含む)の支給される者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額 30,000円 	(自動給付)

今回の災害に関わる給付金の請求期限は事実発生(3月11日)から2年間です。

(長期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
年 金 関 係	<p>組合員が死亡した場合の年金関係の取扱いについては、現在本部に照会中。</p>	

東北地方太平洋沖地震関連貸付事業

教職員課・厚生福利担当

19-629-6126

(貸付)

○新規貸付

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合。	住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍に相当する額 ただし、1,900万円まで	360回以内
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合。	200万円(注1)	120回以内

注) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け(以下「総額規制対象貸付け」という。)の申込時において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る未償還元金の総額と申込み金額の合計額は700万円以内とします。

また、償還猶予者等償還金不足金を有する場合の償還金不足金は、上記700万円には含めません。

○償還猶予

貸付対象種別	事由	猶予期間等
住宅貸付け及び住宅災害貸付け(介護構造部分に係る貸付けを含む。)	住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。	申し出のあった日の属する月の翌月(貸付の申込みと同時に申し出のあった場合は、初回の償還日の属する月)から12か月の範囲内で借受人が希望する期間。
激甚災害による住宅災害貸付け	次の条件を満たした場合 ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。)第2条第1項に規定する政令による激甚災害の指定があること。 ② 理事長の指定する地域において、①の災害により被災したこと。 ③ 自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けていること。	住宅災害貸付けの元金の償還を3年を限度として猶予する。

○住宅貸付から住宅災害貸付への借換えについて

改修又は改築を行い借入額が増える場合は、住宅災害貸付として借換えが可能であるが、貸付種別のみを変更することはできません。

○その他

今回の災害による特例利率等を適用する住宅災害貸付については、公立学校共済組合本部で検討中です。

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

(今回の地震による新設事業 ※H23.3.25付け所属長あて文書通知及びホームページ掲載)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
災害特別資金貸付 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、緊急に資金を必要とする罹災会員の便宜を図るため、貸付事業の種類に「災害特別資金貸付」を新設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸付限度額を 1,500,000 円とする。(貸付額は、100,000 円単位とする。) 貸付利息は無利息。 貸付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 償還月額は、10,000円～15,000円とし、償還期間は、貸付額に応じた期間とする。(最大100カ月=8年4カ月) ※会員が希望する場合は、12 カ月の範囲内で償還猶予できる期間を設ける。 「災害特別資金貸付借入申込書」に所要事項を記載の上、所属長の証明を得て申し込むものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別資金貸付借入申込書 災害特別資金貸付借用証書 申立書 同意書
災害特別支援金 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、定期人事異動の内示により赴任地の住居を確保するため所要経費を支払い、その住居の被災により入居が不可能となった場合で、契約の相手方の事情によりその所要経費の返還を求められなくなった会員に対し、その所要経費について支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給付対象者は、平成23年度定期人事異動の内示に伴い、転勤先の住居を確保するため借家(借間)の賃貸借契約をした場合で、その契約に伴う所要経費について、契約の相手方から返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者とする。 給付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 所要経費とは、1に掲げる賃貸借契約に伴う手付金、敷金及び礼金とする。 支援金の額は、所要経費の範囲内とする。 支援金給付の条件は契約書及び領収書等により支払いの履行が確認され、真に所要経費の返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者と所属長が判断した者。 給付金の受領後に契約の相手方等から所要経費が返還された場合は、その旨速やかに互助会に申し出て、所定の方法で給付金を互助会に返納するものとする。 申請手続は、給付規程に基づく「災害特別支援金申請書」に所要事項を記載のうえ、所属長の証明を得て申請するものとする。添付書類は、原則として契約書、受領書の写しを添付するものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別支援金申請書 添付書類は、原則として契約書、受領書の写

(短期給付事業・厚生福利事業)

事業名	額及び条件	提出書類
療養給付金 (会員・家族)	会員又は被扶養者が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した費用の内、公立学校共済組合又は文部科学省共済組合等で給付する額及び国又は地方公共団体に支払う公費負担額を控除した額が、2,500円を超えたときに給付する。給付額は当該控除後の額から2,500円を控除した額とする。	
災害見舞金	会員が住居、家財に災害を受けたときに、次の区分により給付する。 1 600,000円 ア 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。 イ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 以下省略	共済組合の「災害見舞金請求書」に様式併合(①災害見舞金・災害見舞金附加金請求書②)り災明細書)
弔慰金 (会員及び被扶養者)	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 500,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 200,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 100,000円	会員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
弔慰金 (被扶養者以外の配偶者)	配偶者(会員又は被扶養者を除く)が死亡したときに、200,000円を給付する。	会員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 入院1日につき 500円 2 被扶養者の場合 入院1日につき 500円	
遺児育英資金	会員が死亡したときに、被扶養者のうち、満18歳の年度末までの間にある会員の遺児があるとき、遺児1人当たり500,000円を給付する。	遺児育英資金請求書 (様式第113号)

(特別弔慰積立事業)

事業名	額及び条件	提出書類
特別弔慰金	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 200,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 100,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 50,000円	会員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号に併合) 2 戸籍謄本 (コピーでも可)

(4) 教職員のための相談窓口

教職員のための相談窓口のご紹介

被災後こころの健康に不安を感じたら、ひとりで悩まず、まずは相談しましょう。

下記のいずれの相談窓口も秘密は固く守られます。(匿名での相談もできます。)

『公立学校共済組合本部』事業

◆ 教職員健康相談24 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 医師や専門スタッフが心とからだの相談に対応します。
- 24時間年中無休 通話料・相談料無料(匿名可)
- 心理カウンセラーの電話によるカウンセリングは、下記の時間のみとなります。
(メンタルヘルスカウンセリング 9:00~20:30)

◆ 面談によるメンタルヘルス相談事業 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 臨床心理士、心理カウンセラーが面談を行います。(1回50分5回まで無料)
- 面接予約受付時間 9:00~17:00(土日・祝祭日・12月31日~1月3日を除く)

『公立学校共済組合岩手支部』事業

◆ 保健師による健康相談(メンタルヘルス含む) <<019-629-6214>>

- こころの健康、身体に関する心配事等について、公立学校共済組合岩手支部の保健師が電話相談に応じています。(面接相談も日程調整により可)
- 相談時間 平日9:00~18:00

◆ 東北地方太平洋沖地震に被災された方への心の相談緊急電話 <<0120-111-916>>

- 日本精神衛生学会、日本臨床心理士会等の医師、臨床心理士、保健師等が心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の心の緊急電話相談に応じています。
- 相談時間 13:00~20:00

◆ 災害時ストレス健康相談受付窓口(精神保健福祉センター) <<019-629-9617>>

- 岩手県精神保健福祉センターの専門職員が、相談機関の紹介や災害時ストレスの健康相談等に応じています。

4 資料

(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて

被災地の児童生徒の受け入れを通知している都道府県、他縣市町村、その他
(情報)

都道府県名	問い合わせ先	備考
山形県	山形県教育庁義務教育課 電話 023(630)2871	・相談窓口を設置 (別紙参照)
東京都	東京都教育庁総務部教育政策課 電話 03(5320)6829	・両親をなくした児童生徒 ・衣食住の確保及び転学
神奈川県	神奈川県教育委員会支援教育部 電話 045(210)8211	・市町村へ柔軟な受け入れを通知 ・公営住宅等への2次受入相談
大分県	大分県教育委員会教育改革・企画課 電話 097(506)5414	・転入学を希望する児童生徒 ・就学援助等の弾力的な対応
鳥取県	鳥取県教育委員会小中学校課 電話 0857(26)7509	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
広島県	広島県教育委員会指導第1課 電話 082(513)4976	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
岐阜県	岐阜県教育委員会学校支援課 電話 058(272)1111 内線 3679	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
香川県	香川県教育委員会義務教育課 電話 087(832)3741	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
宮崎県	宮崎県教育庁学校政策課 電話 0985(26)7239	・宮崎県ホームページを参照
和歌山市	和歌山市教育委員会 電話 073(432)0001(代)	・小学生 60名程度
愛知県瀬戸市	瀬戸市教育委員会学校教育課 電話 0561(88)2763	・ホームステイ先の確保 ・夏休みまでの期間
兵庫県小野市	小野市役所市民福祉部 電話 0794(63)1509	・ホームステイ形式 ・8月頃まで100名 ・移動経費、滞在費用、学用品、 就学支援経費、医療費について 市またはホスト家庭が負担
福井県	福井県PTA連合会 電話 0776(41)4253	・一定期間のホームステイによる 学校への通学
福岡県	日本の次世代リーダ-養成塾事務局 電話 03(5466)0804	・福岡県を中心にホームステイ先 を見つける支援

○ 上記以外の都道府県、他縣市町村、本縣市町村においても受け入れについて柔軟に対応することとしています。(問い合わせ先: 移転先の各市町村の教育委員会)

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
1	山形県教育委員会	山形市松波2-8-1	山形県教育庁 高校教育課	3月14日	山形県教育庁 高校教育課	高等学校について 023-630-3106	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	3月14日	山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	特別支援学校について 023-630-2867	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課	3月14日	山形県教育庁 義務教育課	小中学校について 023-630-2871	023-630-2774
2	山形市教育委員会	山形市旅籠町2-3-25	山形市教育委員会 学校教育課	3月14日	山形市教育委員会 学校教育課(学事係)	023-641-1212(代)	023-641-2531
3	上山市教育委員会	上山市河崎1-1-10	上山市教育委員会 学校教育課	3月22日	上山市教育委員会 学校教育課	023-672-1111	023-672-3001
4	天童市教育委員会	天童市老野森1-1-1	天童市教育委員会 学校教育課	3月18日	天童市教育委員会 学校教育課	023-654-1111 (内線823)	023-654-3355
5	山辺町教育委員会	山辺町緑ヶ丘5	山辺町教育委員会	3月14日	山辺町教育委員会 教育課	023-667-1115	023-667-1116
6	中山町教育委員会	中山町長崎6010	中山町教育委員会	3月22日	中山町教育委員会	023-662-5484	023-662-5440
7	寒河江市教育委員会	寒河江市中央1-9-45	寒河江市教育委員会 学校教育課	3月15日	寒河江市教育委員会 学校教育課	0237-86-2111	0237-86-8691
8	河北町教育委員会	河北町谷地みどり町3-2	河北町教育委員会 管理課	3月14日	河北町教育委員会 管理課	0237-71-1136	0237-71-1110
9	西川町教育委員会	西川町海味510	西川町教育委員会 教育文化課	3月17日	西川町教育委員会 教育文化課	0237-74-2114	0237-74-2601
10	朝日町教育委員会	朝日町宮宿1115	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月14日	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	0237-67-3302	0237-67-3375
11	大江町教育委員会	大江町左沢882-1	大江町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月15日	教育文化課 学校教育係	0237-62-2270	0237-62-4736
12	村山市教育委員会	村山市中央1-3-6	村山市教育委員会 学校教育課	3月14日	村山市教育委員会 学校教育課	0237-55-2111	0237-55-2155
13	東根市教育委員会	東根市中央1-1-1	東根市教育委員会 管理課管理係	3月14日	東根市教育委員会 管理課管理係	0237-43-1170	0237-43-1176
14	尾花沢市教育委員会	尾花沢市若葉町1-4-27	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	3月11日	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	0237-22-1111	0237-22-3034
15	大石田町教育委員会	大石田町緑町1	大石田町教育委員会 教育文化課	3月16日	教育委員会 教育文化課就学担当	0237-35-2111 (内線253,254)	0237-35-2118
16	新庄市教育委員会	新庄市沖の町10-37	新庄市教育委員会 学校教育課	3月18日	学校教育課(就学相談)	0233-22-2111 (内線444)	0233-23-5600
17	金山町教育委員会	金山町金山662-1	金山町教育委員会 教学課総務学事係	3月19日	教学課 総務学事係	0233-52-2902	0233-52-2903
18	最上町教育委員会	最上町向町644	最上町教育委員会 教育文化課	3月22日	教育文化課(就学相談)	0233-43-2053	0233-43-2345
19	舟形町教育委員会	舟形町舟形263	舟形町教育委員会 事務局	3月22日	事務局(就学相談)	0233-32-2379	0233-32-3362
20	真室川町教育委員会	真室川町新町233-1	真室川町教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-62-2337	0233-62-2306
21	大蔵村教育委員会	大蔵村清水2620	大蔵村教育委員会 学校教育係	3月22日	学校教育係(就学相談)	0233-75-2323	0233-75-2336
22	鮭川村教育委員会	鮭川村佐渡2003-7	鮭川村教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-55-2111 (内線232)	0233-55-3269

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
23	戸沢村教育委員会	戸沢村名高1593-86	戸沢村教育委員会 学校教育課	3月19日	学校教育課(就学相談)	0233-72-3242	0233-72-2307
24	米沢市教育委員会	米沢市金池3-1-55	米沢市教育委員会 学校教育課	3月17日	米沢市教育委員会学校教育課 「就学希望調査」窓口 (米沢市営体育館)	0238-22-5111	0238-21-6925
25	南陽市教育委員会	南陽市三間通436-1	南陽市教育委員会	3月18日	南陽市教育委員会	0238-40-3211	0238-40-3388
26	高島町教育委員会	高島町高島435	高島町教育委員会 教育総務課	3月18日	高島町教育委員会教育総務課	0238-52-4474	0238-52-4459
27	川西町教育委員会	川西町上小松1736-2	川西町教育委員会	3月17日	川西町教育委員会 川西町健康福祉課 (いきがい交流館) 川西町産業振興課 (農改センター)	0238-42-2111	0238-42-3159
28	長井市教育委員会	長井市清水町1-25-1	長井市教育委員会 管理課	3月18日	長井市教育委員会 管理課	0238-88-5767	0238-88-5883
29	小国町教育委員会	小国町岩井沢704	小国町教育委員会 事務局	3月18日	小国町教育委員会 事務局	0238-62-2141	0238-62-2143
30	白鷹町教育委員会	白鷹町荒砥甲833	白鷹町教育委員会	3月18日	白鷹町教育委員会	0238-85-6144	0238-85-2183
31	飯豊町教育委員会	飯豊町大字樺2888	飯豊町教育委員会	3月17日	飯豊町教育委員会	0238-72-2111	0238-72-3827
32	鶴岡市教育委員会	鶴岡市上山添字文栄100	鶴岡市教育委員会 学校教育課	3月22日	鶴岡市教育委員会 学校教育課	0235-57-4865	0235-57-4886
33	三川町教育委員会	三川町横山字西田85	三川町教育委員会 学校教育係	3月17日	三川町教育委員会 学校教育係	0235-35-7005	0235-66-5550
34	庄内町教育委員会	庄内町狩川字大釜22	庄内町教育委員会 教育課	3月14日	庄内町教育委員会 教育課	0234-56-3317/3318	0234-56-3222
35	酒田市教育委員会	酒田市中町1-4-10	酒田市教育委員会 学校教育課	3月18日	酒田市教育委員会 学校教育課	0234-26-5776	0234-23-2257
36	遊佐町教育委員会	遊佐町遊佐字舞鶴211	遊佐町教育委員会 教育課	3月22日	遊佐町教育委員会教育課 総務学事係	0234-72-5891	0234-72-3313

(2) 子どもと遊ぶレクリエーション集

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

レクリエーション①「命令ゲーム」【コミュニケーション・ゲーム】

＜リーダーと参加者の関係づくりゲーム、10～40人、2分程度＞

- 1 参加者は、リーダーを向き、両手を下ろしたままスタートとなります。
- 2 リーダーが、『はい』と言ったら、私の言うことを聞いてください。』と参加者に言います。
- 3 リーダーはテンポよく命令を出します。
 - (1) 「はい、右手を上げて」
 - (2) 「はい、左手を上げて」
 - (3) 「両手を下ろして」「ひっかかりましたね。『はい』と言っていませんよ」
- 4 リーダーは、「よく聞いていても、つられてしまうのが人間です」と、参加者に安心感を与えます。
 - (4) 「はい、座って」
 - (5) 「はい、立って」
 - (6) 「座って」「つられましたね。座ってはいけませんよ」
 - (7) 「はい、座って」
 - (8) 「はい、背筋を伸ばして」
 - (9) 「はい、これでゲームを終わりにします」

※ 楽しませながら、子どもたちを静かにさせるゲームとして有効です。

レクリエーション②「バースデー・サークル」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、10～40人、5分程度＞

- 1 リーダーが参加者に、「声を出さずに身振り手振りだけで、誕生日を相手に知らせ、誕生日順に並んだ円を作ってください」と伝えます。
 - 2 リーダーが、1月の場所を指定してから、ゲームがスタートします。
 - 3 参加者は、誕生日順に一重円をつくります。
 - 4 サークルができたら、1月の参加者から大きな声で自分の誕生日を発表し、正確に並んでいるかを確認します。
- ※ 人数が多い時は、同人数に分けて、サークルをつくる速さと正確さを競うゲームにもなります。
- ※ 人数が少ない時は、横一列に並んで「バースデー・ライン」というゲームになります。子どもを一列に並べたい時、無作為にゲームのチーム分け（一列に並んだあと、奇数順・偶数順で2チームに分ける）をおこなう時にも活用できます。
- ※ 「朝起きた時間サークル」、「昨日の夜寝た時間サークル」など、数字により順列ができるものであれば応用が可能あり、遊びながら子どもの生活を知ることできます。

レクリエーション③「 どじょう・キャッチ 」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、5～40人、5分程度＞

- 1 全員参加で、1つの輪（サークル）をつくります。
 - 2 左手は軽く握って「ツボ」をつくり、右手は人差し指だけにして「どじょう」をつくります。
 - 3 右隣の人がつくった「ツボ（左手）」に自分の「どじょう（右手の人差し指）」を差し込みます。
（自分の「ツボ（左手）」には、左隣の人の「どじょう（右手の人差し指）」が入っています）
 - 4 「ツボ（左手）」は軽く握り、「どじょう」が出入りできるようにし、リーダーが「キャー、キャー、キャー」と言った後、「キャッチ」と言ったら、右隣の人がつくった「ツボ」から自分の「どじょう（右手の人差し指）」は逃げ、自分の「ツボ」は左隣の人の「どじょう」をつかまえます。
- ※ 「キャー」の数は、リーダーが自由に決めます。「キャー」を言わずに、いきなり「キャッチ」でも結構です。
- ※ 「キャッチ」の代わりに「キャンディ」「キャラメル」「キャット」という、ひっかけ言葉を入れることおもしろくなります。
- ※ 左手（ツボ）と右手（どじょう）を入れ替えると難しくなります。（左利きの子どもの、有利になります）

レクリエーション④「 ジャンケン電車 」【運動ゲーム】

＜参加者同士がコミュニケーションを図るジャンケン・ゲーム、20人以上、15分程度＞

- 1 リーダーの合図とともにスタートします。リーダーの「ジャンケン・ポン」のかけ声で、近くにいる人とジャンケンをします。
 - 2 負けた人は、勝った人の肩に手をかけてくっつきます。
 - 3 勝った人は、また別の人とジャンケンをします。負けたら自分の後ろの人ごと、勝った人の後ろにくっつきます。
 - 4 リーダーは、だんだん長くなっていく列を見て、実況中継のように声をかけて盛り上げます。
 - 5 同じように繰り返し、最後に1本の長い列になるまでやり、先頭の人優勝となります。
- ※ 遊びながら、子どもたちを一行に並べることができます。

《ジャンケン・ゲームのバリエーション》

（1）お札集め

- ① 参加者全員に、お札に見立てた紙を5枚ずつ持ちます。
- ② ジャンケンをして、勝ったら相手から1枚もらい、負けたら相手に1枚渡します。時間内に相手を変えながら、繰り返します。
- ③ 5枚のお札がなくなったら負けとなり、制限時間の中で一番お金持ちになった人が勝ちになります。

（2）ジャンケンまわり

2人一組でジャンケンをし、負けた人は、勝った人の周りを1周回ります。同じ相手と3回戦おこない、別の相手と繰り返します。

レクリエーション⑤「ジャンケン手たたき」【コミュニケーション・ゲーム、頭を使うゲーム】
<参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、2人一組、5分程度>

- 1 2人一組となり、右手で握手をします
- 2 左手でジャンケンをして、勝った人が負けた人の右手をたたきます。
- 3 負けた人は、勝った人にたたかれる前に左手でガードします。勝った人が、ガードをされたらたたくことはできません。(たたいてしまった時は負けた人に、無条件で1回たたかれます)
- 4 3回戦として、2勝したら(2回たたいたら)勝ちとなります。

※ 強くたたけないように、利き手である右手で握手をし、左手でたたくこととしています。

※ トーナメント戦や団体戦でも盛り上がります。

《アレンジ・バージョン》

(1) タコの人とタイの人を決め、リーダーが、「ター、ター、タコ」と言ったら、タコの人がたたき、「ター、ター、タイ」と言ったらタイの人がたたきます。

(2) 奇数の人と偶数の人を決め、リーダーが「4+7」と言ったら、奇数の人が「9-3」と言ったら偶数の人がたたきます。3つの数の足し算や掛け算、割り算など、学年の学習段階に応じて工夫できます。

レクリエーション⑥「二文字しりとり」【頭を使うゲーム】

<いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、10人程度、15分程度>

- 1 みんなで円(サークル)になります。
- 2 リーダーが単語を出します。(例; がっこう)
- 3 最後の2文字を使って、順番にしりとりをします。
(例; がっこう→こうしゃ→しゃかい→かいがら→がら……)
- 4 最後の文字に「ん」がついていても、大丈夫です。
(例; おめん→めんどり)
- 5 最後の2文字が使えない単語を出した人や答えられなかった人は失格となります。
(最後の2文字が使えない例; だんご→んご……)

※ 普通のしりとりゲームよりも難しく、頭の運動になります。

レクリエーション⑦「古今東西ゲーム」【頭を使うゲーム】

<いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、5人以上、15分程度>

- 1 リーダーを中心に、参加者は円(サークル)になって座ります。
- 2 リーダーは、「古今東西、〇〇の名前(例; 動物の名前)」というふうに、テーマを出して誰かを指名します。

- 3 指名された人は、テーマの答え（例；ウサギなど）を言い、順に右回りで答えていきます。
- 4 10秒以上答えが出せなかったり、既に出た答えを言ったりした人は負けとなります。
- 5 リーダーは、負けとなった人に次のテーマを出して続けます。

《テーマの例》

「花の名前」、「虫の名前」「野菜の名前」「県名」「スポーツ選手の名前」「歌手・タレントの名前」「くさいもの」「“クス”のつく言葉」「“～ング”のつく言葉」「お金では買えないもの」など

レクリエーション⑧「ポキャブラ・チェック」【頭を使うゲーム・中学生用】

＜与えられたお題を英語で説明し、みんなにあててもらうゲーム、10人程度、30分程度＞

- 1 同人数で2チームに分かれます。
 - 2 リーダーがチームの中から解答者を選び、お題を見せます。
 - 3 解答者は両手を後ろに組み、英語でチームの仲間にお題を説明します。
 - 4 制限時間内にチームの仲間に当ててもらいます。
 - 5 チーム交互に、3回ずつおこない勝敗を決めます。
- ※ ①「ジェスチャー」は禁止、②「日本語」での説明は禁止、③お題そのものを英語で言ったら失格

《お題の例》

- ・ 聖徳太子、宮本武蔵などの歴史上の人物
- ・ 富士山、東京スカイツリー、奈良などの地名
- ・ 牛丼、カレーライス、とうふなどの食べ物
- ・ リンゴ、バナナ、びわなどの果物 など

レクリエーション⑨「数集め(&力合わせ)」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、10～50人程度、20分程度＞

- 1 リーダーの合図で、全員が音楽にリズムに乗って適当に歩きます。
(となりのトトロ、愛は勝つ、世界に一つだけの花、なそ)
 - 2 リーダーは音楽を止め、適当な数だけ手をたたきます(笛を吹きます)。
 - 3 リーダーの手をたたいた数(笛を吹いた数)の人数で集まり、手をつないで座ります。
- ※ リーダーは、ゲームの前に参加者の人数を確認し、集まることができる人数を把握し、余ってしまう人が出ないように配慮します。人数調整で、リーダーが入っても結構です。
- ※ 5人組・6人組等の少人数班を、遊びながら作ることができます。

《力合わせゲーム》

- * 「パン・パン」 → 2人組になりました。
 - ・ 向かい合って手をつないで、一緒に立てますか？
 - ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン」 → 3人組になりました。

- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン」 → 4人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン・パン・パン」 → 6人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？どうやったらいいか、みんなで考えましよう。

レクリエーション⑩「 あんたがたどこさ 」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、6人以上、15分程度＞

- 1 みんなで円（サークル）になり、手をつなぎいで内側を向きます。
- 2 「あんたがたどこさ」の歌に合わせて、右回りに1拍1ジャンプで回りますが、「さ」の時だけ左回りにジャンプします。

《「あんたがたどこさ」の歌詞》

あんたがたどこさ、肥後さ 肥後どこさ、熊本さ 熊本どこさ、船場（せんば）さ
船場山（せんばやま）には タヌキがおってさ それを猟師が鉄砲で撃ってさ
煮てさ、焼いてさ、食ってさ そこへ木の葉でちよっとかぶせ

《 ひとりで遊ぶ・バージョン 》

- (1) 地面や床に「十字（田の字）」をライン書きます。
- (2) 左手前のボックスに立ち、「あんたがたどこさ」を歌いながら1拍で1回、右左にジャンプします。
- (3) 「さ」の時だけ前にジャンプし、次の1拍で後ろに戻ります。
- (4) ジャンプする方向を間違えたり（横に跳んだり・斜めに跳んだり）、地面・床のラインを踏んだら負けになります。

レクリエーション⑪「 フルーツバスケット 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かすイス取りゲーム、10～20人以上、40分程度＞

- 1 リーダーを中心に、円（サークル）になって参加者全員がイスに座ります。
- 2 リーダーは、「白い服を着ている人」「メガネをかけている人」などの参加者の共通点を見つけ、みんなの前で叫びます。リーダーの言った内容に該当する人は、すぐにイスから立ち上がり、別のイスに移ります。この時、リーダーも一緒にイスに座ります。最後のイスに座れなかった人が鬼となり、次の条件（朝ごはんは、パンを食べた人 等）を叫び、イス取りゲームを続けます。
- 3 鬼が「フルーツバスケット」と言った時は、全員が一斉に別のイスに移動をしなければなりません。この時、隣のイスにずれるだけは反則とします。

- ※ イスがない場合は、段ボールを切ってその上に座ってもいいでしょう。また、屋外ではイスがわりに地面に小さな丸い円を描き、その上に立ちます。

レクリエーション⑫「 とりかご 」【運動ゲーム】

＜素早い身のこなしが必要となる軽い運動ゲーム、20人以上、20分程度＞

- 1 3人組をつくります。2人は両手をつなぎ「かご」を作ります。その中に1人が入り、「とり」になります。
 - 2 「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 3 鬼が「とり」と言ったら、中の「とり」はすぐに移動し、空いている別の「かご」に入ります。この時、鬼も「かご」の中に入り、「とり」になります。「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 4 鬼が「かご」と言ったら、外に2人は手を離し、別の「とり」のところに行って、今までの相手とは別の人と「かご」を作ります。この時、「とり」が、片手を上げていると目印になります。また、鬼も「とり」のところに行き、相手を見つけて「かご」を作ります。
 - 5 鬼が「とりかご」と言ったら、「とり」も「かご」もバラバラになり、新たに3人で「とり」と「かご」を作ります。この時は、これまでの「とり」だった人が「かご」に、「かご」だった人が「とり」になっても構いません。
- ※ 参加者の人数により、鬼が2人の場合は、2人で相談をして「とり」、「かご」、「とりかご」を選び、声を合わせて言います。

レクリエーション⑬「 しっぽ取り (&鬼ごっこ) 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かす全員参加の鬼ごっこゲーム、10～50人以上、20分程度＞

屋 外 (30m×15m)

体育館 (10～30人；バレーコート、30人～；バスケットボールコート)

- 1 リーダーは、50cmに切ったヒモテープを参加者全員に配り。ズボンの後ろにはさんでもらいます。(ヒモは、ひっぱるとすぐに取れるように10cmをめやすにズボンの中に入れるようにします)
 - 2 リーダーの「よい、スタート」の合図で、自分以外の人の「しっぽ」を取りに行き、自分の「しっぽ」は取られないように逃げます。このとき、エリアの外に出てはいけません。
 - 3 「しっぽ」を取られた人は、エリアの外に出ます。他の人の「しっぽ」を何本取っても、自分の「しっぽ」を取られたら負けです。自分の「しっぽ」を取られないように逃げ切った人の勝ちです。
- ※ 少人数なってきたら、エリアを半分にするなど、小さくしていきます。

《鬼ごっこのバージョン》

(1) 手つなぎ鬼

鬼が誰かをつかまえたら、手をつなぎ、2人一組の鬼になります。もう一人をつかまえたら、3人一組で鬼になり、4人になったら、2人組の鬼が2つに分かれます。鬼が増殖していく鬼ごっこです。

(2) 高鬼

地面から少しでも高い場所は、鬼がタッチできない安全地帯です。ただし、鬼がそばに来て30数えるまでに、別の場所に逃げなければなりません。(指定した色に触っていると安全な「色鬼」も同じルール of 鬼ごっこです)

教 学 第 1 1 7 5 号
平成 2 3 年 3 月 1 6 日

各教育事務所長 様

学校教育室長

平成 23 年度（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就
学機会の確保等について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学副大臣から通知がありました。

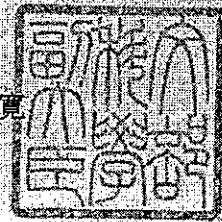
については、被災した地域の児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、別添の内容に十分留意し、その対応について、貴管内市町村教育委員会及び所管の学校に対して周知し、特にも、被災した地域の児童生徒の受け入れ等については、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう配慮するよう必要な指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	藤岡 宏章
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	h-fujioka@pref.iwate.jp

22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊，菅谷，江間
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731
（E-mail）svoto@mext.go.jp

事務連絡
平成23年3月24日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県知事部局（私学担当） 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の首長部局（学校設置会社立学校担当）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への
弾力的な受入れ等に関するQ&Aの送付について

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への受入れ等については、各教育委員会において積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

このたび、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知。以下「通知」という。）のうち、主に被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、お問い合わせいただいた内容をもとにQ&Aを作成しましたので、御参考までにお送りいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、本Q&Aも参考に、引き続き通知の趣旨を踏まえた取扱いをお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の首長部局におかれましては、公立学校における取扱いについて十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
電話：03-5253-4111（内線3745、2349）
※ お問い合わせの内容により、上記以外の担当課
が承ります。

被災した児童生徒等の弾力的な受入れ等に関するQ & A

平成23年3月24日

問1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」(平成23年3月14日付け文科初第1714号。以下「3月14日付け通知」という。)の「1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」中の、「弾力的に取り扱い」とは、例えば、どのようなものが考えられますか。

(答)

基本的に、法令に違反しない範囲であれば、各地方公共団体の実情に応じて可能な手立てをすべてとっていただいでよいでしょう。

具体的な手立てとしては、例えば、

- ① 通常の転学手続に必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する児童生徒については可能な限り速やかに受入れを行うこととし、状況が落ち着いてから手続を行う、
- ② 市町村教育委員会の判断で簡素化できる手続については簡素化する、などが考えられますが、これに限らず、各地方公共団体の積極的な取組が期待されることです。

その際、必ず児童生徒の在籍関係(転出先の学校に在籍とするか、元の学校に在籍したままとするか)を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮をお願いします。これにより、その後、各学校において指導要録に記入する等の際にも、より円滑に行うことができるものと考えられます。

例えば、受入れに当たり、ただちに事務手続ができない場合であっても、対象児童生徒の氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等、就学手続上必要と思われる事項については、記録を残し、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどの工夫がなされるとよいでしょう。

また、在籍することとなった児童生徒については指導要録を作成する必要がありますが、同様に、受け入れた時点で指導要録を作成して記入できる情報を記入し、後日、元の在籍校からの指導要録の写しの送付等を受けて追記していく等の工夫が考えられます。なお、元の在籍校での指導要録が紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら、可能な範囲で追記し、児童生徒の指導や証明に生かせるよう御配慮願います。

問2 学齡児童生徒については、住民基本台帳に基づいて学齡簿を編製することになっていますが、被災児童生徒が住民票を異動しないまま、転入学させることは可能でしょうか。

(答)

1. 災害の有無にかかわらず、そもそも、学齡児童生徒については、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有していれば、この者についても学齡簿を編製し、就学手続をとることが必要です。

この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することが必要です(※1)。

今回の震災による被害に伴い、ただちに住民票の異動の手続ができない等の事情がある場合には、各市町村の住民基本台帳担当部署と連携の上、復興が進み、態勢が整ってから異動の手続をとる等、適切に対応していただくことが望ましいでしょう。

また、市町村の区域内に転住してきた学齡児童生徒を学齡簿に記載したときには、当該教育委員会は、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知していただくよう御留意願います(※2)。

※1 「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」(昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達)、住民基本台帳法第13条

※2 「学齡簿および指導要録の取扱いについて」(昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達)

2. 上記1. の手続のほか、学校教育法施行令第9条においては、児童生徒等を住所地の市町村の設置する小・中学校等以外の小・中学校等に就学させようとする場合の取扱い(区域外就学)について定められています。区域外就学を行う場合には、今回の震災に伴う受入れの場合に限らず、受入れ側の市町村教育委員会において学齡簿を編製する必要はありません。

なお、同条第2項において、住所地の市町村教育委員会との協議について定められていますが、今回の震災による被害に伴い、必要な書類が整わないなど通常の手続が困難である場合には、各市町村の判断で簡素化できる手続については簡素化するなど、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

問3 今回の震災による被害に伴い、避難のため短期間滞在する場合においても、希望する児童生徒を学校に受け入れて差し支えないでしょうか。

(答)

3月14日付け通知の「1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」においては、期間の長短に関わらず、被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることをお願いしています。

なお、公立学校の受入れに際しては、当該学校の在籍者として受け入れる転入学のほか、学籍は元の学校のまま、受入れ先の学校の活動に参加する等の事実上の就学など、多様な取扱いが想定されますので、被災地の状況や、各地方公共団体の実情等に応じて、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

ただし、いずれの場合におきましても、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどして、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮願います。

問4 被災したA県の高等学校に合格したが、他県に転出し、転出先の都道府県における高等学校への入学を希望している者については、どのように取り扱うことが適切でしょうか。

(答)

A県の高等学校に入学し、その後、転出先都道府県の高等学校に転学する取扱いとするのか、あるいは転出先高等学校へ入学する取扱いとするのかについては、本人の事情等を勘案しながら柔軟に対応していただけるとよいでしょう。

その際、必要な書類が揃わなければ手続きが進まない等といったことにならないよう弾力的にお取り扱いいただくとともに、入学扱いとする場合には、入学者選抜においても、例えば、学力検査は行わず、面接などにより選抜するなどの御配慮をいただけるとよいでしょう。

問5 被災地域で県立高校の授業を再開できない状況です。被災した生徒を速やかに受け入れるため、県内外の他の高校や公共施設などで授業を行うことを考えていますが、法令上可能でしょうか。また、この場合にはどんなことを留意すればよいでしょうか。

(答)

高等学校設置基準第18条において、「高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」としており、このたびの東北地方太平洋沖地震は、まさに特別の事情に該当するものであると考えられます。

他の高校や公共施設を借用する場合には、当該施設の設置者等と十分調整の上、教育の実施にあたって安全上支障がないよう御留意願います。

事 務 連 絡
平成23年3月25日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について

東北地方太平洋沖地震に被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、各機関の多大な御尽力に御礼を申し上げます。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け文科初第1714号文部科学副大臣通知）において、児童生徒等の就学機会の確保等については周知したところですが、被災地域及び計画停電範囲内等の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育課程編成上の留意点について、下記のようにまとめましたので御配慮・御指導等をお願いします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 入学式など学校行事について

入学式など学校行事については、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定するものであり、特に被災地域等の学校・教育委員会においては、児童生徒・学校・地域の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応に御配慮いただくこと。

2. 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定め

る標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められること。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなど御配慮いただくこと。

また、公立小学校及び中学校等においても、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められており、被災地域等において標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考えられること。

さらに、被災地域等の高等学校等においても、授業時数の確保について、小学校及び中学校等と同様に取り扱うよう御配慮いただくこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL 03-5253-4111 (内線2367)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

教 学 第 1 2 5 0 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

沿岸南部教育事務所長 様

学校教育室長

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課より通知がありました。

については、貴管下の各市町村教育委員会及び所管する各学校に対して周知願います。

また、平成 2 3 年 4 月 1 日付教学第 5 号で送付する「学校再開に向けたガイドライン」を参考にしながら、弾力的な教育課程の編成ができるよう指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	福士 幸雄
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	yu-hukusi@pref.iwate.jp

様式1

震災に伴う教材等の喪失数調査

* 届け出済の平成22年度使用教材一覧のうち、平成23年度も継続使用するものを下の表にリストアップして、喪失数を記入してください。

* 今回の調査は、実態の把握をするためのものです。可能な範囲でかまいませんのでよろしくお願いします。

〇〇市町村立

学校

	教科名	教材名	出版社名	価格	使用対象学年 (平成22年度)	喪失数
1	国語	国語辞典※	/		/	
2	国語	古語辞典※	/		/	
3	国語	漢和辞典※	/		/	
4	英語	英和辞典※	/		/	
5	英語	和英辞典※	/		/	

※辞典の価格は児童生徒が使用しているもので代表的な辞書の価格を記入してください。

6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

教科書・副教材以外の学用品(文房具を除く)の喪失数調査

〇〇市町村教育委員会

学校名

--

	学用品名	単価	喪失数	合計額
1	制服(男子)			0
2	制服(女子)			0
3	夏用制服(男子)			0
4	夏用制服(女子)			0
5	体育着(上下一式)			0
6	夏用体育着一式			0
7	内履き靴(一般用)			0
8	体育用内履き靴			0
9	体育用外履き靴			0
10	水泳授業用水着一式(男子)			0
11	水泳授業用水着一式(女子)			0
12	音楽科用具一式(具体的に記載すること)			0
13	図画工作・美術科用具一式(具体的に記載すること)			0
14	家庭科用具一式(具体的に記載すること)			0
15	技術科用具一式(具体的に記載すること)			0
16	通学用ヘルメット			0
17	通学用ランドセル・ザック			0
18	通学用スポーツバック(ザック以外に指定している場合)			0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
	合 計 額			0

※「学用品名」は例であり、各学校の実情に併せて加除をお願いします。

(様式) F A X 送信書 (添書不要)

県立総合教育センター F A X 番号 0 1 9 8 - 2 7 - 3 5 6 2

(電話番号 0 1 9 8 - 2 7 - 2 7 1 1)

支援物資 (学用品) 依頼書

〇〇市町村教育委員会

平成 2 3 年 〇 月 〇 日 (〇)

現在下記の学校において次の学用品が必要なので、依頼します。

	学校名	学用品名	個数	備考	センター使用欄	
					送付数	チェック
例	〇〇小学校	ランドセル	1 5 0	全学年児童分	1 0 0	レ
例	〇〇中学校	美術用絵の具	2 0 0	2, 3 年生生徒分	なし	レ
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※学校からセンターに直接送信する場合もこの様式を使うこと。

※欄が不足の場合は、追加して記入すること。

※右下の担当者名は、この学用品担当者氏名並びに実際に使える電話番号

担当

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波

学校再開に向けたガイドライン (初版)



平成 23 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

目 次

発刊にあたって	P 1
1 学校の体制づくり	
(1) 学校における職員の体制づくりについて	P 2
(2) 学級編成、教員定数等について	P 5
(3) 学校運営に関することについて	
① 学校再開のために考えなければならないこと	P 7
② 学校再開に向けて	P 10
③ 各種文書関係について	P 11
④ 教員研修について	P 11
2 児童生徒に関すること	
(1) 教科書、学用品等について	
① 教科書、学用品の給与、支援について	P 12
② 教科書等の給与に関するQ & A	P 16
(2) 心のサポートについて	P 19
(3) 児童生徒の健康管理について	
① 体育、保健体育の授業再開	P 23
② 臨時の健康診断・期健康診断	P 25
③ 学校給食	P 26
④ レクリエーション	P 27
(4) 児童生徒の就学援助について	P 30
3 教職員に関すること	
(1) 服務、給与関係について	P 31
(2) 教職員の健康管理について	P 34
(3) 関連給付事業について	P 44
(4) 教職員のための相談窓口	P 48
4 資料	
(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて	P 49
(2) レクリエーション関係	P 52
(3) 通知文等	P 59
5 様式	
(1) 【様式1】震災に伴う教材等の喪失調査	P 70
(2) 【様式2】教科書・副教材以外の学用品 (文房具をのぞく)の喪失調査	P 71
(3) 【別紙様式】無償義援物資(学用品)依頼書	P 72

発行にあたって

本冊子に示す内容は、あくまでも例であり、各市町村教育委員会が、この度の震災において生じた諸問題を解決し、克服していく際の判断材料として活用いただくための参考資料です。

本冊子を活用いただき、諸課題を検討する過程では、さらに新たな課題や解決すべき事柄が出てくるものと思われます。その際は、所管の教育事務所を通じて、県教育委員会へご相談下さい。最大限の協力と支援をして参ります。

県教育委員会では、本冊子を初版とし、各市町村教育委員会から相談いただいた内容も加えながら、さらに版を重ねていく予定です。被災された市町村において、再び子ども達の笑顔と歓声が響く教育活動が展開されるよう継続して協力して参ります。

岩手県教育委員会事務局

学校再開支援プロジェクト（小・中学校班）

1 学校の体制づくり

(1) 学校における職員の体制づくりについて

教職員課・人材育成担当

019-629-6122

① 災害時における教職員の役割

このたびの災害は非常に規模が大きく、市町村の行政対応能力を超えている場合もあり、避難所の運營業務を教職員が担当している状況もあります。避難所運營業務は市町村長の責務であります。避難所が開設されている学校においては、避難住民と共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要です。

学校は避難所における避難住民の自治組織の連携・協力を図りつつ、教職員の担当業務を明確にしていく必要があります。

② 教育活動の再開への対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童生徒の安全を確保することです。しかし、大規模災害に対応し、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校においても、災害の規模や被害の状況、地域の実情等により緊急の避難所となっております。

このため、各学校にあっては、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行うとともに、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当部局や地域の自主防災組織等をまじえて協議する必要があります。

③ 教職員の参集体制

校長は、教職員の参集体制、連絡体制、役割分担等を定め、教職員に周知するとともに、市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と情報共有を図ります。

④ 所属校に出勤できない教職員の対応

校長は、教職員が勤務を要する日に交通機関の途絶等により所属校に出勤できない場合、復旧するまでの間、特別休暇の取得が認められているほか、住居近くの学校に出勤させ、その学校の校長の指示に従い、児童生徒等の安全確保などの応急対策活動に従事させる場合もあります。（⇒P 3 1）

なお、教育委員会において、所管する学校の教職員について、地域の実情に応じた取扱いを確認していくことが必要とされます。

⑤ 人事異動における留意事項

人事異動にあたっては、着任期間を有効に活用し、新任者との引継ぎが十分行えるよう、一時的に新旧2名の体制とするなどの配慮が可能です。また、着任期間が1週間で不足する場合には、さらに必要な期間、勤務地にとどまることができるよう服務について整理することとしています。校長は、異動先の学校等と調整を行うこととなりますが、異動先においても事情を十分に理解し、必要な体制を整えることが必要です。（⇒P 3 2）

⑥ 児童生徒等、保護者との連絡体制

校長は、児童生徒及び保護者の状況を適切に把握するための連絡体制を整備します。

⑦ 授業再開に向けて

校長は、災害状況に即し、教育委員会と連携を密にして、応急的な教育計画を立案し、これに基づき教育活動を行います。

校長及び教職員は、授業を再開するための準備として、校舎等の安全点検、児童生徒の安否確認、通学路又は通学経路の安全確認、教科書・学用品等の滅失状況の把握、児童生徒の転出への対応などを行います。

校長は、これらの点検結果を教育委員会に報告し、情報の共有・連携を図りつつ、自校の教育活動の再開を目指します。

教育活動再開に必要な教職員の応援体制については、教育委員会を通じて県教育委員会と調整を行います。また、定数については、4月の始業式前の在籍者数による定数を1年間確定し、安否不明な児童生徒数の有無や校舎の状況による変更は行いません。(⇒P 5)

⑧ 心理的ケア対策

震災に伴う心的外傷後ストレス障害の教職員や児童生徒等に対しては、精神科専門医、スクールカウンセラー等への相談や県の相談窓口を活用し、速やかに対応します。

(⇒P 3 4)

⑨ 共済組合及び互助会による給付

災害に伴い、従来からある災害見舞金等のほか、共済組合及び互助会の貸付制度や支援給付制度等があります。(⇒P 4 4～P 4 7)

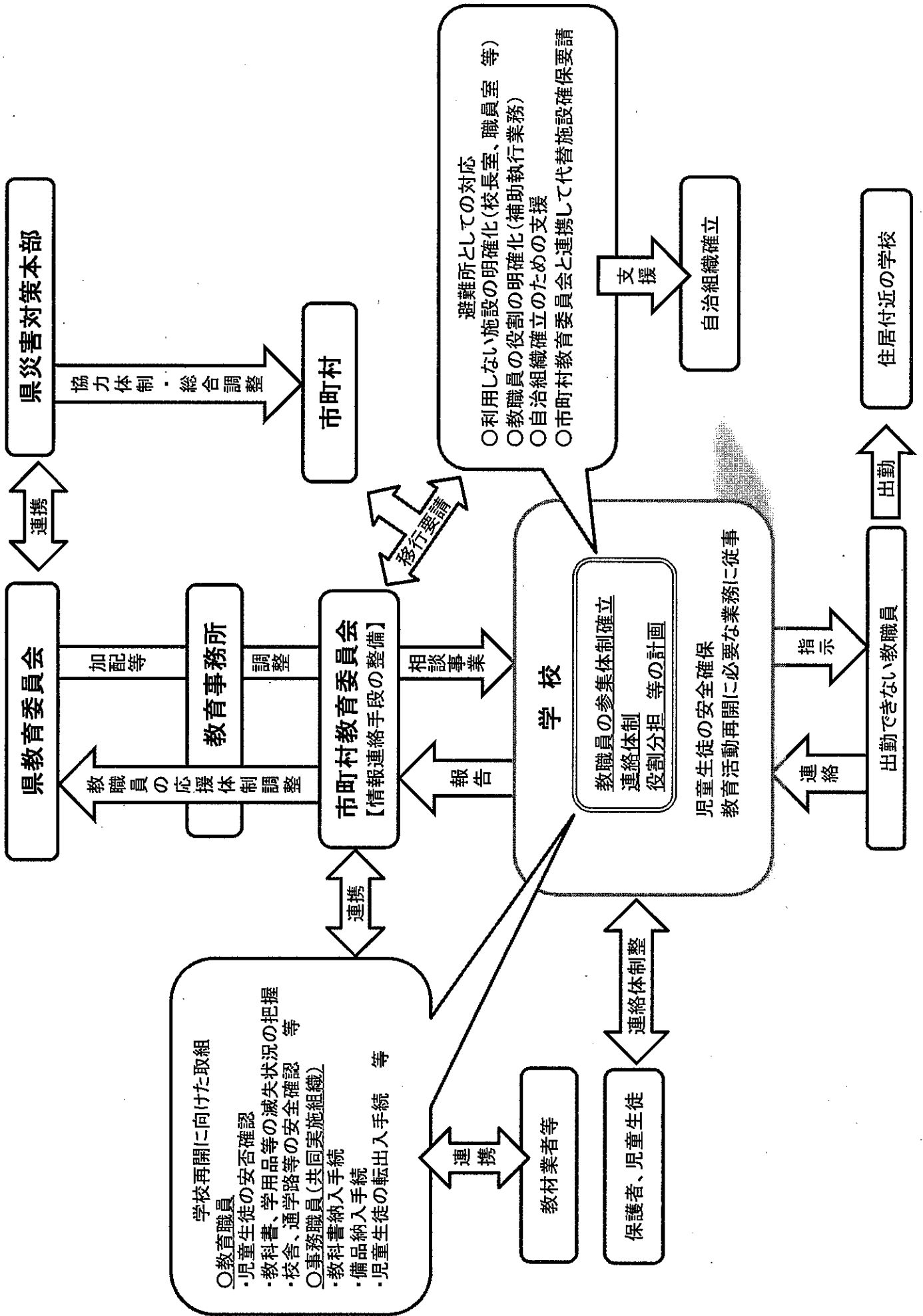
⑩ 提供する施設

学校が避難所に指定される際は、避難所として利用できない範囲を明確にする必要があります。避難所として利用できない範囲には、管理スペースである校長室、職員室、機器・化学薬品がある特別教室、医療活動に必要な保健室等が考えられ、所属の実情に応じた対応が必要です。

⑪ 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所の管理運営業務については、発災初期の緊急対応に目途がつき次第、避難所の管理運営業務を行政職員に移行しつつ、学校教育の早期再開に取り組めるよう支援が必要です。

また、状況の変化や教職員個々の実情に応じて担当業務等の見直しを図り、交代で休養がとれるよう配慮します。(⇒P 3 1)



(2) 学級編制、教職員定数等について

教職員課・小中学校人事担当

019-629-6128

Q 例年4月3日に実施していた、学級編制の基準日をどのように考えればよいか。

A 各学校の始業式前に、いったん学級編制を確定します。

始業式の期日	学級編制確定の基準日の考え方
4月 5日 (火) ~ 8日 (金)	4月 4日 (月)
4月 11日 (月) ~ 15日 (金)	4月 8日 (金)

- ・ 4月5～7日頃に始業式を予定している場合には、これまで通り4月3日(H23は、4日(月))時点の児童生徒数をもとに、学級編制を確定したいと思いますので、市町村教育委員会に報告をお願いします。
- ・ 始業式を、4月中～下旬に実施する場合には、その3日前をめどに、学級編制を確定し、市町村教育委員会に報告をお願いします。

Q 児童生徒数のとらえをどのように考えればよいか。

A 転出入の手続きを取らない限りは、現籍校で数えます。

- ・ なお、行方不明の児童生徒についても、生存しているものととらえて児童生徒数に加えます。

Q 校舎の被害が大きく、他校で授業を受けることになった場合、学級編制はどのようになるのか。

A 児童生徒の学籍を移さない限り、学校は存在すると考え、定数を確保します。

- ・ 校舎が被災して使えなくなったとしても、学籍をもつ児童生徒がいる限り、学校は存在しているととらえます。
- ・ この場合、複数校が合同で教育活動していく場合には、それぞれの学校の教職員の定数を確保していますので、共同で児童生徒の教育にあたっていただきます。

Q 年度途中に児童生徒数が大幅に変わった場合、学級編制及び教職員定数を見直さなければならないか。

A 児童生徒数が減少しても4月で確定した学級編制及び教職員定数を確保します。

また、急激な増加についても必要な対応をします。

- ・ 仮に、児童生徒数が激減して、ある学年の児童生徒数が0人になったとしても、教職員定数を減らすことはしません。
- ・ 逆に、年度途中の転入により、児童生徒数が急激に増えた場合には、その時点で加配措置するなどして、きめ細かな対応が図られるようにいたします。
- ・ なお、40人で1学級の学年に転入が相次ぎ50人になったため、2学期から2学級にしたいなど、学校からの要望がある場合には、それに応じていきたいと思っております。
- ・ 学級編制、教職員定数につきましては、市町村教育委員会・各教育事務所を通じて県教育委員会教職員課小中学校人事担当にご相談ください。

Q 平成24年度の教員採用試験はどのような見込みか。

A 現在のところ、例年と同様の実施に向けて準備をしているところです。

- ・ 4月中旬に実施要項の配布を開始し、5月中旬に募集を行う予定です。
- ・ 実施要項は郵送による請求を受け付けるほか、県庁1階県民室、各教育事務所、各振興局等で配布いたします。

Q 講師の任用にあたって、健康診断が困難な状況があるがどうすればよいか。

A 被災地にあつては、最新の健康診断書の写しを添付することで替えていきます。

(3) 学校運営に関することについて

学校教育室・義務教育担当

019-629-6138

① 学校再開のために考えなければならないこと

ア 被災児童生徒等の就学機会の確保等について

a 被災した地域の児童生徒の公立校への受け入れ（例：学籍移動なしの受け入れ、仮設住宅の住所と現籍校の校区の柔軟な扱いなど）について

被災した児童生徒が、安全な地域や親戚や縁故者を頼って住民票の移動申請なしに他市町村等に移動することが考えられますので、その場合は可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるようご配慮ください。

また、現籍校の児童生徒が行方不明にならないように、上記のような児童生徒については、その状況を県教育委員会並びに転入前の市町村教育委員会や学校に情報提供くださいますようお願いください。

さらに、今後、被災地域からの転入児童生徒が多くなると考えられる市町村教育委員会や学校におかれましては、相談窓口を設置するなど、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P59 参照）

文科省通知（平成23年3月14日付22文科初第1714号）及び

県通知（平成23年3月16日付教学第1175号）

『被災児童生徒等の就学機会の確保等について』

b 各学年の修了及び卒業の認定、入学の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒の各学年の修了及び卒業認定、入学認定等に当たっては、弾力的に対処するようにご配慮ください。

併せて、進級、進学等に不利益が生じないようにご配慮ください。

今後は、入学に係る認定・許可の問題が論じられることと思います。入学については、以下の通りです。

- ・ 国民はその保護する子女に9年間の普通教育を受けさせる義務を負っています。（日本国憲法第26条、学校教育法第16条）
- ・ また、市町村教育委員会は入学すべき学校を指定する義務を負っています。（学校教育法施行令第5条、第14条）
- ・ このため、公立義務諸学校に入学する場合には、一般的な入学認定や許可のような手続きを要しません。
- ・ さらに、就学義務は、保護者がその保護する子女を就学させる義務のことであり、その義務を負うのは保護者です。保護者が就学義務を有することから、おのずから入学認定や許可の法的効力を伴います。
- ・ 以上のことから、公立小・中学校へ入学を希望する市町村に住所を有する児童生徒はもちろんのこと、被災等により住民票や学籍の移動をしていない児童生徒についても、その設置する学校の相当学年に入学させる必要があり、年度途中でも校長は入学を許可できま

す。

以上のことを踏まえ、入学の許可・認定に当たっては、弾力的に対処くださいますようお願いいたします。

イ 授業の再開に向けて

a 通勤困難等の教員への配慮について

学校（施設）等に出勤できない教員が出てくることも考えられるので、以下の例示などを参考にして柔軟に対応ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

他施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

b 登校困難児童生徒への配慮について

以下の例示などを参考に児童生徒が通学できるようご配慮ください。また、生徒送迎用の余席などを用いて通勤困難教職員も送迎できるようご配慮ください。

例：国などからの支援で通学バスを出す。

バスやジャンボタクシーなどを借り上げる。

各施設等の搬送用車両を借用する。

ボランティアを募って搬送の協力をいただく など

c 補充のための授業等について

年度始めから学校を再開できないことも十分予想されますし、またbのように登校が困難な児童生徒が出てくることも十分予想されます。このような状況から、学習内容が欠落したり、児童生徒によって学習進度が異ったりすることが予想されますので、それぞれの学校や児童生徒の実情に合わせて、学習内容の欠落が生じないようご配慮をお願いいたします。

ウ 学校再開のために整備しなければならないこと

子ども達の教育を受ける権利と機会を保障する観点から、できるだけ教育の空白期間が長くないようにご配慮ください。

以下、学校再開のために必要な点について、参考までに示します。

- a 教職員の通勤や被災職員などの住環境整備等
- b 児童生徒の登下校の手段と安全確保
- c 学校のライフライン（水道、トイレ、電気、食事の確保など）
- d 避難住民への対応（自治組織の結成と自治体との連携）と授業の両立
- e 避難者の教室利用と授業での教室利用（教室数の確保）
- f 体育館や特別教室の使用の可否と代替施設の活用
- g 教科書、教材・教具の確保 など

エ 入学式など学校行事について

すでにご承知の通り、入学式などの学校行事については、市町村管理運営規則に則り、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定することとなっております。そこで、特に被災地域等の学校・教育委員会におかれましては、児童生徒・学校等の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応をするようお願いいたします。

【参考】（巻末資料P67 参照）

文科省通知（平成 23 年 3 月 25 日付事務連絡）及び

県通知（平成 23 年 3 月 31 日付教学第 1250 号）

『東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について』

オ 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められます。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなどご配慮くださいますようお願いいたします。

また、公立小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められておりますので、被災地域等におかれましては、必要に応じて標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考慮する必要があるかもしれません。

なお、学習内容の欠落に伴う回復措置については、児童生徒の加重負担にならないように、可能な範囲で措置するようご配慮ください。

カ 学校再開の類型

ここでは考えられる学校再開の方法を類型化して表にまとめました。各市町村教育委員会や各学校の実情が異なることから、その対応についても様々な方法が考えられますので参考資料として活用ください。

1 単独再開	① 本校舎が使える状況 ・本校舎で再開 ② プレハブなどの仮設校舎での再開 ・本校舎と仮設校舎で再開 ・仮設校舎のみでの再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
2 校区横断による再開（いくつかの学校を合わせた臨時校区での再開）	① 使用可能な校舎がある場合 ・使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 ・使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
3 周辺市町村、周辺地域、周辺校への分散による再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用可能な校舎がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用校舎を決め、複数校合同による再開 ② プレハブなどの仮設校舎が必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開 ・ 仮設校舎のみで再開 ③ 他施設利用による再開 ④ 青空教室で再開
4 被災を受けていない他市町村（他都道府県及び政令指定都市）への受け入れによる再開	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災を受けていない他市町村で使用していない学校等を借用（例：廃校） ② 被災を受けていない他市町村で使用していない施設等を借用 ③ 被災を受けていない他市町村に仮設の学校を設置
5 その他（上記1～4を併用するなど）	

キ 学級編制の種類

ここでは考えられる学級編制の方法を例示しました。

- a 通常の学級編制
- b 複式学級による学級編制
- c 学級分割による学級編制（少人数に分けざるを得ない）
- d 合同学級（同学年、異学年）などの学級編制
- e 3学年以上の合同学級編制
- f 全校一斉による学級編制（小・中学生すべて一括した学級編制）

ク 授業の種類

ここでは考えられる授業の組み方を例示しました。

- a 通常の授業
- b 二部制授業（午前と午後で児童生徒の入れ替え）
- c 隣接校との連携授業（校種の枠を超えた相互利用）
- d 校区内で利用可能な施設分散型の授業
- e 他市町村（被災地同士の連携、被災を受けていない市町村や地域の連携）への受け入れによる授業

② 学校再開に向けて

学校再開のための支援センターを以下の通り、設置する方向で検討しております。

ア 学校再開支援センターの設置（案）

沿岸南部教育事務所・・・・・・・・・・総合教育センター
宮古教育事務所（県北教育事務所）・・・・・・・・・・県立大学

イ 支援内容（案）

- a 学校運営に関する問い合わせへの対応
- b 諸帳簿の作成のための資料提供（入力フォームの提供、作業場所の提供）
 - ・指導要録
 - ・出席簿
 - ・週録
 - ・（通知票）など
- c 必要物品などの集約、発注、保管、発出 など

③ 各種文書関係について

ア 年度末及び新年度の発送予定印刷物・発送文書等について

- ・沿岸南部教育事務所及び所管する市町村教育委員会及び宮古教育事務所及び所管する市町村教育委員会について
→総合教育センター（体育館）に一時保管し、送付可能な状況になった時点で教育センターより発送するように考えております。
- ・それ以外の地域については、通常通り発送する予定です。

④ 教員研修について

- a 各市町村や各学校の実情に応じて、ケースバイケースで柔軟に対応いたします。
- b 初任者研修については、学ぶ権利と機会の保証、教員としての資質・能力の向上などの観点から、また、その後の教職生活にとって欠くことのできない重要な研修であることから実施します。なお、沿岸南部教育事務所と宮古教育事務所管内には初任者の配置はありません。おって、県北教育事務所管内などで諸事情により研修の実施が難しい場合は、代替措置をとるなど柔軟に対応いたします。
- c 5年研、10年研については、教育事務所、市町村教育委員会、及び各学校の実情に応じて、研修の実施を判断いたします。その際、例えば本年度の研修が実施できない場合は、次年度以降に研修するなど柔軟に対応いたします。
- d 授業力向上研修については、本人に多大なる不利益を及ぼす可能性があることから可能な範囲で研修を受けるようにしてください。諸事情により研修が不可能な場合は、教職員課との協議を経て、延長願いを申請するなどお願いいたします。
- e 上記以外の特別研修、希望研修について希望がある場合は、学校長と本人の意向を確認の上、所定の手続きを経て研修を受けるようお願いいたします。

2 児童生徒に関すること

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

(1) 教科書・学用品等について

① 教科書・学用品の支給、支援について

ここでは、学習再開にあたって、通学に関する配慮事項、学校生活を送るための教科書等の教材・学用品の確保について説明します。

ア 通学のための周辺要素について配慮したい事項

児童生徒が安心して学校に通うためには、住んでいるところから学校までの安全な通学路の確保が重要です。災害により、これまで使っていた通学路が使えなくなったり、通学先が変わったり、通学方法が変わったりということを余儀なくされてしまう場合も多く想定されます。

そこで、各学校においては、日常の通学に使う道順の確認と災害時の避難経路・避難場所を確認し、児童生徒並びに保護者に周知する必要があります。児童生徒だけではなく、保護者や地域の関係者と一緒に、実際に歩いてみるなど安全への十分な配慮が大切です。

また、次に示すような通学に伴う衣服、用具等の確認についてもあわせて行いましょう。

a 通学路の確保

- 通学路の指定 通学路の安全確認 通学時の避難経路・避難場所確認
通学手段の違いによる所要時間の確認
緊急時の避難場所の指定（子ども110番の家など）

b 通学手段の確認（晴天時、雨天時）

- ◆晴天時 徒歩 自転車（ヘルメット） バス 保護者送迎
◆雨天時 徒歩 自転車（ヘルメット、雨合羽） バス 保護者送迎

c 服装・かばんの確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（外履き）指定 自由
◆かばん ランドセル スクールザック 指定のスポーツバッグ 自由

イ 校内での生活のために配慮したい事項

次の事柄について、確認してみましょう。

a 服装の確認

- ◆衣服 制服 学校指定運動着 自由着
◆靴（中履き）指定 自由

b 昇降口の確認

- 下足置き場 中履き置き場 傘置き場

c 校舎内外の安全確認

- 教室 廊下 各特別教室 トイレ 立ち入り禁止箇所
屋外運動場 屋内運動場 校舎・体育館の周囲の安全 その他

d 児童生徒の心身の健康のために

学校における避難所としての生活ではなく、「学校としての生活」は、児童生徒にとって大変貴重な時間です。公私の区別を付けるためにも重要です。避難所での大人に囲まれた生活とは別に、子どもたちだけの時間と空間を得ることができる「かけがえのない時間」です。

子どもたちだけが過ごす時間と空間、先生と子どもたちだけの時間と空間、一つのことに真剣に集中して取り組む静寂の時間、災害のことを一時でも忘れ、精一杯勉強したり、遊んだりする時間を確保することは子どもたちの心身の健康を保つためにも是非配慮したい事項です。

イ 教科書の確保について

学校生活における最大の使命は「児童生徒の学ぶ機会を保証すること」です。各教科、領域の授業は、最も重要な要素です。その際に欠かせない教科書について、次のように給与されることになっています。

【教科書の確保について】

無償給与法対象（平成 23 年度使用教科書）	災害救助法対象（平成 22 年度使用教科書）
<ul style="list-style-type: none">・ 義務教育段階のすべての児童生徒に対し無償給与となること。・ 被災した児童生徒が<u>転入学の場合</u>も対象となること。・ 転入学とは、一時的な避難のためのものも含み、<u>学籍移動の有無を問わないこと</u>。・ すなわち、すべての児童生徒が、実際に学んでいる学校において使用している教科書を無償給与により、受け取ることができること。	<ul style="list-style-type: none">・ 既に配布されていた教科書が流失等の場合、対象となること。・ 平成 22 年度中に配布されていた教科書で、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のこと。

上記 2 つの法律のいずれかにより、児童生徒には教科書が無償で給与されることとなります。各学校では教科書が必要な児童生徒を把握し、設置者に報告することで、教科書が給与されます。

ウ 学用品の確保について

a 災害救助法による教材の確保について

教科書以外の学用品については、一定の範囲で、災害救助法により給与されることとなっています。災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ・ 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ・ 文房具
- ・ 通学用品

また、災害救助法により、その費用がまかなわれることになっています。その種類及び金額は次のとおりです。

- ・ 種類は、教科書、教材の実費であること
- ・ 文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。
小学生 4,100 円、中学生 4,400 円、高校生 4,800 円

b 教材の確保に係る市町村教育委員会、学校の取組について

市町村教育委員会として、被災校の被害状況を聞き取りすること等により、必要物品を把握し、学校再開までに学用品を可能な範囲で確保することが考えられます。その際、市町村教育委員会として発出する文書例を示しましたので、参考にしてください。

【参考】（巻末資料 P 69 (様式1), P 70 (様式2)参照)

参考例、様式1、様式2についての考え方を示します。

この調査は、児童生徒にとって必要な学用品のすべてについて把握し、後日、その中から災害救助法対象学用品（小学生 4,100 円以内、中学生 4,400 円以内）を定め、それ以外は、市町村として別の予算措置をするという考えです。

c 支援物資による学用品の確保について

学用品を含む支援物資の受入れについては、各市町村において工夫しながら実施し、生活支援や学校再開に向け取り組んでいることと考えております。

岩手県としては、次のように考え、支援していくこととしておりますので、お知らせいたします。

◆ 支援物資（学用品）の流れ

支援物資（学用品）の受入から各市町村教育委員会（各学校）への提供までの流れについては、県の一般的な生活支援物資の流れの一部として実施することとしています。

県では、現在、保健福祉部地域福祉課が企業・法人からの受付窓口として、環境生活部県民くらしの安全課が地方自治体からの受付窓口として活動しています。この流れの中に、学用品の支援について組み入れ、支援します。

では、次ページの「フロー図：支援物資についての流れ」について説明します。

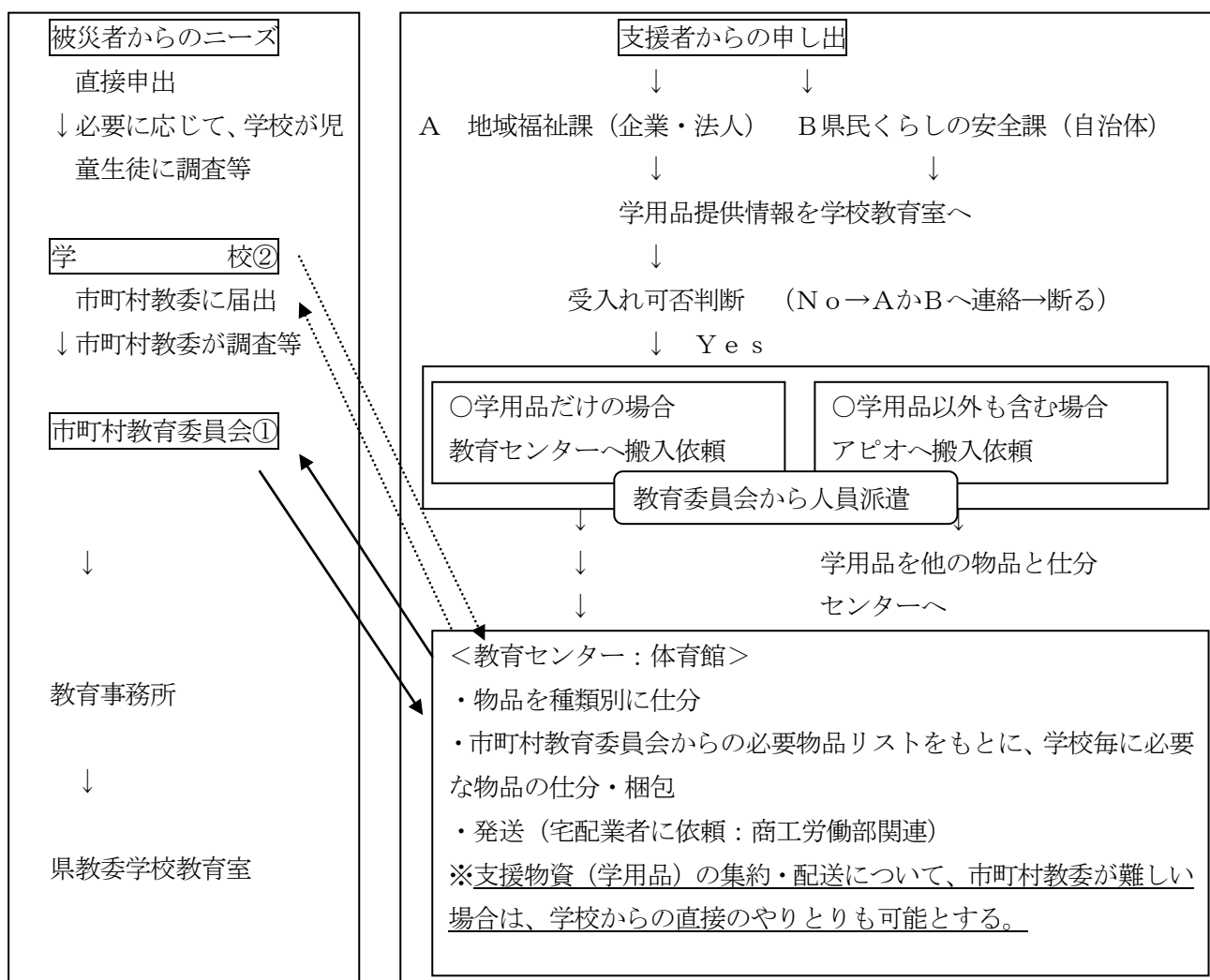
学用品について、基本的には図の①のように各市町村教育委員会が各学校における必要な学用品と個数を洗い出し、総合教育センター（以下、「センター」という。）に学用品依頼

書（別紙様式：71ページ参照）を出します。その依頼を受け、支援物資の中に要望の学用品がある場合、各市町村教育委員会に送付するという流れです。

市町村教育委員会によっては、被害の大きい沿岸市町村の場合、取りまとめが難しい場合も想定されることから、図の②のように学校が直接センターに学用品依頼書を提出し、センターは学校に送付という場合も可能です。

ただ、各市町村教育委員会や各学校からの要望があっても、支援物資として在庫があるものしか支給できませんのでその点はご了承ください。

【フロー図：支援物資（学用品）についての流れ】



◆備考

- 学用品について、県小学校長会、中学校長会がそれぞれ支援物資把握、「支援必要校・支援校」ペアの作成等に動いていることから、学校教育室と校長会の情報共有を随時行うこととします。
- 社団法人日本図書教材協会並びに一般社団法人全国図書教材協議会から連名で「東日本大震災による滅失教材の無償提供について」の申出が届いております。今後、各地域の教材販売店から各該当学校の校長に連絡をして供給するという取組があることをお知らせいたします。対象となる滅失教材は、学年をまたいで使用するものが対象であり、指定された教材出版社の教材に限られていることを申し添えます。詳細はおって送付される上記団体からの文書をご覧ください。

② 教科書等の給与に関するQ & A

学校教育室・義務教育担当

019-629-6139

Q 1 被災した児童生徒が教科書を流失・棄損等した場合、教科書の再給付は可能か。

A 1 再給付可能です。ただし、次のように区別する必要があります。

(1) 無償給与法（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律）による場合

○ 対象

- ・ 被災した児童生徒が転入学した場合、児童生徒への教科書の給与について無償給与対象となります。この場合の転入学とは、学籍を移動する場合も移動しない場合も含まれます。これは、被災した児童生徒の転入学については、弾力的に取り扱うこととされていることによります。この際の無償給与は平成 22 年度用教科書について、複数年にわたり継続使用する教科書等、教育課程上必要な場合に限られることに留意する必要があります。つまり、復習用の教科書は給与できないこととなります。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができます。

【参考】(巻末資料P58)

(平成 23 年 3 月 14 日付 22 文科初第 1714 号「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。)

○ 無償給与となる教科書

- ・ 平成 23 年度使用の義務教育諸学校の教科書並びに附則 9 条本（一般図書）
- ・ 平成 22 年度までに配布されていた教科書で、教育課程上、継続使用する教科書

○ 費用負担

- ・ 無償です。(すべて国負担)

(2) 災害救助法による場合

○ 対象

- ・ 災害救助法対象地区の学校に在籍し、その学校で学習する児童生徒のうち、教科書を流失・棄損した児童生徒が対象となります。

○ 内容

- ・ 「災害救助法」第 23 条第 1 項第 8 号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、該当する児童生徒に教科書・学用品を給与できます。
- ・ この規定による給与は、既に配布されていた学用品が流失等の場合における給与となります。すなわち、平成 22 年度中に配布されていた教科書であり、教育課程上、終了していない教科書（複数年にわたり継続使用する教科書等）のことで。

○ 費用負担

- ・ この際の教科書は、無償措置法による無償給与ではなく、災害救助法による給与となる。
＜「災害救助法」第 33 条「第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。＞
- ・ 災害救助法によると、国はこの経費の一部を負担することになっています。
- ・ この 2 つの法律による教科書について、児童生徒が負担することはありません。

【災害救助法：抄】

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

Q2 学籍の移動を伴う転入学（児童生徒の学籍が被災地学校の場合）ではなく、一時的に他の学校に転入学した児童生徒に教科書を給与する場合は、どのように支給できるのか。

A2 児童生徒が、転入学した場合、学籍を移動した場合も、学籍を移動せず一時的に避難した場合であっても、無償給与対象となります。

（平成23年3月14日付22文科初第1714号「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」文部科学副大臣通知による。）

Q3 児童生徒が転入学せず、被災前に通っていた学校（現籍校）に継続して通学する場合、教科書や学用品が必要となり、被災者が教科書を流失・棄損の場合、災害救助法による教科書等の給与となることを承知している。

そこで、「災害救助法」第23条第1項第8号は、被災者への「救助」の一つに「学用品の給与」を定めている。この規定に基づいて、各小中学校への教科書・学用品を配布する場合の事務手続きはどのように進めるのか。

A3 次の事項について、手続きをとり進めることとなります。

◆災害救助法により給与される学用品とは、次の3種類です。

- ①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材
- ②文房具
- ③通学用品

◆費用の種類及び金額

- ①教科書、教材の実費
- ②文房具及び通学用品費は次の額の範囲内であること。
小学生4,100円、中学生4,400円、高校生4,800円

◆災害救助法による学用品等の給与担当について

- ・ 岩手県の場合、災害救助法第23条の救助の種類すべて、保健福祉部が担当するものであると

(2) 心のサポートについて

学校教育室・生徒指導担当

019-629-6146

災害時の心身の変化ー子どもの場合ー

子どもは、大人よりも状況の理解と受容に時間がかかります。また頼りにしている大人がそばにいないと不安になり、心細さを感じるなど、様々な辛い感情を味わいます。

災害時は、大人自身も被害の後始末に追われたり、ストレスを抱えたりして、子どもの様子に十分配慮することが困難になりやすいです。そのことが子どもの不安をさらにかきたて、子どもの心や身体の不調につながるおそれもあります。

子どもは、自分の身に起きていること、それに伴う感情などを表現する力がまだ十分ではありません。また、災害などの緊急時には、大人以上に不安を感じています。そのため、普段以上に目を配ることが必要です。

災害時において、子どもによく見られるところの変化

小学生：

- ・赤ちゃんがえり（夜尿・抱っこの要求・親から離れない）
- ・体験を繰り返し話す
- ・自分のせいで起きたと気にする
- ・ぼんやりしている
- ・無口になる
- ・食欲が落ちる
- ・落ち着かない
- ・爪かみ・チック・泣く
- ・聞き分けがない
- ・攻撃的になる・集中力や成績の低下 等

中・高校生：

- ・食欲低下・落ち着かない
- ・無気力・無感動
- ・爪かみ・チック・頻尿・泣きやすい
- ・怒りやすい・不安・抑うつ的
- ・自責感・退行・反抗的・非協力的
- ・集中力や成績の低下・ひきこもりがちになる 等

*多くはこのような形で表しますが、子どもの性格や育った環境、被害の状況によって、様々な表し方をします。

災害時の子どもへの対応

災害時において、子どもにみられる心身の変化は「非日常的な異常事態に対する正常な反応」で、その多くは時間の経過と共に回復します。以下の点に配慮しながら、普段よりも子どもの様子に気をとめ、温かく対応しましょう。

対応の留意点

- ◎恐怖の感情を表すこと（地震の絵や作文を書かせること）は、安全感のない空間（ケアできない人、災害直後）では、二次被害を与えます。
- ◎アンケートのみを実施することは、二次被害を与えます。
 - 穏やかな態度で「大丈夫だよ」「今は安全だよ」と子どもに伝える。
 - 身近な大人のそばから不必要に離さない。
 - 睡眠や食事等生活の基本を大切にし、なるべく早く普段通りの生活パターンに戻る。
 - 身体不調はストレスのせいと簡単に片付けず、ていねいに身体の手当てを行う。
 - 赤ちゃん返りや退行は叱ったり、からかったりせずに対応する。
 - 子どもが身に起きた出来事を話す時は、否定せず何度でもていねいに耳を傾ける。
 - 被害・被災体験を再現する遊びをする時は、危険でない限り見守る。
 - ニュース番組等、被害・被災体験を無理に思い出させるような刺激は避ける。
 - 子どもが楽しみにしていることや、友達と遊ぶ・接する時間を尊重する。
 - 年齢に合わせて小さな手伝いを頼むなど、誉め、ねぎらう経験を大切にする。
 - 中高生ともなると、素直な表現に抵抗があり、気持ちを抑えて振舞うことも多いもの、一見平気な様子でも気持ちに配慮した対応をする。

PTSDを予防するためには、早めの対応がポイントです。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

次のような症状が災害後1か月を経過しても続き、日常生活に支障が出ている場合にはPTSDの疑いがあります。

再体験・・・思い出したくないのに思い出される。今起きているかのように思いだされる。

回避・麻痺・・・体験した場所を避ける。辛い悲しい感情の麻痺。など

過覚醒・・・イライラ、不眠、物音に過敏、落ち着きがない。など

教師の持ち味を生かした心のケア

子どもとの接触・会話を大切に

- ・声かけなど日常的な接し方のノウハウを生かす。
- ・個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

子どもの状態を的確に把握

- ・災害に遭遇したとき、様々なストレス反応がある。
- ・一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数ある。
- ・災害時などの異常事態に当然起こりうる反応。
- ・時間の経過とともに変化する。

「あそび」を通じての心のケアを

- ・共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことが可能である。
折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居など



スキンシップの大切さ

- ・スキンシップ（おんぶやだっこ、添い寝など）
- ・子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらす。

長期的な経過の観察

- ・子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- ・毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- ・それぞれの次期・症状に応じた対応を考える。

保護者、スクールカウンセラー、専門家と連携

東北地方・太平洋沖地震対応の心の相談緊急電話（日本精神衛生学会、臨床心理士会）

0120-111-916 4月23日までの毎日

災害時ストレス健康相談受付窓口（精神保健福祉センター）相談機関の紹介

019-629-9617 毎日9時～17時



かなしいこと・こわいことがあったとき

とてもたいへんなことがあったよね。かなしい、こわいことがあると、からだがかチンコチンになったり、ところがいらいらしたりするよ。ほんとうにあったことと思えなかったりするよ。おちつかなくなったり、ねむれなくなったりも、するかもしれないね。

こころと^{からだ}身体が、いっしょうけんめい、がんばっているんだよ。

だれにでもおこる しぜんな こころとからだの へんかなんだよ。

でも、かなしい  ぶんぶん  こわい  きもちがつづく、
べんきょうがんばれないよね、友だちとたのしくあそべないよね。そんなときは・・・

「からだところ」のへんか

- ・しんぱい、いらいら、おちつかない
- ・むしゃくしゃ、らんぼう、かっとなる
- ・ねむれない、とちゅうでめがさめる
- ・あたまがいたい、おなかがいたい
- ・ちいさなおとにびくっとする

こうするといいよ！

★こころがおちつくことをする

ほんをよむ・おんがくをきく
せすじをのばす
かたにちからをいれてぬく
ふーっといきをゆっくりはく

- ・こわいゆめをみる
- ・こわいことをおもいだす
- ・テレビのニュースをみるとこわい
- ・またわるいことがおきるのではとしんぱいだ
- ・あめのおとがこわい

★はなしをきいてもらうといいよ

つらいことをはなすと、
きもちがらくになるよ

- ・かなしくてなにもしたくない
- ・ひとりぼっちになったきがする
- ・じぶんのせいだとおもう
- ・すぐわすれたりおもいだせない
- ・だれともはなしたくない

★こころのなかでおねがいをする

なみだをながす
こころのなかでおはなしする

★たのしいことをする

テレビゲームのやりすぎはよくないよ
みんなとたのしいことをしよう

● たいせつなことは、「あんしん・おもいやり・おはなし」だよ

ねむれないときは、からだにぎゅーっと ちからをいれて ふわーっと ぬくといいよ
たいへんなことをのりこえるためには、おもいやりがたいせつだよ

たのしむときは、たのしんでいいんだよ

たんにんの先生やスクールカウンセラー（こころの先生）にもそうだんしてね

このかなしみやこわさをエネルギーに、「いのち」や「こころ」をたいせつにする人になろうね



(3) 児童生徒の健康管理について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当

019-629-6196

① 体育・保健体育の授業再開に向けて

被災地のほとんどの子どもたちは外見上、表情は明るくはしゃいだりしています。昼間は元気な子どもが夜になると恐怖感のために泣き始めたり、家族や親戚、友人を失った体験心を痛めていたり、さまざまなストレスを受けています。

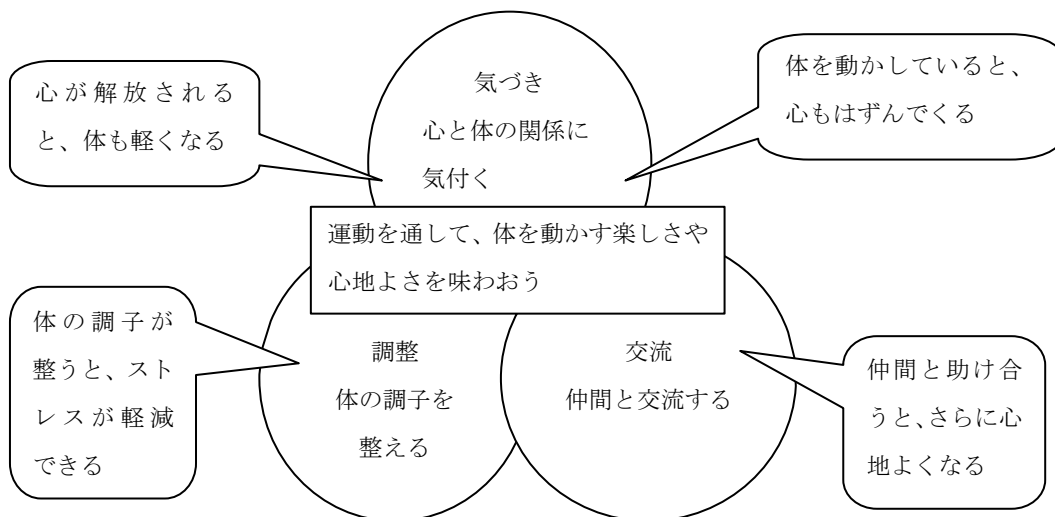
こうした中で、被災した子どもたちの心身のリフレッシュを目指すために、少しずつ体を動かしたり、声を出したりすることで、被災地に和やかな雰囲気をつくるとともに、体育・スポーツ活動へ移行しやすい環境をつくりましょう。

ア 体ほぐしの運動の活用

子どもたちの心身の状態を保つために、体を動かすことが心身をリラックスさせるとともに、表情を豊かにし、人間関係を明るいものにし、お互いに安心感・親近感をもたらします。そこで、

- a 体への気づき・・・運動を通して自分や仲間の体の状態に気づくことができる。
- b 体の調整・・・手軽な運動や律動的な運動を通して日常生活での身のこなしや体の調子を整えることができるようにする。
- c 仲間との交流・・・運動を通して仲間と豊かにかかわる楽しさを体験し、さらには仲間のよさを認め合うことができるという3つのねらいをもった「体ほぐしの運動」を避難所等での体を動かす活動に取り入れましょう。

イ 体ほぐしの運動の行い方



ウ 「体ほぐしの運動」の指導のポイント

可能な限り開かれた環境で、仲間が直接触れ合い、交流し合える形態で、互いに受容で

きる雰囲気大切です。そのためには、次のようなことに留意しましょう。

- a 音楽を流す。
明るい曲、静かな曲、思わず体が動く曲など。
- b 活動場所の選定
体育館や運動場はもとより、近隣の公園や広場などでも運動できるように配慮する。
- c 物品の貸出

岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課体育・スポーツ担当

電話：019-629-6196 FAX：019-629-6199 E-Mail：DB0006@pref.iwate.jp

各種ボール、フープ、コーン、マーカー、バランスボール、ビブスなど

エ 「体ほぐしの運動」の例が掲載されている文献等

- a 運動大好き岩手っ子育成事業小学校体育科運動領域指導資料ハンドブック
(平成18年3月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- b 岩手っ子体力アップ運動小学校体育科指導資料ハンドブック
(平成22年2月発行岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課)
- c 体育科・保健体育科の授業でやってみましょう

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=1826&of=1&ik=3&pnp=86&pnp=1781&pnp=1826&cd=27842>



② 臨時の健康診断・定期健康診断について

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6194

ア 臨時の健康診断・定期健康診断について

被災地の児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、当該地域では、早急に臨時の健康診断及び定期健康診断を実施できるようにする必要があります。

a 市町村教育委員会

- ・ 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の確保について検討します。
- ・ 健康診断器具の確保をします。
- ・ 各学校の状況に合わせて、健康診断の日程調整を行います。
- ・ 新しい健康診断票等の記録用紙を準備します。

b 学校

- ・ 市町村教委との連絡調整により、健康診断の場所を確保します。
- ・ 実態に合わせながら、可能な範囲で保健室備品等の整備を行います。

c 関係機関他

- ・ 健康診断票の様式などのデータ化とその配信を可能にします。

イ 定期健康診断実施まで

a 第1段階

- ・ 校内の年度はじめの諸行事との再調整を行います。
- ・ 医師の確保や実施日程等について、市町村教委や関係機関と調整します。

b 第2段階

- ・ 健康診断を行う場所を確保します。
- ・ 健康診断を行うことについて、児童生徒・保護者へ周知します。

ウ 第3段階

- ・ 健康診断を実施します。

エ 臨時の健康診断・定期健康診断実施に関わる留意事項

- ・ 健康診断終了後、結果を指導生徒及びその保護者に通知する。
- ・ 学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置や治療について、学校医等関係機関と連携して速やかに対処する必要があります。
- ・ 災害等によってなくなった健康診断票についての手配等の検討が必要になります。
- ・ 一時的な転出者の健康診断について、転出先の学校と連絡を取り合って行う必要があります。
- ・ 6月30日までの実施が難しい場合には市町村教委等と検討し実施日を決定する。

されております。

- ・ 場合により、教育委員会が必要に応じて支援することとしています。

◆市町村教育委員会の動き(あくまでも例示です。)

- ・ 災害救助法が適用された市町村の教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、災害救助法による学用品等の給与事務について取り進めます。
- ・ 今回の災害に関連し、岩手県ではすべての市町村が法律適用の市町村となっています。
- ・ 岩手県においては、災害救助法に関する事務を担当する保健福祉部が各市町村防災担当者を集め、会議を実施しています。その会議を通じて、各市町村の防災担当者が「災害救助法」の運用について研修していることから、関係市町村教育委員会は、当該市町村の防災担当課と協議し、法に定められた救助を行うことになっています。
- ・ すべての事務が市町村に委任されているものです。
- ・ 費用等の報告について、例年は、年度末に県に対し報告することになっています。
- ・ 添付の参考資料・様式等(参考例1～3)について、必要に応じて活用してください。

Q 4 災害救助法第 23 条による学用品の給与の場合、市町村教育委員会としての配慮事項は何か。

A 4 次の事項等に配慮することが考えられます。

- ・ 大前提として、児童生徒の教育の空白期間を作らないように特段の配慮をすること。
- ・ 学用品としては、まず、各採択地区(市町村)で決めている教科書を確保すること。その際、無償給与法による給与との区別をすること。
- ・ 給与の対象となる児童生徒の確実な人数を調査し把握すること。
- ・ 被災者名簿と当該学校における学籍簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握すること。
- ・ 学用品は一律に給与すべきものではなく実際に必要なものに限り支給するものです。例えば、教科書の一部が喪失又は棄損を免れた場合は、重ねてそれを支給する必要はないこと。
- ・ 被害の状況等により、文房具の代わりに通学用品を購入すること、又は、教科書の喪失を免れた場合、文房具のみあるいは通学用品のみを購入し、配分することは差し支えない。ただし、一人の児童生徒に対して、一度にノート 20 冊、鉛筆 5 ダースといった給与の方法は、この制度の趣旨からみて厳に戒めなければならないこと。
- ・ 金銭給付(商品券給付を含む)は制度の趣旨から認められない。示された金額の範囲内で、現物支給であること。
- ・ 実際に支給する事務を災害救助法担当部署から教育委員会又は学校長に委任することは差し支えないですが、学用品給与の事務全般を教育委員会又は学校長に委任することは、責任の所在の明確さを欠き、かつ諸種の混乱及び事務手続き上の問題も生じ、望ましくないので、現に注意を要すること。
- ・ 詳細は、「災害救助の運用と実務 平成 18 年度版」第一法規株式会社を参照すること。

③ 学校給食

スポーツ健康課 体育・スポーツ担当
019-629-6193

ア 学校給食の再開にあたって

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施に向けて準備し、給食再開可能な施設から逐次給食を実施します。

a 市町教育委員会

- ・ 施設、設備の被害状況に応じて学校給食の実施ができるよう修繕が必要になります。
- ・ 物資の供給体制を整備し、給食用物資の安定確保が必要になります。
- ・ 施設の被害状況によっては、近隣の学校給食施設からの運搬についての検討が必要になります。

b 学校、学校給食共同調理場

- ・ 学校給食施設、設備の清掃及び消毒を行うとともに、学校医、学校薬剤師、保健所等に依頼して、施設内の衛生、調理従事員の健康状態を確認し、衛生管理に万全を期す必要があります。
- ・ 給食従事員、及びパンその他の給食用物資の搬入業者の感染症等の発生状況を調査し、市町村の関係保健部局と連携して防疫対策に万全を期す必要があります。

イ 段階的な学校給食再開

a 調理をしない簡易給食

給食施設の被害が大きく、ライフラインが復旧していないために施設を使用できない場合は、調理をしない簡易給食の提供が考えられます。その際、衛生的に扱えるよう個包装等で対応する必要があります。

例) パン、牛乳、いちごジャム、チーズ、ゼリー、
パン、牛乳、ソーセージ、ヨーグルト

b おかずの一部を調理した給食

施設の修繕が完了、又はライフラインが復旧したことにより、施設内での調理が可能になった場合、完全給食提供までの過程として、調理機器等の調子を確認しながら一部のおかずのみ調理した給食の提供が考えられます。

例) パン、牛乳、シチュー、果物（回転釜確認）
パン、牛乳、鶏のから揚げ、果物（あげもの機確認）

c 完全給食（主食、主菜、副菜、汁物、牛乳等がそろった給食）

ウ その他

- ・ 食器については、水の供給状況や洗浄能力等に合わせて、使い捨ての容器を使用することも考慮する必要があります。
- ・ 近隣の学校給食施設で調理し、運搬する場合は、衛生管理や安全面等についても十分配慮する必要があります。
- ・ 学校給食物資の供給に関しては、学校給食会と協議・連携して取組む必要があります。

④ レクリエーション

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

< 子どもにとっての「遊び」の大切さ >

遊びは、自由で自発的な行為です。子どもたちは、遊びをとおして自ら行動しながら、自分を知り、他の人との関わりを学んで社会性を育んでいきます。

ア 自分を知ります

子どもたちは、遊びにより、嬉しい、楽しい、悲しいなどの様々な感情を体験するとともに、やり遂げた達成感や自信をもち、また貢献する心を育みます。時には、怒りや嫉妬、劣等感というマイナスの感情を抱えることもあります。それも感情をコントロールする大切な機会となります。

更に、身体を動かすことで、自分の身体をコントロールする力や手先の器用さ、バランス感覚を身につけます。

イ 社会性を育てます

友達とのやりとりをとおして、自己の葛藤と向き合いながら、双方の感情や要求を理解し、合意や交渉をしたり、思いやったり、ルールを守るなどのコミュニケーション能力やより良い関係を築こうとする姿勢を身につけていきます。

< 子どもは「遊び」で癒されます >

子どもの頃、阪神淡路大震災に遭い、避難所生活を送ったある方が「避難所には、子どもにとって見たくない部分があり、それが見えないところに行きたかった。避難生活に遊びがあったら気持ちが楽であったが、校庭の遊具のある場所にも避難者がいて窮屈だった。」と回想していました。

子どもは遊びをとおして、癒されていきます。周りに気兼ねをすることのない十分な遊び場と道具を用意して、思い切り遊ばせ、ストレスや感情を解放させることが大切です。避難所生活では、食料や生活物資などの生きるために必要な物資が優先され、大勢の大人の中で不自由な生活に耐えるだけの日々を強いられますが、子どもたちにとって遊ぶということは生きるために必要な行為であることを忘れてはなりません。

被災後の子どもの中には、地震ごっこや家事ごっこ等の「災害遊び」をして遊ぶ子どももいます。周囲の大人から見れば不愉快に感じ、非常識に見えますが、これも子どもなりに心を癒す活動を本能的に行っていると言われていきます。

大人は、災害を言葉で伝え、涙を流して癒されていきますが、子どもたちは自分の感情を上手に表現できない部分を遊びという行動で表し、癒されていきます。「災害遊び」は、厳しい現実を目の当たりにした子どもが自分の心を癒そうとする行動ですので、不愉快であると頭ごなしにやめさせることなく、心に余裕をもって別な場所で遊ぶよう促してあげてください。

しかし、「遊びは、ストレスを発散させ、心を癒す」「災害遊びは癒し行動のあらわれ」だけ

らといって遊びを無理強いさせないでください。遊びは自発的に、楽しいからおこなうのであって、だからこそ癒しとなります。他の人から強要されて遊ぶものではないということを留意する必要があります。

< レクリエーションの進め方 >

レクリエーションは、参加者の関係づくりを意識して、5つ程度のゲームでプログラムを進めていきます。

また、レクリエーションは、全員が楽しい思いを共有し、笑い合えることを目指します。リーダーのきめ細やかな配慮により、出来なくても心配することなく、失敗を許しあう雰囲気をつくるのが大切です。

ア 導入部；リーダー（1人）対参加者（多数）

参加者のミスを誘ったり、笑いを誘ったりしながら、気持ちをほぐし、リーダーと参加者の関係を築いていきます。リーダーの個性を活かし、ゲームを始める雰囲気づくりをおこないます。（例；命令ゲーム P 5 2 参照）

イ 展開部①；参加者対参加者

接触をしないで意思疎通をはかるゲーム（例；バースデー・サークル P 5 2 参照）から、少し接触をするゲーム（例；どじょう・キャッチ P 5 3 参照）、肩に手をかけたり、手を握ったりするゲーム（例；ジャンケン電車 P 5 3、ジャンケン手たたき P 5 4 参照）と参加者の触れ合いを自然と増やしていくことで、参加者間のコミュニケーションづくりをはかります。

ゲームの参加者も、2人一組でおこなうゲームから、小グループ、全員と徐々に増やしていく

ことでコミュニケーションを図りやすくする配慮も必要です。

ウ 展開部②；グループ対抗戦

頭を使うゲーム（例；二文字しりとり P 5 4 参照、古今東西ゲーム P 5 4 参照、ボキャブラ・チェック P 5 5 参照）は、交互に回答したり、問題を出し合ったりしてグループ対抗戦とすると盛り上がります。

また、小グループで協力しておこなう軽い運動ゲーム（例；数集め・力合わせ P 5 5 参照、あんたがたどこさ P 5 6 参照）は、参加者の負担感が比較的少ない中で大きな達成感を感じることができ、参加者の関係性を深めます。

エ 展開部③；集団ゲーム

参加者全員で遊ぶゲーム（例；フルーツバスケット P 5 6 参照、とりかご P 5 7 参照、しっぽ取り P 5 7 参照）により、思い切り体を使って遊びます。リーダーは、孤立しがちな子どもがいないかを配慮し、集団を誘導します。

< 関係機関との連携・協力 >

- ・ レクリエーションの指導をおこなう専門職として、青少年施設等の指導員やNPO法人も有効に活用できます。

県立県北青少年の家 (0195-23-9511)
県立県南青少年の家 (0197-44-2124)
県立児童館「いわて子どもの森」(0195-35-3888)
NPO法人岩手県レクリエーション協会(019-647-7413)

- ・ 絵本の読み聞かせも子どもたちの心を癒す有効な方法です。地域で活動する読書ボランティアを招いての読み聞かせ会を開くほか、県内の読書ボランティア有志や財団法人日本ユニセフ協会では、被災地に絵本を贈る活動や読み聞かせを派遣する活動の準備をしています。

避難所に絵本を贈る・読み聞かせに訪問する支援活動

「3・11 絵本プロジェクトいわて」(問合せ先;盛岡市中央公民館 019-654-5366)

「ユニセフ ちっちゃな図書館」プロジェクト

(問合せ先;財団法人日本ユニセフ協会 03-5789-2011 E-mail;jcuinfo@unicef.or.jp)

(4) 児童生徒の就学援助について

教育企画室・市町村助成担当

019-629-6159

① 就学援助の必要性

今回の被災により、県内の児童生徒の家庭の中には、生活基盤の崩壊により就学援助を必要とする家庭状況が多数見受けられることが予想されます。

各市町村教育委員会は、学校教育法第19条の趣旨に基づき、被災児童生徒の就学機会を確保するため、適切に就学援助制度を実施することが重要です。

② 就学援助等の弾力的な適用

文部科学省では、各市町村教育委員会に対し「被災により就学援助等を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号 文部科学副大臣通知）を要請しているところであり、一時避難児童生徒に対する就学援助（要保護・準要保護）の実施など、弾力的な対応が求められています。

③ 弾力的な適応例

市町村教育委員会は、次に例示する対応例を参考にし、被災児童生徒の実情に応じた弾力的な対応について配慮するようお願いします。

ア 一時避難した児童生徒に対しても、受入れ先の市町村において就学援助制度（要保護及び準要保護）を適用し、必要な援助を行う。

イ 家屋の全（半）壊（焼）や、収入の激減した世帯の児童生徒に対しては、実情を考慮し、従来の所得基準によらず、罹災証明及び申立書等により認定し援助をする。（阪神淡路大震災の際の神戸市の対応例）

ウ 就学援助制度・手続方法等の案内方法を工夫し、通常の方法（学校経由の文書配付等）のみならず、避難所等での相談窓口の開設や周知案内の配付を行うなど、誰でも気軽に相談できる環境の整備を図りながら、就学援助制度の周知徹底を図る。

④ 留意点

ア 一時避難児童生徒等に対する就学援助を受入れ先市町村で実施する場合において、避難前の市町村が実施する就学援助と重複支給しないように留意する必要があります。

このため、申請時において保護者等から十分確認するとともに、できるだけ市町村間で連絡を密にし、適切に対応願います。

イ なお、弾力的な対応により、結果的に重複支給となってしまうことも想定されることから、一時避難児童生徒等に対する就学援助を実施する場合には、重複支給となった場合の返還義務をあらかじめ文書により明示し、十分に理解を得たうえで支給する等の工夫をすることについても留意願います。

ウ 被災した児童生徒に対する就学援助を実施する市町村（一時避難児童生徒へ援助した市町村を含む）に対する財政支援措置（準要保護に係る国庫補助による支援、補助率の嵩上げ、地方交付税措置の拡充等）については、現在、国に対して要望しています。

※ 現時点では従前のおりです。

3 教職員に関すること

(1) 服務・給与関係について

教職員課・免許給与担当

019-629-6123

【服務・勤務時間関係】

① 通勤が困難な場合における特別休暇の取扱いについて(抜粋)⇒H23. 3. 15 付教職号外

問 自動車等を使用して通勤している職員が、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響で、ガソリンの購入規制が行われており、給油できない状況にある。このような職員について、出勤することが著しく困難であるとして職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）第12条第25号（※）の特別休暇（以下「25号休暇」という。）を承認して差し支えないか。

※平成22年度版岩手県教育関係者必携では、24号となっている（短期介護休暇が追加される前のものであるため）。

(答) 当該職員の通勤距離や代替となりうる通勤手段の有無等についても検討の上、出勤が遅くなる、又は出勤しないことがやむを得ないと判断される場合には、承認して差し支えありません。

(補足1) 通勤距離については、2km以上であって多少通勤の時間が長くなったとしても、一般常識に照らして徒歩による通勤が可能であれば、少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足2) 代替となりうる通勤手段については、多少の運賃等の負担が生じるとしても、代替の手段として十分使用できる通勤手段があるのであれば、同様に少なくとも1日の取得は承認すべきものではない。

(補足3) 例えば、ガソリンの購入可能な量が制限されていることにより、週5日のうち、3日であれば通勤可能であるといった場合には、全ての日について承認するのではなく、当該職員にとって比較的勤務の必要性が低い2日間について承認すること。

なお、通勤することが全く不可能ではないものの、困難であると考えられる場合に、「著しく困難である」として承認されるべきかは、その勤務日における勤務の必要性及び通勤の困難性を比較衡量して判断してください。

おって、上記に基づく個々の職員についての判断は、当該職員の個別具体的な事情に即し、社会通念上「著しく困難」であると言えるか、所属長において適切に判断願います。

問 25号休暇について「必要と認められる期間」とはどの程度を指すのか。

(答) 制度上、出勤を妨げていた原因が無くなるまでの期間と、その後、出勤に要する時間を加えた時間とされているが、職員にあっては、勤務先を不在とすることにより、それぞれの所属において少なからぬ負担が生じている現状に鑑み、直接的に出勤を妨げていた原因が無くならないとしても、例えば、所属の近隣にある知人の家に一時的に起居し、そこから一時的に出勤するなど、代替の方策を講じ、早期に勤務を再開できるよう尽力することが望ましいと考えます。なお、取得単位は、必ずしも1日とは限らず、分単位であっても差し支えありません。

② 平成 23 年 4 月 1 日付け人事異動発令に係る着任期間等の柔軟な対応について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

異動職員の着任については、岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）第 17 条第 1 項によりその期間を**発令の日から 1 週間以内**としているところですが、今般の東北地方太平洋沖地震による災害への対応の必要性等に鑑み、異動職員の着任については下記の考え方に十分に留意され、柔軟に対応されるよう御配慮願います。

- 1 発令の日から 1 週間以内に着任することができないときは、岩手県教育委員会服務規程第 17 条第 2 項によりあらかじめ**所属長（新所属）の承認**を得ること。
- 2 承認にあたっては電話連絡等による承認ができるものとし、その場合、**電話口頭受付票**により記録すること。
- 3 **所属長（新所属）は**、旧所属における当該職員の業務の状況及び新所属の事務分担等を踏まえ**適切な着任予定日を定め当該異動職員に伝える**とともに、円滑な引継ぎに努めること。
- 4 東北地方太平洋沖地震に伴う被害の甚大さを踏まえ、沿岸部からの異動職員には**必要な着任期間を確保**するとともに、沿岸部への異動職員については早期の着任ができるよう配慮すること。
- 5 災害の影響の小さい所属間の異動にあつては、異動職員はできるだけ引継ぎを速やかに行い、新体制への移行が円滑になされるよう努めること。
- 6 学校にあつては、始業式までには着任することを原則とするが、着任後、旧所属における引継ぎ（沿岸部職員との引継ぎなど）等により**旧所属に出向く必要がある場合には職務として出張を命ずる**こと。

（参考）岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）

第 17 条 職員は、採用され、又は転入若しくは配置換えを命ぜられた場合においては、その発令の日から起算して 1 週間以内に着任しなければならない。ただし、着任日を 1 週間以内の日に指定されたときは、この限りでない。

- 2 残務整理、事務引継ぎその他やむを得ない理由により前項に規定する期間内に着任することができないときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。

③ 平成 23 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う職員の事務引継の取扱い等について(抜粋)

⇒H23. 3. 25 付教職号外

1 事務引継ぎ関係

引継ぎに当たっては、当面、事務引継書の作成を省略できることとしますので、必要に応じ簡条書きメモにより口頭で引き継ぐなど、方法についてはできるだけ簡略化されるようお願いいたします。

また、年度替わりの時期における引継ぎについては、当面処理すべき必要最小限の内容に限定することとし、それ以外の業務については、業務の状況を踏まえながら、後日、随時引き継ぐなどにより対応していただくようお願いいたします。

2 手当関係

4 月 1 日付けの人事異動により異動する職員について、着任までの期間が 1 週間を超えて着任する状況が想定されることに鑑み、当該職員の手当支給の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますのでお知らせします。

また、住居の滅失等震災に関わる諸手当の取扱いについても別途お知らせする予定です。

3 服務及び権限関係

4月1日付けの人事異動の発令を受けた職員が、引き続き平成22年度の所属において災害対応等の業務に従事する場合における服務及び決裁権限の取扱いについては、別途、取扱方針を示すこととしておりますので知らせします。

④ 旧所属において従事することに係る諸手当の取扱いについて特例的取扱い（別途通知予定）

⑤ 勤務時間の割振りについて

教職員の勤務時間を弾力的に定めることによって、交代で休養がとれるよう配慮します。

① 勤務を要する日における始業、終業時間の弾力的な割振り

（例）避難所運営のため交替制をとる場合

早朝勤務職員： 6：00～14：30

通常勤務職員： 8：00～16：30

午後勤務職員： 13：30～22：00 など必要に応じた割振り

深夜については教員特殊業務手当で対応

② 週休日の振替えの有効活用

【給与関係】

以下のことについて、現在検討中ですので、おって通知いたします。

- (1) 震災による住居消失、通勤方法変更等については弾力的な取扱いについて
- (2) 届出を必要とする諸手当に係る事実発生日からの届出期間や証明書類等の提出について
- (3) その他、震災に係る各種手当の取扱いについて

(2) 教職員の健康管理について

教職員課・厚生福利担当

019-629-6214

① 自然災害に遭われた方へ


自然災害に遭われた方へ・・・

強いショックを受けた後のこころとからだの変化について

災害や事故などのショックな出来事を体験した後、私たちのこころとからだにはさまざまな変化が起こります。

これは日常とはかけ離れた大変な出来事に対する正常な反応です。

災害・事故などの体験後、約2～3週間は体調の変化が起こりやすい時期ですが、多くの症状は時間がたつと自然に回復していきます。



気が高ぶる イライラする 孤独感
怖い体験を何度も思い出す
不安や落ちこんだ気持ちになる
自分は役に立たないと感じる
助かったことを後ろめたく思う

不眠 悪夢 集中力がなくなる
食欲不振 吐き気 下痢 便秘
動悸 ふるえ 発汗
頭痛 だるさ 筋肉痛
風邪を引きやすい

感情がマヒしている
ひとつのよう感じる
よく覚えていない部分がある
考えたくない・話したくない

対応は・・・

- ★ 食事・睡眠・運動・休息を大切に
- ★ 深呼吸やストレッチ体操でリラックス
- ★ 気持ちや体験をことばにすると落ち着きます
- ★ 不注意による事故や怪我をしやすいため、普段以上に気をつけましょう
- ★ 心身の苦痛が強すぎたり、長く続くときは、医療スタッフや保健師等に相談しましょう

② 災害時の救援や支援に従事されている方へ

ア 被災者のこころのケアについて

住民は被災体験によるショックや、災害による不自由な生活環境のために強いストレス状態にあります。被災者のさまざまなストレスや不安を和らげるために、こころのケアのポイントについて説明します。

☆ 被災者の話に耳を傾けましょう

- ◇ 「被災体験を話すこと」は、ストレス反応を和らげるのに効果的です。まずは相手の気持ちを聴くことに焦点をあてましょう。安易な励ましや助言、無理に聞き出そうとすることは禁物です。

☆ 専門用語は避けましょう

- ◇ 「カウンセリング」「メンタルヘルス」「精神障害」などの用語は、被災者に「特殊な状態」を連想させ、不安を強めることがあります。「支援する」「お手伝いする」「お話する」などの普通の言葉を使いましょう。

☆ 災害によるストレスについて正しい知識を持ちましょう

- ◇ 被災者の心身にみられるさまざまな反応は、「災害という大変な出来事に対する正常な反応」で、その多くは時間がたつと自然に回復します。

☆ 必要に応じて専門家への橋渡しをしましょう

- ◇ ストレス反応が強い場合や、症状が長引く時は、医療スタッフなどの専門家へ橋渡しをしましょう。

イ 援助者のストレスについて

☆ 支援者に起こりやすい心理状態

高揚感 …「役に立っている」「頼りにされている」という思いから高揚した気分になりやすい。

罪悪感・罪責感 …自分は通常の生活を送っていることへの後ろめたさや、活動が十分に効果をあげられないときに感じやすい。

同一化

.....

★ 被災地で救援や支援活動にあたり、少しでも役に立ちたいとの思いから普段以上に気負ったり無理を重ねがちです。

★ また、被災体験を聴いたり実際に目の当たりにすることで、援助者自身も二次的な被災者となりストレス反応が起こることがあります。

以下のストレスチェックで、ご自身の健康状態を振り返ってみましょう。

【 チェックリスト 】

* 以下の 14 項目のうち、あてはまるものをチェックしてください

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ケガや病気になりやすい | <input type="checkbox"/> 物事に集中できない |
| <input type="checkbox"/> 何をしてもおもしろくない | <input type="checkbox"/> すぐ腹が立ち、人を責めたくなる |
| <input type="checkbox"/> 考えなければならぬ問題を考えられない | |
| <input type="checkbox"/> 状況判断や意思決定にミスがある | <input type="checkbox"/> じっとしてられない |
| <input type="checkbox"/> 落ち込みやすい | <input type="checkbox"/> ひきこもりがちになりやすい |
| <input type="checkbox"/> 物忘れがひどい | <input type="checkbox"/> いらいらする |
| <input type="checkbox"/> よく眠れない | <input type="checkbox"/> 不安が強い |
| <input type="checkbox"/> 頭痛、肩こり、冷え、のぼせなどの身体症状がみられる | |

参考：日本赤十字社「災害救援マニュアル」

結果はいかがでしたか？

5項目以上あてはまる方は、疲労がたまっています。できるだけ心身を休めるように工夫しましょう。

ウ ストレス対処法

* 食事・休憩・睡眠・休息日をとること

不眠不休では身体がもちません。交代時間は守り、よく休んで体力を回復しましょう。食欲がない時、時間がない時は、少量にわけて食べましょう。

*自分の限界を知る

「自分がいなければ」と気負わずに、仲間と協力しあって活動しましょう。
お互いに声をかけ、活動をねぎらいましょう。

* その日の体験や感情を語る

信頼できる相手に体験を話すと気持ちが落ち着きます。

報告会で活動を整理することも大切です。

* 深呼吸・ストレッチ・入浴等でリラックスしましょう。

(岩手県こころのケア研究会 岩手県精神保健福祉センター)

こころと身体をゆるめましょう！

ストレスを受けると
心身は緊張します。

身体は、かたまっていませんか？

大きな災害にあったとき、私たちは心理的なショックを受けて、誰でも心が不安定になります。

こんなときは、心が緊張するだけでなく、身体も緊張しています。不安になる、緊張する、焦る、落ち込む、眠れないといったことは心の自然な反応です。

危機に備えることは大切なことではありますが、ずっと緊張したままでは、心身ともに疲労が蓄積してしまいます。

そんななかでも、気持ちを少しでもゆるめる時間をもつていただければと願っています。

身体をゆるめて、
こころを落ち着かせましょう！
ゆるめる時間も大切です。

身体をゆるめて、こころを落ち着かせる方法として、いくつかのリラクゼーション法があります。ここでは誰でも簡単にできる方法をご紹介します。

どの方法でもかまいません。あなたがいちばんやりやすい方法を試して、実行してみてください。

一日に一回でも、数回でも、あるいは何度でも・・・、あなたの状況に応じて試してみてください。

リラクゼーション法をいくつかご紹介します。
どれでもかまいません・・・
あなたに適した方法を、ぜひ試してみてください。

ウェルリンク・メンタルヘルス研究所

1) セルフタッチ

——— 自分の身体をやさしくさする、抱きしめる……

気持ちが落ち着かないとき、自分の身体を感じてみましょう。
やさしく自分をさすったり、抱きしめながら、ゆったり呼吸をしましょう。

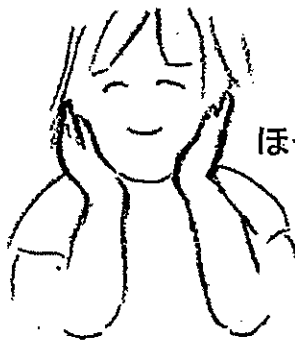


◎手を合わせてみてください。
あたたかさを感じますか？

両うでを
つつむように
する



◎ほほ、両目、首すじを
つつみこむように、ふれてみましょう。



ほっぺに



両目
に
かるく

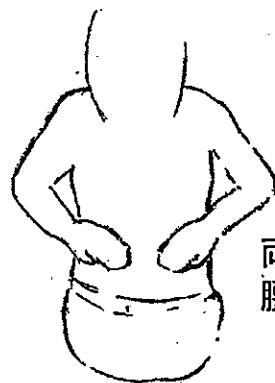


首筋に
手のひらを

◎ひざや腰を
つつみこむように、ふれてみましょう。



ひざを
つつむように



両手を
腰に……

どの方法でもかまいません。
いちばん気持ちのいい方法を試してみてください

(c)2011,WellLink

2) グーパー呼吸

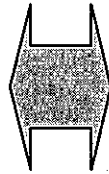
———— 拳をギュッと握り、息をはきながら、両手を開く

両手をギュッと握ってから、息をゆっくりとはきながら、同時に両手の力をゆるめます。その後、ゆったりと自然呼吸をしましょう。
力がゆるむ感覚、ゆるんでいる感覚に意識を向けましょう。

◎両手を
ギュッと
にぎる



◎息をはきながら
ゆっくりチカラを
抜いていく



3) 首まわし

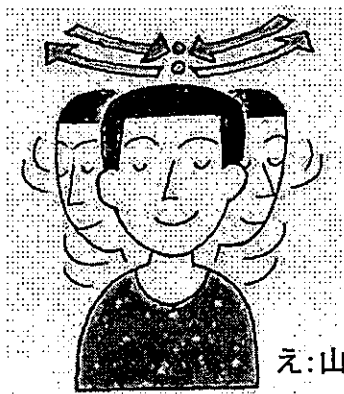
———— 首をゆっくり回しながら、緊張やゆるみを感じる

◎首をできるだけゆっくり左右に回します。

左を向いて、正面に。右を向いて、正面に戻します。

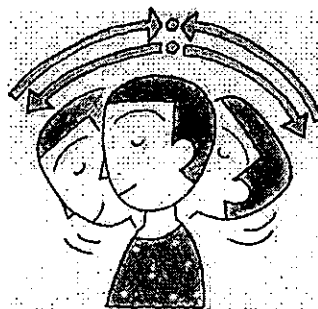
※正面に戻すときにはゆっくりと、首の緊張感がほどけていく感覚を
味わいながらゆっくりと戻しましょう。

※左右を向くときに息をすって、正面に戻るときに息をはきます。



え: 山下正人

同様に、ゆっくり前後や回転も。
★決して無理はしないでください。



どの方法でもかまいません。

いちばん気持ちのよい方法を試してみてください

(c)2011, WellLink

4) スワイショー

———— 反復動作をくり返すと、気持ちは落ちつきます

ゆったりできないとき、気持ちを落ちつかせたいときは、反復動作をしましょう。反復動作には気持ちを落ちつかせる効果があります。軽く両足を開いて立って、「腰を回転させる方法」と「腕を前後に振る方法」があります。

- 1) 腰をゆっくり左右に回転させる。
- 2) 腰が回転するのに応じて、少しずつ、腕が腰の回りを回転する。
- 3) 少しずつ、腕の振りを大きくしていく。



※腰を左右に回転させることで、
両腕が「でんでん太鼓」のように回転します。

※左右に腰を回転させながら、
肩や上半身のチカラをぬいて行ってください。

※「腕を前後に振るスワイショー」も同様に行ってください。
肩のチカラを抜いて、左右の腕を同時に前へ、後ろへふります。

※5分～10分程度、繰り返すとよいでしょう。

5) ゆったり呼吸

———— おなかを意識しながら、ゆったりと呼吸する

ゆったりした呼吸をすることで、全身に新鮮な空気が行きわたります。気持ちも落ちついてきます。

「腹式呼吸」をあまり意識し過ぎないでください。お腹がふくらんだり、へこむのを感じるままにしましょう。

1) 口から、息をゆっくりとはきます。

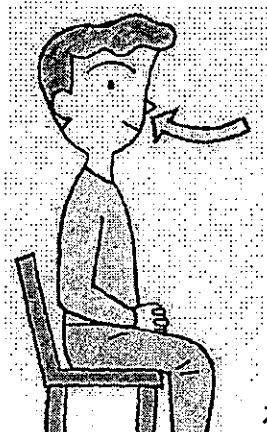
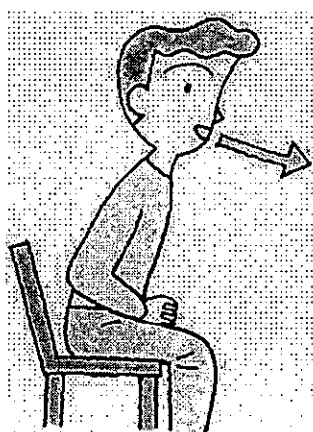
はく息とともに、肩や腕などからチカラが抜けていくようにイメージしましょう。

「身体がゆるんでいく〜」と、心の中で語ります。

2) 鼻から、ゆっくりと息を吸います。

胸からお腹、全身に新鮮な空気が満たされていくイメージをしましょう。

お腹や腰にも空気がはいつてふくらむ感覚をできるだけ感じるようにしましょう。



え: 山下正人

※何度でも、気持ちが落ちつくまでやってみてください。

※両手をお腹にあてると、お腹の変化を感じやすいでしょう。

※身体を前後に少し、動かしてみるのもよいでしょう。

※自分にあつた方法で、ゆったり呼吸してください。

(c)2011, WellLink

6) グラウンディング

——「見て」「聞いて」「感じて」、気持ちを少しずつしていく

1. 楽な姿勢で座って、ゆっくり呼吸してください。
 - ・足や腕は組まないで、ゆったりとリラックスさせてください。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
2. まわりを見渡してみましょう。
 - ・目に映るもので嫌な気持ちにならないものを、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
床が見えます。靴が見えます。テーブルが見えます。
椅子が見えます。人が見えます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
3. 周囲の音を聞きましょう。
 - ・嫌な気持ちにならない音を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
女の人 が話しているのが聞こえます。
自分が呼吸する音が聞こえます。ドアが閉まる音がします。
足音が聞こえます。携帯の鳴る音がしています。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。
4. からだの感覚を感じましょう。
 - ・苦痛ではないからだの感覚を、5つあげてください。
たとえばこんな感じです。
両手に木のひじかけが触れているのを感じます。
自分の足が靴の中にあるのを感じます。
背中が椅子にもたれているのを感じます。
両手で毛布をつかんでいるのを感じます。
唇があわさっているのを感じます。
 - ・ゆっくりと深く呼吸してください。

出典：『サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 第2版』（2009年3月、兵庫県こころのケアセンター訳、アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク、アメリカ国立PTSDセンター）
<http://www.j-hits.org/>

(c)2011, WellLink

「こころと身体をゆるめましょう！」について

東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さま、ご関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆さまにとっては、とても休める状況ではないかもしれませんが、しかし、こうした状況であるからこそ、少しでも、こころと身体を休めていただける方法を知っていただければと願って、本書を作成しました。

被災者の皆様への安全確保や援助は緊急を要していますが、一方で気持ちを休めることはとても大切です。ほんの少し時間でも、こころと身体を休めていただければ幸いです。

また、直接の被害にはあってははいないものの不安を感じておられる方、気持ちが落ち着かないという方も多いかと思えます。できるだけ、心身を休める時間をつくっていただければと存じます。

本書につきましては、どなたであってもご自由にご活用いただきかまいません。ご自由に転用・転載していただき、少しでもお役に立てていただければと存じます。

なお、本書の作成にあたりましては、産業カウンセラーの向井清二(<http://se-ji.info/>)さん、三簾雅弘さん、臨床心理士の高野一郎さんにご協力をいただきましたこと、御礼を申し上げます。

2011年3月15日

ウェルリンク株式会社
メンタルヘルス研究所
所長 小西喜朗

<http://www.welllink.co.jp/>

(c)2011,WellLink

(3) 関連給付事業について

【公立学校共済組合岩手支部】

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

教職員課・厚生福利担当

TEL019-629-6218

(短期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
組合員証等の再交付 (組合員・被扶養者)	<ul style="list-style-type: none"> 組合員証等がない場合でも下記の内容を申し出ることにより医療機関で受診できること。 (氏名、生年月日、勤務先) 被災により組合員証等を紛失した場合は、所属を通じて再交付申請を行うこと。 ※ 所属所に出勤できない状況にあるなど所属所を通じて申請が困難である場合は、当支部に直接郵送又は来庁の手段により申請をすることができます。この場合は担当まで連絡してください。	再交付申請書(様式第10号) ※様式を取得できない場合は、下記を記載した任意様式で可。 ・所属 ・組合員証番号 ・組合員氏名 ・再交付者氏名、続柄 ・送付先住所
医療費にかかる一部負担金等の支払免除 (情報提供)	(注)阪神淡路大震災時の情報提供。今回の災害に適用については公立学校共済組合本部で検討中。 下記要件のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣が定める日まで診療機関に支払う一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が免除される。 (1) 震災により居住する家屋が全壊又は半壊の被害を受けた組合員及び被扶養者 (2) 震災により主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った組合員及び被扶養者	申請が必要となること。 ※今回の災害に適用される場合は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。
入院附加金	組合員が5日以上入院したときに給付する。 ・支給額 1日につき500円	(自動給付)
埋葬料(附加金) 家族埋葬料(附加金)	組合員又は被扶養者が死亡した場合に支給される。 ※ 弔慰金(家族弔慰金)に該当する場合も支給される。 ・支給額 埋葬料50,000円+附加金25,000円 (行方不明者の取扱い) 下記の場合は、死亡として取扱うこと。 ・ 認定死亡(官公庁が死亡と認定したとき)の場合 ・ 失踪宣告の場合	(家族)埋葬料及び附加金請求書(様式第54号) ※「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し
弔 慰 金 家 族 弔 慰 金	災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が死亡した場合支給される。 ※ 災害見舞金(附加金)に該当する場合も支給される。 ・支給額 (組合員) 掛金の基礎額×1.25 (被扶養者) 掛金の基礎額×1.25×0.7 ※ 行方不明者の取扱いは、埋葬料と同様。	(家族)弔慰金請求書(様式第55号) ※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。
災 害 見 舞 金 (付加金)	災害(地震、津波、火災等)により組合員又は被扶養者が居住する住居や家財に被害があった場合、その被害の程度により支給される。 ※ 家財には組合員の通勤用自動車を含む。 ※ 被害の程度が小さい場合は支給対象とならない場合があること。 ・支給額 掛金の基礎額×3×1.25～掛金の基礎額×0.5×1.25 (被害区分:全壊、半壊、一部損壊等)	災害見舞金附加金請求書(様式第52,53号)等 現場・家財の写真 (住居の一部の損壊や床上浸水のときは、可能な限り住居家財の写真を撮影願います。) ※請求方法は、今後所属宛て通知しますので通知により手続きを行ってください。
災害対策事業 見 舞 金	災害救助法が発動された地域内で被害を受け、災害見舞金(附加金を含む)の支給される者に支給する。 ・支給額 30,000円	(自動給付)

今回の災害に関わる給付金の請求期限は事実発生(3月11日)から2年間です。

(長期給付)

事業名	額 及 び 条 件	提 出 書 類
年 金 関 係	組合員が死亡した場合の年金関係の取扱いについては、現在本部に照会中。	

東北地方太平洋沖地震関連貸付事業

教職員課・厚生福利担当

19-629-61 2 6

(貸付)

○新規貸付

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合。	住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍に相当する額 ただし、1,900万円まで	360回以内
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合。	200万円(注1)	120回以内

注) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け(以下「総額規制対象貸付け」という。)の申込時において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る未償還元金の総額と申込み金額の合計額は700万円以内とします。

また、償還猶予者等償還金不足金を有する場合の償還金不足金は、上記700万円には含めません。

○償還猶予

貸付対象種別	事由	猶予期間等
住宅貸付け及び住宅災害貸付け(介護構造部分に係る貸付けを含む。)	住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。	申し出のあった日の属する月の翌月(貸付の申込みと同時に申し出のあった場合は、初回の償還日の属する月)から12か月の範囲内で借受人が希望する期間。
激甚災害による住宅災害貸付け	次の条件を満たした場合 ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。)第2条第1項に規定する政令による激甚災害の指定があること。 ② 理事長の指定する地域において、①の災害により被災したこと。 ③ 自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けていること。	住宅災害貸付けの元金の償還を3年を限度として猶予する。

○住宅貸付から住宅災害貸付への借換えについて

改修又は改築を行い借入額が増える場合は、住宅災害貸付として借換えが可能であるが、貸付種別のみを変更することはできません。

○その他

今回の災害による特例利率等を適用する住宅災害貸付については、公立学校共済組合本部で検討中です。

東北地方太平洋沖地震関連給付事業

(今回の地震による新設事業 ※H23.3.25付け所属長あて文書通知及びホームページ掲載)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
災害特別資金貸付 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、緊急に資金を必要とする罹災会員の便宜を図るため、貸付事業の種類に「災害特別資金貸付」を新設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸付限度額を 1,500,000 円とする。(貸付額は、100,000 円単位とする。) 貸付利息は無利息。 貸付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 償還月額は、10,000円～15,000円とし、償還期間は、貸付額に応じた期間とする。(最大100カ月=8年4カ月) ※会員が希望する場合は、12 カ月の範囲内で償還猶予できる期間を設ける。 「災害特別資金貸付借入申込書」に所要事項を記載の上、所属長の証明を得て申し込むものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別資金貸付借入申込書 災害特別資金貸付借用証書 申立書 同意書
災害特別支援金 (新設)	<p>東北地方太平洋沖地震災害に伴い、定期人事異動の内示により赴任地の住居を確保するため所要経費を支払い、その住居の被災により入居が不可能となった場合で、契約の相手方の事情によりその所要経費の返還を求められなくなった会員に対し、その所要経費について支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給付対象者は、平成23年度定期人事異動の内示に伴い、転勤先の住居を確保するため借家(借間)の賃貸借契約をした場合で、その契約に伴う所要経費について、契約の相手方から返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者とする。 給付期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。 所要経費とは、1に掲げる賃貸借契約に伴う手付金、敷金及び礼金とする。 支援金の額は、所要経費の範囲内とする。 支援金給付の条件は契約書及び領収書等により支払いの履行が確認され、真に所要経費の返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者と所属長が判断した者。 給付金の受領後に契約の相手方等から所要経費が返還された場合は、その旨速やかに互助会に申し出て、所定の方法で給付金を互助会に返納するものとする。 申請手続は、給付規程に基づく「災害特別支援金申請書」に所要事項を記載のうえ、所属長の証明を得て申請するものとする。添付書類は、原則として契約書、受領書の写しを添付するものとする。 実施は平成23年4月1日からとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害特別支援金申請書 添付書類は、原則として契約書、受領書の写

(短期給付事業・厚生福利事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
療養給付金 (会員・家族)	会員又は被扶養者が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した費用の内、公立学校共済組合又は文部科学省共済組合等で給付する額及び国又は地方公共団体に支払う公費負担額を控除した額が、2,500円を超えたときに給付する。給付額は当該控除後の額から2,500円を控除した額とする。	
災害見舞金	会員が住居、家財に災害を受けたときに、次の区分により給付する。 1 600,000円 ア 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。 イ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 以下省略	共済組合の「災害見舞金請求書」に様式併合(①災害見舞金・災害見舞金附加金請求書②)り災明細書)
弔慰金 (会員及び被扶養者)	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 500,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 200,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 100,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
弔慰金 (被扶養者以外の配偶者)	配偶者(会員又は被扶養者を除く)が死亡したときに、200,000円を給付する。	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 入院1日につき 500円 2 被扶養者の場合 入院1日につき 500円	
遺児育英資金	会員が死亡したときに、被扶養者のうち、満18歳の年度末までの間にある会員の遺児があるとき、遺児1人当たり500,000円を給付する。	遺児育英資金請求書 (様式第113号)

(特別弔慰積立事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
特別弔慰金	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 200,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 100,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 50,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号に併合) 2 戸籍謄本 (コピーでも可)

(4) 教職員のための相談窓口

教職員のための相談窓口のご紹介

被災後こころの健康に不安を感じたら、ひとりで悩まず、まずは相談しましょう。

下記のいずれの相談窓口も秘密は固く守られます。(匿名での相談もできます。)

『公立学校共済組合本部』事業

◆ 教職員健康相談24 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 医師や専門スタッフが心とからだの相談に対応します。
- 24時間年中無休 通話料・相談料無料(匿名可)
- 心理カウンセラーの電話によるカウンセリングは、下記の時間のみとなります。
(メンタルヘルスカウンセリング 9:00~20:30)

◆ 面談によるメンタルヘルス相談事業 <<0120-24-8349>> (携帯電話からも可。通話料無料)

- 臨床心理士、心理カウンセラーが面談を行います。(1回50分5回まで無料)
- 面接予約受付時間 9:00~17:00(土日・祝祭日・12月31日~1月3日を除く)

『公立学校共済組合岩手支部』事業

◆ 保健師による健康相談(メンタルヘルス含む) <<019-629-6214>>

- こころの健康、身体に関する心配事等について、公立学校共済組合岩手支部の保健師が電話相談に応じています。(面接相談も日程調整により可)
- 相談時間 平日9:00~18:00

◆ 東北地方太平洋沖地震に被災された方への心の相談緊急電話 <<0120-111-916>>

- 日本精神衛生学会、日本臨床心理士会等の医師、臨床心理士、保健師等が心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の心の緊急電話相談に応じています。
- 相談時間 13:00~20:00

◆ 災害時ストレス健康相談受付窓口(精神保健福祉センター) <<019-629-9617>>

- 岩手県精神保健福祉センターの専門職員が、相談機関の紹介や災害時ストレスの健康相談等に応じています。

4 資料

(1) 他県、他市等の被災児童生徒の受け入れについて

被災地の児童生徒の受け入れを通知している都道府県、他縣市町村、その他
(情報)

都道府県名	問い合わせ先	備考
山形県	山形県教育庁義務教育課 電話 023(630)2871	・相談窓口を設置 (別紙参照)
東京都	東京都教育庁総務部教育政策課 電話 03(5320)6829	・両親をなくした児童生徒 ・衣食住の確保及び転学
神奈川県	神奈川県教育委員会支援教育部 電話 045(210)8211	・市町村へ柔軟な受け入れを通知 ・公営住宅等への2次受入相談
大分県	大分県教育委員会教育改革・企画課 電話 097(506)5414	・転入学を希望する児童生徒 ・就学援助等の弾力的な対応
鳥取県	鳥取県教育委員会小中学校課 電話 0857(26)7509	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
広島県	広島県教育委員会指導第1課 電話 082(513)4976	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
岐阜県	岐阜県教育委員会学校支援課 電話 058(272)1111 内線 3679	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
香川県	香川県教育委員会義務教育課 電話 087(832)3741	・市町村へ柔軟な受け入れを通知
宮崎県	宮崎県教育庁学校政策課 電話 0985(26)7239	・宮崎県ホームページを参照
和歌山市	和歌山市教育委員会 電話 073(432)0001(代)	・小学生 60名程度
愛知県瀬戸市	瀬戸市教育委員会学校教育課 電話 0561(88)2763	・ホームステイ先の確保 ・夏休みまでの期間
兵庫県小野市	小野市役所市民福祉部 電話 0794(63)1509	・ホームステイ形式 ・8月頃まで100名 ・移動経費、滞在費用、学用品、 就学支援経費、医療費について 市またはホスト家庭が負担
福井県	福井県PTA連合会 電話 0776(41)4253	・一定期間のホームステイによる 学校への通学
福岡県	日本の次世代リーダ-養成塾事務局 電話 03(5466)0804	・福岡県を中心にホームステイ先 を見つける支援

○ 上記以外の都道府県、他縣市町村、本縣市町村においても受け入れについて柔軟に対応することとしています。(問い合わせ先：移転先の各市町村の教育委員会)

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
1	山形県教育委員会	山形市松波2-8-1	山形県教育庁 高校教育課	3月14日	山形県教育庁 高校教育課	高等学校について 023-630-3106	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	3月14日	山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室	特別支援学校について 023-630-2867	023-630-2774
			山形県教育庁 義務教育課	3月14日	山形県教育庁 義務教育課	小中学校について 023-630-2871	023-630-2774
2	山形市教育委員会	山形市旅籠町2-3-25	山形市教育委員会 学校教育課	3月14日	山形市教育委員会 学校教育課(学事係)	023-641-1212(代)	023-641-2531
3	上山市教育委員会	上山市河崎1-1-10	上山市教育委員会 学校教育課	3月22日	上山市教育委員会 学校教育課	023-672-1111	023-672-3001
4	天童市教育委員会	天童市老野森1-1-1	天童市教育委員会 学校教育課	3月18日	天童市教育委員会 学校教育課	023-654-1111 (内線823)	023-654-3355
5	山辺町教育委員会	山辺町緑ヶ丘5	山辺町教育委員会	3月14日	山辺町教育委員会 教育課	023-667-1115	023-667-1116
6	中山町教育委員会	中山町長崎6010	中山町教育委員会	3月22日	中山町教育委員会	023-662-5484	023-662-5440
7	寒河江市教育委員会	寒河江市中央1-9-45	寒河江市教育委員会 学校教育課	3月15日	寒河江市教育委員会 学校教育課	0237-86-2111	0237-86-8691
8	河北町教育委員会	河北町谷地みどり町3-2	河北町教育委員会 管理課	3月14日	河北町教育委員会 管理課	0237-71-1136	0237-71-1110
9	西川町教育委員会	西川町海味510	西川町教育委員会 教育文化課	3月17日	西川町教育委員会 教育文化課	0237-74-2114	0237-74-2601
10	朝日町教育委員会	朝日町宮宿1115	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月14日	朝日町教育委員会 教育文化課学校教育係	0237-67-3302	0237-67-3375
11	大江町教育委員会	大江町左沢882-1	大江町教育委員会 教育文化課学校教育係	3月15日	教育文化課 学校教育係	0237-62-2270	0237-62-4736
12	村山市教育委員会	村山市中央1-3-6	村山市教育委員会 学校教育課	3月14日	村山市教育委員会 学校教育課	0237-55-2111	0237-55-2155
13	東根市教育委員会	東根市中央1-1-1	東根市教育委員会 管理課管理係	3月14日	東根市教育委員会 管理課管理係	0237-43-1170	0237-43-1176
14	尾花沢市教育委員会	尾花沢市若葉町1-4-27	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	3月11日	尾花沢市教育委員会 こども教育課教育指導室	0237-22-1111	0237-22-3034
15	大石田町教育委員会	大石田町緑町1	大石田町教育委員会 教育文化課	3月16日	教育委員会 教育文化課就学担当	0237-35-2111 (内線253,254)	0237-35-2118
16	新庄市教育委員会	新庄市沖の町10-37	新庄市教育委員会 学校教育課	3月18日	学校教育課(就学相談)	0233-22-2111 (内線444)	0233-23-5600
17	金山町教育委員会	金山町金山662-1	金山町教育委員会 教学課総務学事係	3月19日	教学課 総務学事係	0233-52-2902	0233-52-2903
18	最上町教育委員会	最上町向町644	最上町教育委員会 教育文化課	3月22日	教育文化課(就学相談)	0233-43-2053	0233-43-2345
19	舟形町教育委員会	舟形町舟形263	舟形町教育委員会 事務局	3月22日	事務局(就学相談)	0233-32-2379	0233-32-3362
20	真室川町教育委員会	真室川町新町233-1	真室川町教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-62-2337	0233-62-2306
21	大蔵村教育委員会	大蔵村清水2620	大蔵村教育委員会 学校教育係	3月22日	学校教育係(就学相談)	0233-75-2323	0233-75-2336
22	鮭川村教育委員会	鮭川村佐渡2003-7	鮭川村教育委員会 教育課	3月22日	教育課(就学相談)	0233-55-2111 (内線232)	0233-55-3269

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学に関する相談窓口設置について

番号	教育委員会名称	所在地	相 談 窓 口				
			設置場所	設置(実施)期日	相談窓口の名称	T E L	F A X
23	戸沢村教育委員会	戸沢村名高1593-86	戸沢村教育委員会 学校教育課	3月19日	学校教育課(就学相談)	0233-72-3242	0233-72-2307
24	米沢市教育委員会	米沢市金池3-1-55	米沢市教育委員会 学校教育課	3月17日	米沢市教育委員会学校教育課 「就学希望調査」窓口 (米沢市営体育館)	0238-22-5111	0238-21-6925
25	南陽市教育委員会	南陽市三間通436-1	南陽市教育委員会	3月18日	南陽市教育委員会	0238-40-3211	0238-40-3388
26	高島町教育委員会	高島町高島435	高島町教育委員会 教育総務課	3月18日	高島町教育委員会教育総務課	0238-52-4474	0238-52-4459
27	川西町教育委員会	川西町上小松1736-2	川西町教育委員会	3月17日	川西町教育委員会 川西町健康福祉課 (いきがい交流館) 川西町産業振興課 (農改センター)	0238-42-2111	0238-42-3159
28	長井市教育委員会	長井市清水町1-25-1	長井市教育委員会 管理課	3月18日	長井市教育委員会 管理課	0238-88-5767	0238-88-5883
29	小国町教育委員会	小国町岩井沢704	小国町教育委員会 事務局	3月18日	小国町教育委員会 事務局	0238-62-2141	0238-62-2143
30	白鷹町教育委員会	白鷹町荒砥甲833	白鷹町教育委員会	3月18日	白鷹町教育委員会	0238-85-6144	0238-85-2183
31	飯豊町教育委員会	飯豊町大字樺2888	飯豊町教育委員会	3月17日	飯豊町教育委員会	0238-72-2111	0238-72-3827
32	鶴岡市教育委員会	鶴岡市上山添字文栄100	鶴岡市教育委員会 学校教育課	3月22日	鶴岡市教育委員会 学校教育課	0235-57-4865	0235-57-4886
33	三川町教育委員会	三川町横山字西田85	三川町教育委員会 学校教育係	3月17日	三川町教育委員会 学校教育係	0235-35-7005	0235-66-5550
34	庄内町教育委員会	庄内町狩川字大釜22	庄内町教育委員会 教育課	3月14日	庄内町教育委員会 教育課	0234-56-3317/3318	0234-56-3222
35	酒田市教育委員会	酒田市中町1-4-10	酒田市教育委員会 学校教育課	3月18日	酒田市教育委員会 学校教育課	0234-26-5776	0234-23-2257
36	遊佐町教育委員会	遊佐町遊佐字舞鶴211	遊佐町教育委員会 教育課	3月22日	遊佐町教育委員会教育課 総務学事係	0234-72-5891	0234-72-3313

(2) 子どもと遊ぶレクリエーション集

生涯学習文化課・生涯学習担当

019-629-6176

レクリエーション①「命令ゲーム」【コミュニケーション・ゲーム】

＜リーダーと参加者の関係づくりゲーム、10～40人、2分程度＞

- 1 参加者は、リーダーを向き、両手を下ろしたままスタートとなります。
- 2 リーダーが、『はい』と言ったら、私の言うことを聞いてください。』と参加者に言います。
- 3 リーダーはテンポよく命令を出します。
 - (1) 「はい、右手を上げて」
 - (2) 「はい、左手を上げて」
 - (3) 「両手を下ろして」「ひっかかりましたね。『はい』と言っていませんよ」
- 4 リーダーは、「よく聞いていても、つられてしまうのが人間です」と、参加者に安心感を与えます。
 - (4) 「はい、座って」
 - (5) 「はい、立って」
 - (6) 「座って」「つられましたね。座ってはいけませんよ」
 - (7) 「はい、座って」
 - (8) 「はい、背筋を伸ばして」
 - (9) 「はい、これでゲームを終わりにします」

※ 楽しませながら、子どもたちを静かにさせるゲームとして有効です。

レクリエーション②「バースデー・サークル」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、10～40人、5分程度＞

- 1 リーダーが参加者に、「声を出さずに身振り手振りだけで、誕生日を相手に知らせ、誕生日順に並んだ円を作ってください」と伝えます。
 - 2 リーダーが、1月の場所を指定してから、ゲームがスタートします。
 - 3 参加者は、誕生日順に一重円をつくります。
 - 4 サークルができたら、1月の参加者から大きな声で自分の誕生日を発表し、正確に並んでいるかを確認します。
- ※ 人数が多い時は、同人数に分けて、サークルをつくる速さと正確さを競うゲームにもなります。
- ※ 人数が少ない時は、横一列に並んで「バースデー・ライン」というゲームになります。子どもを一列に並べたい時、無作為にゲームのチーム分け（一列に並んだあと、奇数順・偶数順で2チームに分ける）をおこなう時にも活用できます。
- ※ 「朝起きた時間サークル」、「昨日の夜寝た時間サークル」など、数字により順列ができるものであれば応用が可能あり、遊びながら子どもの生活を知ることできます。

レクリエーション③「 どじょう・キャッチ 」【コミュニケーション・ゲーム】

＜参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、5～40人、5分程度＞

- 1 全員参加で、1つの輪（サークル）をつくります。
 - 2 左手は軽く握って「ツボ」をつくり、右手は人差し指だけにして「どじょう」をつくります。
 - 3 右隣の人がつくった「ツボ（左手）」に自分の「どじょう（右手の人差し指）」を差し込みます。
（自分の「ツボ（左手）」には、左隣の人の「どじょう（右手の人差し指）」が入っています）
 - 4 「ツボ（左手）」は軽く握り、「どじょう」が出入りできるようにし、リーダーが「キャー、キャー、キャー」と言った後、「キャッチ」と言ったら、右隣の人がつくった「ツボ」から自分の「どじょう（右手の人差し指）」は逃げ、自分の「ツボ」は左隣の人の「どじょう」をつかまえます。
- ※ 「キャー」の数は、リーダーが自由に決めます。「キャー」を言わずに、いきなり「キャッチ」でも結構です。
- ※ 「キャッチ」の代わりに「キャンディ」「キャラメル」「キャット」という、ひっかけ言葉を入れることおもしろくなります。
- ※ 左手（ツボ）と右手（どじょう）を入れ替えると難しくなります。（左利きの子どもの、有利になります）

レクリエーション④「 ジャンケン電車 」【運動ゲーム】

＜参加者同士がコミュニケーションを図るジャンケン・ゲーム、20人以上、15分程度＞

- 1 リーダーの合図とともにスタートします。リーダーの「ジャンケン・ポン」のかけ声で、近くにいる人とジャンケンをします。
 - 2 負けた人は、勝った人の肩に手をかけてくっつきます。
 - 3 勝った人は、また別の人とジャンケンをします。負けたら自分の後ろの人ごと、勝った人の後ろにくっつきます。
 - 4 リーダーは、だんだん長くなっていく列を見て、実況中継のように声をかけて盛り上げます。
 - 5 同じように繰り返す、最後に1本の長い列になるまでやり、先頭の人優勝となります。
- ※ 遊びながら、子どもたちを一行に並べることができます。

《ジャンケン・ゲームのバリエーション》

（1）お札集め

- ① 参加者全員に、お札に見立てた紙を5枚ずつ持ちます。
- ② ジャンケンをして、勝ったら相手から1枚もらい、負けたら相手に1枚渡します。時間内に相手を変えながら、繰り返します。
- ③ 5枚のお札がなくなったら負けとなり、制限時間の中で一番お金持ちになった人が勝ちになります。

（2）ジャンケンまわり

2人一組でジャンケンをし、負けた人は、勝った人の周りを1周回ります。同じ相手と3回戦おこない、別の相手と繰り返します。

レクリエーション⑤「ジャンケン手たたき」【コミュニケーション・ゲーム、頭を使うゲーム】
<参加者同士のコミュニケーションづくりをはかるゲーム、2人一組、5分程度>

- 1 2人一組となり、右手で握手をします
- 2 左手でジャンケンをして、勝った人が負けた人の右手をたたきます。
- 3 負けた人は、勝った人にたたかれる前に左手でガードします。勝った人が、ガードをされたらたたくことはできません。(たたいてしまった時は負けた人に、無条件で1回たたかれます)
- 4 3回戦として、2勝したら(2回たたいたら)勝ちとなります。

※ 強くたたけないように、利き手である右手で握手をし、左手でたたくこととしています。

※ トーナメント戦や団体戦でも盛り上がります。

《アレンジ・バージョン》

(1) タコの人とタイの人を決め、リーダーが、「ター、ター、タコ」と言ったら、タコの人がたたき、「ター、ター、タイ」と言ったらタイの人がたたきます。

(2) 奇数の人と偶数の人を決め、リーダーが「4+7」と言ったら、奇数の人が「9-3」と言ったら偶数の人がたたきます。3つの数の足し算や掛け算、割り算など、学年の学習段階に応じて工夫できます。

レクリエーション⑥「二文字しりとり」【頭を使うゲーム】

<いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、10人程度、15分程度>

- 1 みんなで円(サークル)になります。
- 2 リーダーが単語を出します。(例; がっこう)
- 3 最後の2文字を使って、順番にしりとりをします。
(例; がっこう→こうしゃ→しゃかい→かいがら→がら・・・)
- 4 最後の文字に「ん」がついていても、大丈夫です。
(例; おめん→めんどり)
- 5 最後の2文字が使えない単語を出した人や答えられなかった人は失格となります。
(最後の2文字が使えない例; だんご→んご・・・)

※ 普通のしりとりゲームよりも難しく、頭の運動になります。

レクリエーション⑦「古今東西ゲーム」【頭を使うゲーム】

<いつでも、どこでもできる“言葉”探しゲーム、5人以上、15分程度>

- 1 リーダーを中心に、参加者は円(サークル)になって座ります。
- 2 リーダーは、「古今東西、〇〇の名前(例; 動物の名前)」というふうに、テーマを出して誰かを指名します。

- 3 指名された人は、テーマの答え（例；ウサギなど）を言い、順に右回りで答えていきます。
- 4 10秒以上答えが出せなかったり、既に出た答えを言ったりした人は負けとなります。
- 5 リーダーは、負けとなった人に次のテーマを出して続けます。

《テーマの例》

「花の名前」、「虫の名前」「野菜の名前」「県名」「スポーツ選手の名前」「歌手・タレントの名前」「くさいもの」「“クス”のつく言葉」「“～ング”のつく言葉」「お金では買えないもの」など

レクリエーション⑧「ポキャブラ・チェック」【頭を使うゲーム・中学生用】

＜与えられたお題を英語で説明し、みんなにあててもらうゲーム、10人程度、30分程度＞

- 1 同人数で2チームに分かれます。
 - 2 リーダーがチームの中から解答者を選び、お題を見せます。
 - 3 解答者は両手を後ろに組み、英語でチームの仲間にお題を説明します。
 - 4 制限時間内にチームの仲間に当ててもらいます。
 - 5 チーム交互に、3回ずつおこない勝敗を決めます。
- ※ ①「ジェスチャー」は禁止、②「日本語」での説明は禁止、③お題そのものを英語で言ったら失格

《お題の例》

- ・ 聖徳太子、宮本武蔵などの歴史上の人物
- ・ 富士山、東京スカイツリー、奈良などの地名
- ・ 牛丼、カレーライス、とうふなどの食べ物
- ・ リンゴ、バナナ、びわなどの果物 など

レクリエーション⑨「数集め(&力合わせ)」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、10～50人程度、20分程度＞

- 1 リーダーの合図で、全員が音楽にリズムに乗って適当に歩きます。
(となりのトトロ、愛は勝つ、世界に一つだけの花、なそ)
 - 2 リーダーは音楽を止め、適当な数だけ手をたたきます(笛を吹きます)。
 - 3 リーダーの手をたたいた数(笛を吹いた数)の人数で集まり、手をつないで座ります。
- ※ リーダーは、ゲームの前に参加者の人数を確認し、集まることができる人数を把握し、余ってしまう人が出ないように配慮します。人数調整で、リーダーが入っても結構です。
- ※ 5人組・6人組等の少人数班を、遊びながら作ることができます。

《力合わせゲーム》

- * 「パン・パン」 → 2人組になりました。
 - ・ 向かい合って手をつないで、一緒に立てますか？
 - ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン」 → 3人組になりました。

- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン」 → 4人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？
- ・ 背中合わせで手を組んで、一緒に立てますか？
- * 「パン・パン・パン・パン・パン・パン」 → 6人組になりました。
- ・ みんなで手をつないで、一緒に立てますか？どうやったらいいか、みんなで考えましよう。

レクリエーション⑩「 あんたがたどこさ 」【運動ゲーム】

＜軽い運動をしながら、参加者が力を合わせるゲーム、6人以上、15分程度＞

- 1 みんなで円（サークル）になり、手をつなぎいで内側を向きます。
- 2 「あんたがたどこさ」の歌に合わせて、右回りに1拍1ジャンプで回りますが、「さ」の時だけ左回りにジャンプします。

《「あんたがたどこさ」の歌詞》

あんたがたどこさ、肥後さ 肥後どこさ、熊本さ 熊本どこさ、船場（せんば）さ
 船場山（せんばやま）には タヌキがおってさ それを猟師が鉄砲で撃ってさ
 煮てさ、焼いてさ、食ってさ そこへ木の葉でちよっとかぶせ

《 ひとりで遊ぶ・バージョン 》

- (1) 地面や床に「十字（田の字）」をライン書きます。
- (2) 左手前のボックスに立ち、「あんたがたどこさ」を歌いながら1拍で1回、右左にジャンプします。
- (3) 「さ」の時だけ前にジャンプし、次の1拍で後ろに戻ります。
- (4) ジャンプする方向を間違えたり（横に跳んだり・斜めに跳んだり）、地面・床のラインを踏んだら負けになります。

レクリエーション⑪「 フルーツバスケット 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かすイス取りゲーム、10～20人以上、40分程度＞

- 1 リーダーを中心に、円（サークル）になって参加者全員がイスに座ります。
- 2 リーダーは、「白い服を着ている人」「メガネをかけている人」などの参加者の共通点を見つけ、みんなの前で叫びます。リーダーの言った内容に該当する人は、すぐにイスから立ち上がり、別のイスに移ります。この時、リーダーも一緒にイスに座ります。最後のイスに座れなかった人が鬼となり、次の条件（朝ごはんは、パンを食べた人 等）を叫び、イス取りゲームを続けます。
- 3 鬼が「フルーツバスケット」と言った時は、全員が一斉に別のイスに移動をしなければなりません。この時、隣のイスにずれるだけは反則とします。

- ※ イスがない場合は、段ボールを切ってその上に座ってもいいでしょう。また、屋外ではイスがわりに地面に小さな丸い円を描き、その上に立ちます。

レクリエーション⑫「 とりかご 」【運動ゲーム】

＜素早い身のこなしが必要となる軽い運動ゲーム、20人以上、20分程度＞

- 1 3人組をつくります。2人は両手をつなぎ「かご」を作ります。その中に1人が入り、「とり」になります。
 - 2 「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 3 鬼が「とり」と言ったら、中の「とり」はすぐに移動し、空いている別の「かご」に入ります。この時、鬼も「かご」の中に入り、「とり」になります。「とり」にも「かご」にもならなかった人が、鬼になります。
 - 4 鬼が「かご」と言ったら、外に2人は手を離し、別の「とり」のところに行って、今までの相手とは別の人と「かご」を作ります。この時、「とり」が、片手を上げていると目印になります。また、鬼も「とり」のところに行き、相手を見つけて「かご」を作ります。
 - 5 鬼が「とりかご」と言ったら、「とり」も「かご」もバラバラになり、新たに3人で「とり」と「かご」を作ります。この時は、これまでの「とり」だった人が「かご」に、「かご」だった人が「とり」になっても構いません。
- ※ 参加者の人数により、鬼が2人の場合は、2人で相談をして「とり」、「かご」、「とりかご」を選び、声を合わせて言います。

レクリエーション⑬「 しっぽ取り (&鬼ごっこ) 」【運動ゲーム】

＜思い切り体を動かす全員参加の鬼ごっこゲーム、10～50人以上、20分程度＞

屋 外 (30m×15m)

体育館 (10～30人；バレーコート、30人～；バスケットボールコート)

- 1 リーダーは、50cmに切ったヒモテープを参加者全員に配り。ズボンの後ろにはさんでもらいます。(ヒモは、ひっぱるとすぐに取れるように10cmをめやすにズボンの中に入れるようにします)
 - 2 リーダーの「よい、スタート」の合図で、自分以外の人の「しっぽ」を取りに行き、自分の「しっぽ」は取られないように逃げます。このとき、エリアの外には出てはいけません。
 - 3 「しっぽ」を取られた人は、エリアの外に出ます。他の人の「しっぽ」を何本取っても、自分の「しっぽ」を取られたら負けです。自分の「しっぽ」を取られないように逃げ切った人の勝ちです。
- ※ 少人数なってきたら、エリアを半分にするなど、小さくしていきます。

《鬼ごっこのバージョン》

(1) 手つなぎ鬼

鬼が誰かをつかまえたら、手をつなぎ、2人一組の鬼になります。もう一人をつかまえたら、3人一組で鬼になり、4人になったら、2人組の鬼が2つに分かれます。鬼が増殖していく鬼ごっこです。

(2) 高鬼

地面から少しでも高い場所は、鬼がタッチできない安全地帯です。ただし、鬼がそばに来て30数えるまでに、別の場所に逃げなければなりません。(指定した色に触っていると安全な「色鬼」も同じルール of 鬼ごっこです)

教 学 第 1 1 7 5 号
平成 2 3 年 3 月 1 6 日

各教育事務所長 様

学校教育室長

平成 23 年度（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学副大臣から通知がありました。

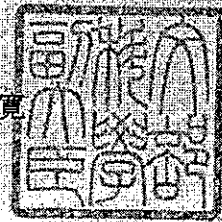
については、被災した地域の児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、別添の内容に十分留意し、その対応について、貴管内市町村教育委員会及び所管の学校に対して周知し、特にも、被災した地域の児童生徒の受け入れ等については、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう配慮するよう必要な指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	藤岡 宏章
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	h-fujioka@pref.iwate.jp

22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊，菅谷，江間
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731
（E-mail）svoto@mext.go.jp

事務連絡
平成23年3月24日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県知事部局（私学担当） 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の首長部局（学校設置会社立学校担当）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への
弾力的な受入れ等に関するQ&Aの送付について

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への受入れ等については、各教育委員会において積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

このたび、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知。以下「通知」という。）のうち、主に被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、お問い合わせいただいた内容をもとにQ&Aを作成しましたので、御参考までにお送りいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、本Q&Aも参考に、引き続き通知の趣旨を踏まえた取扱いをお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の首長部局におかれましては、公立学校における取扱いについて十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線3745、2349）

※ お問い合わせの内容により、上記以外の担当課が承ります。

被災した児童生徒等の弾力的な受入れ等に関するQ & A

平成23年3月24日

問1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」(平成23年3月14日付け文科初第1714号。以下「3月14日付け通知」という。)の「1.被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」中の、「弾力的に取り扱い」とは、例えば、どのようなものが考えられますか。

(答)

基本的に、法令に違反しない範囲であれば、各地方公共団体の実情に応じて可能な手立てをすべてとっていただいでよいでしょう。

具体的な手立てとしては、例えば、

- ① 通常の転学手続に必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する児童生徒については可能な限り速やかに受入れを行うこととし、状況が落ち着いてから手続を行う、
- ② 市町村教育委員会の判断で簡素化できる手続については簡素化する、などが考えられますが、これに限らず、各地方公共団体の積極的な取組が期待されることです。

その際、必ず児童生徒の在籍関係(転出先の学校に在籍とするか、元の学校に在籍したままとするか)を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮をお願いします。これにより、その後、各学校において指導要録に記入する等の際にも、より円滑に行うことができるものと考えられます。

例えば、受入れに当たり、ただちに事務手続ができない場合であっても、対象児童生徒の氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等、就学手続上必要と思われる事項については、記録を残し、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどの工夫がなされるとよいでしょう。

また、在籍することとなった児童生徒については指導要録を作成する必要がありますが、同様に、受け入れた時点で指導要録を作成して記入できる情報を記入し、後日、元の在籍校からの指導要録の写しの送付等を受けて追記していく等の工夫が考えられます。なお、元の在籍校での指導要録が紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら、可能な範囲で追記し、児童生徒の指導や証明に生かせるよう御配慮願います。

問2 学齡児童生徒については、住民基本台帳に基づいて学齡簿を編製することになっていますが、被災児童生徒が住民票を異動しないまま、転入学させることは可能でしょうか。

(答)

1. 災害の有無にかかわらず、そもそも、学齡児童生徒については、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有していれば、この者についても学齡簿を編製し、就学手続をとることが必要です。

この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することが必要です(※1)。

今回の震災による被害に伴い、ただちに住民票の異動の手続ができない等の事情がある場合には、各市町村の住民基本台帳担当部署と連携の上、復興が進み、態勢が整ってから異動の手続をとる等、適切に対応していただくことが望ましいでしょう。

また、市町村の区域内に転住してきた学齡児童生徒を学齡簿に記載したときには、当該教育委員会は、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知していただくよう御留意願います(※2)。

※1 「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」(昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達)、住民基本台帳法第13条

※2 「学齡簿および指導要録の取扱いについて」(昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達)

2. 上記1. の手続のほか、学校教育法施行令第9条においては、児童生徒等を住所地の市町村の設置する小・中学校等以外の小・中学校等に就学させようとする場合の取扱い(区域外就学)について定められています。区域外就学を行う場合には、今回の震災に伴う受入れの場合に限らず、受入れ側の市町村教育委員会において学齡簿を編製する必要はありません。

なお、同条第2項において、住所地の市町村教育委員会との協議について定められていますが、今回の震災による被害に伴い、必要な書類が整わないなど通常の手続が困難である場合には、各市町村の判断で簡素化できる手続については簡素化するなど、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

問3 今回の震災による被害に伴い、避難のため短期間滞在する場合においても、希望する児童生徒を学校に受け入れて差し支えないでしょうか。

(答)

3月14日付け通知の「1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて」においては、期間の長短に関わらず、被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることをお願いしています。

なお、公立学校の受入れに際しては、当該学校の在籍者として受け入れる転入学のほか、学籍は元の学校のまま、受入れ先の学校の活動に参加する等の事実上の就学など、多様な取扱いが想定されますので、被災地の状況や、各地方公共団体の実情等に応じて、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

ただし、いずれの場合におきましても、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどして、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れ、児童生徒の不利益にならないよう御配慮願います。

問4 被災したA県の高等学校に合格したが、他県に転出し、転出先の都道府県における高等学校への入学を希望している者については、どのように取り扱うことが適切でしょうか。

(答)

A県の高等学校に入学し、その後、転出先都道府県の高等学校に転学する取扱いとするのか、あるいは転出先高等学校へ入学する取扱いとするのかについては、本人の事情等を勘案しながら柔軟に対応していただけるとよいでしょう。

その際、必要な書類が揃わなければ手続きが進まない等といったことにならないよう弾力的にお取り扱いいただくとともに、入学扱いとする場合には、入学者選抜においても、例えば、学力検査は行わず、面接などにより選抜するなどの御配慮をいただけるとよいでしょう。

問5 被災地域で県立高校の授業を再開できない状況です。被災した生徒を速やかに受け入れるため、県内外の他の高校や公共施設などで授業を行うことを考えていますが、法令上可能でしょうか。また、この場合にはどんなことを留意すればよいでしょうか。

(答)

高等学校設置基準第18条において、「高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」としており、このたびの東北地方太平洋沖地震は、まさに特別の事情に該当するものであると考えられます。

他の高校や公共施設を借用する場合には、当該施設の設置者等と十分調整の上、教育の実施にあたって安全上支障がないよう御留意願います。

事 務 連 絡
平成23年3月25日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について

東北地方太平洋沖地震に被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、各機関の多大な御尽力に御礼を申し上げます。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け文科初第1714号文部科学副大臣通知）において、児童生徒等の就学機会の確保等については周知したところですが、被災地域及び計画停電範囲内等の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育課程編成上の留意点について、下記のようにまとめましたので御配慮・御指導等をお願いします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 入学式など学校行事について

入学式など学校行事については、各学校・各教育委員会の判断により、その時期を決定するものであり、特に被災地域等の学校・教育委員会においては、児童生徒・学校・地域の状況等を考慮し、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応に御配慮いただくこと。

2. 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定め

る標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められること。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるなど御配慮いただくこと。

また、公立小学校及び中学校等においても、学校教育法施行規則により、特別の必要がある場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められており、被災地域等において標準授業時数を確保するために土曜日等の休業日を活用することも考えられること。

さらに、被災地域等の高等学校等においても、授業時数の確保について、小学校及び中学校等と同様に取り扱うよう御配慮いただくこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL 03-5253-4111 (内線2367)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

教 学 第 1 2 5 0 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

沿岸南部教育事務所長 様

学校教育室長

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課より通知がありました。

については、貴管下の各市町村教育委員会及び所管する各学校に対して周知願います。

また、平成 2 3 年 4 月 1 日付教学第 5 号で送付する「学校再開に向けたガイドライン」を参考にしながら、弾力的な教育課程の編成ができるよう指導・支援をお願いします。

義務教育担当 主任指導主事	福士 幸雄
TEL	019-629-6138
FAX	019-629-6144
E-mail	yu-hukusi@pref.iwate.jp

様式1

震災に伴う教材等の喪失数調査

* 届け出済の平成22年度使用教材一覧のうち、平成23年度も継続使用するものを下の表にリストアップして、喪失数を記入してください。

* 今回の調査は、実態の把握をするためのものです。可能な範囲でかまいませんのでよろしくお願いします。

〇〇市町村立

学校

	教科名	教材名	出版社名	価格	使用対象学年 (平成22年度)	喪失数
1	国語	国語辞典※	/		/	
2	国語	古語辞典※	/		/	
3	国語	漢和辞典※	/		/	
4	英語	英和辞典※	/		/	
5	英語	和英辞典※	/		/	

※辞典の価格は児童生徒が使用しているもので代表的な辞書の価格を記入してください。

6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

教科書・副教材以外の学用品(文房具を除く)の喪失数調査

〇〇市町村教育委員会

学校名

--

	学用品名	単価	喪失数	合計額
1	制服(男子)			0
2	制服(女子)			0
3	夏用制服(男子)			0
4	夏用制服(女子)			0
5	体育着(上下一式)			0
6	夏用体育着一式			0
7	内履き靴(一般用)			0
8	体育用内履き靴			0
9	体育用外履き靴			0
10	水泳授業用水着一式(男子)			0
11	水泳授業用水着一式(女子)			0
12	音楽科用具一式(具体的に記載すること)			0
13	図画工作・美術科用具一式(具体的に記載すること)			0
14	家庭科用具一式(具体的に記載すること)			0
15	技術科用具一式(具体的に記載すること)			0
16	通学用ヘルメット			0
17	通学用ランドセル・ザック			0
18	通学用スポーツバック(ザック以外に指定している場合)			0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
	合 計 額			0

※「学用品名」は例であり、各学校の実情に併せて加除をお願いします。

(様式) F A X 送信書 (添書不要)

県立総合教育センター F A X 番号 0 1 9 8 - 2 7 - 3 5 6 2

(電話番号 0 1 9 8 - 2 7 - 2 7 1 1)

支援物資 (学用品) 依頼書

〇〇市町村教育委員会

平成 2 3 年 〇 月 〇 日 (〇)

現在下記の学校において次の学用品が必要なので、依頼します。

	学校名	学用品名	個数	備考	センター使用欄	
					送付数	チェック
例	〇〇小学校	ランドセル	1 5 0	全学年児童分	1 0 0	レ
例	〇〇中学校	美術用絵の具	2 0 0	2, 3 年生生徒分	なし	レ
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※学校からセンターに直接送信する場合もこの様式を使うこと。

※欄が不足の場合は、追加して記入すること。

※右下の担当者名は、この学用品担当者氏名並びに実際に使える電話番号

担当